

愛知大学

自己点検・評価報告書

2019 年度

愛知大学

目次

序章	1
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	17
第4章 教育課程・学習成果	24
第5章 学生の受け入れ	43
第6章 教員・教員組織	52
第7章 学生支援	64
第8章 教育研究等環境	78
第9章 社会連携・社会貢献	101
第10章 大学運営・財務	113
第1節 大学運営	113
第2節 財務	127

序章

愛知大学（以下、「本学」）は、2014 年度に公益財団法人大学基準協会（以下、「基準協会」）による機関別認証評価を受審し、適合認定を受けた。この認証評価では、長所として特記すべき事項が示された一方、努力課題 8 件、改善勧告 2 件の指摘を受けた。この評価結果は、直ちに本学の自己点検・内部質保証委員会、学内理事会、大学評議会、理事会に報告され、全学的に共有された。努力課題及び改善勧告は、2015 年度の自己点検・評価活動の中で改善方針を取り纏め、以降 2018 年度に至るまで、改善に取り組んできた。2018 年 7 月には基準協会で定められた「改善報告書」を提出し、その改善方針及び取組について一定の評価をいただいた。

この度、本学では、第 3 期認証評価を見据えた取り組みを開始し、2019 年度自己点検・評価報告書を取りまとめることとした。2019 年度の自己点検・評価は、第 3 期認証評価のプレ認証評価と位置づけ、2018 年度と 2019 年度の自己点検・評価を集約して作成する取扱いとした。基準協会から示された第 3 期認証評価の大学基準ごとに、基準協会の示す「点検評価項目」及び「評価の視点」を踏まえ、学内の各組織での自己点検・評価を行い、それを全学的観点から取り纏めを行った。今後とも内部質保証と質向上を推進するためのさまざまな取組に挑戦していく所存である。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定と
その内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

愛知大学は、1946年11月15日、中部地区唯一の旧制の法文系大学として愛知県豊橋市に創立された。その前身ともいえる東亜同文書院（後に東亜同文書院大学）は、1901年中国上海に設置され、日本の海外高等教育機関として最も古い歴史を有しており、学問の自由を尊ぶ校風のもと、中国・アジア重視の国際人を養成してきた。やがて終戦を迎え、東亜同文書院大学は中国に接收、廃校となったが、当時の教員たちは同大学の再建を決意し、元東亜同文書院大学、元京城帝国大学、元台北帝国大学等の教授を中心として本学を設立した。このとき文部省に提出された「愛知大学設立趣意書」（資料1-1）には、本学設立の「特殊の意義と使命」として、①学問、文化の「大都市への偏重集積」を排し、「地方分散」を図る、②「世界文化と平和に寄与すべき新日本」のために、「国際的教養と視野をもった人材」を育成する、③「外地の大学専門学校に在籍する学徒等」を受け入れる、の3点が挙げられており、「国際文化大学の如き性格」をもつ大学として発展する展望が示されていた。このうち③はやがて歴史的使命を終えたが、①と②についてはその後、新制大学への転換とそれに伴う文学部の設置（1949年4月）、法経学部の法学部、経済学部、経営学部への改組転換（1989年4月）、現代中国学部の設置（1997年4月）、国際コミュニケーション学部の設置（1998年4月）、大学院法務研究科法務専攻（専門職大学院）の設置（2004年4月）、大学院会計研究科会計専攻（専門職大学院）の設置（2006年4月）、地域政策学部の設置（2011年4月）、新名古屋校舎の開設（2012年4月）に至るまで、創立70周年を超える歴史の中で、この意志は表現を変えつつも教育研究をはじめとする諸活動に受け継がれてきた。現在では、「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」に整理されて、本学の「建学の精神」として定着している。

この「建学の精神」の礎である「設立趣意書」が本学の教育研究の拠り所であることを踏まえ、現在では愛知大学学則第1条の「目的」を定めている（資料1-2）。

また、大学院研究科の目的については大学院学則第2条第1項において定めており、大学院学則第4条第1項及び第2項において、課程ごとに定めている（資料1-3）。

更には、専門職大学院の目的について、専門職大学院学則第2条第1項において定めている（資料1-4）。

これらの目的に基づいて、各学部・学科、大学院の各研究科・専攻の教育研究上の目的を、愛知大学学則第2条の2（資料1-2）、愛知大学大学院学則第6条の2（資料1-3）、及び愛知大学専門職大学院学則第2条第3項（資料1-4）にそれぞれ定めている。

例えば学部では、特徴的なものとして、現代中国学部は「現代中国について総合的に教育・研究する学部として、国際的な視野と識見を備えたグローバル人材を養成する。この目的を実現するために、ビジネス・言語文化・国際関係の3コースを設け、中国語教育を基礎に、専門的かつ広範な学修を積ませ、また現地プログラム、現地研究調査、現地インターンシップ等を通じた実践的・能動的教育を行う。」を教育研究上の目的としている。更に地域政策学部は「『地域を見つめ、地域を活かす』を学部理念とし、政策学に関する知識を基礎に、地域とその諸問題を深く理解し、まちづくりと持続可能な社会づくりに貢献する人材を養成する。幅広い職業人に必要な教養と地域政策に関する専門知識を学習させ、アクティブ・ラーニングを重視し、地域を分析する技能を修得させる。これらを基礎に、安定的で個性的なまちづくり・社会づくりへ修得した知識と技能をバランスよく対応させるとともに、多様な能力を持つ人々や組織と協力して問題解決に取り組む『地域貢献力』を育成する。」を教育研究上の目的とし、それぞれ学則第2条の2第1項第6号及び第7号（資料1-2）に定めている。大学院では、例えば法学研究科公法学専攻は「博士後期課程においては、法学の学理面での研究を指導し、研究者として自立的に研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる学識とを養成すること、さらにまた、現代社会や国際文化の発展に寄与する研究者の養成を図ることを目的とする。」を教育研究上の目的としている。また、中国研究科中国研究専攻では「本学が中国研究・教育分野において挙げてきた伝統とその研究成果を踏まえ、中国を対象にして社会科学・人文科学の各分野を学際的に研究しかつ総合化し、修士課程においては、高度な専門的な職業人の養成と研究能力の育成を、博士後期課程においては、修士課程での研究能力を踏まえたうえで研究者養成を目的とする。特に、修士課程のデュアルディグリー・プログラムにおいては、国際的かつ高度な専門的な職業人の養成と国際的水準に達する研究能力の育成を、博士後期課程デュアルディグリー・プログラムにおいては、国際的な水準に達した研究者の養成を目的とする。」を教育研究上の目的としている。さらには、国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻では「修士課程においては、国際的にも国内的にもグローバル化が進行し、同時にローカルな視点も求められる現代の状況に活躍できる人材の育成を目的とする。その方法としては、次の3領域を有機的に関連させることに特色がある。第一は、英語と日本語に関する専門知識と運用能力に重点を置いた言語コミュニケーション研究。第二は、国際関係分野での国際関係論、国際ビジネスと異文化理解に関する研究。第三は、文化人類学・民俗学の視点を取り入れた多文化間比較研究である。」を教育研究上の目的としており、それぞれ大学院学則第6条の2第1項第1号及び第9号（資料1-3）にそれぞれ定めている。

このように、各学部・研究科の教育研究上の目的は、本学の「建学の精神」は適切に関連していると言える。

点検評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の「建学の精神」は、入学式、卒業式等の学内の諸行事における学長の講話において繰り返し語られてきたほか、本学公式ホームページにも掲載され（資料 1-5【ウェブ】）、また毎年度、高校関係者・受験生向けに配付される「大学案内」（資料 1-6）にも言及される等、社会に対し広く公表している。また、愛知大学の由来や歴史を説明した『愛知大学五十年史 通史編』（2000 年）（資料 1-7）や、愛知大学五十年史の要約を母体としてその後の 10 年の歩みを加えた『愛知大学小史』（2006 年）（資料 1-8）をはじめ、その他書籍・パンフレットのなかでも言及されている。本学の由来や歴史について写真を中心にわかりやすくまとめた『愛知大学創成期の群像 写真集』（2007 年）（資料 1-9）は、教職員や豊橋校舎の学生等に配付している。本学名誉教授藤田佳久氏が中日新聞に連載したものを一冊にまとめた『日中に懸ける一東亜同文書院の群像』（2012 年）（資料 1-10）を新入生の全員に配付し、本学が「国際文化大学」として再出発した原点について理解を深める機会を設けた。更には 2018 年度から、学部全体のカリキュラムの見直しの中で共通教育科目に「自校史」を扱う科目を追加（科目名「総合科目」、1 年次配当科目）した。前述の資料 1-10 をテキストとし、本学の成り立ちや、設立趣意書及び「建学の精神」に対する理解を深める機会としている。2011 年 4 月～9 月に中部経済新聞に和木康光氏によって連載された『知を愛し人を育み（愛知大学物語）』は連載終了後 1 冊の書籍『知を愛し人を育み（愛知大学物語）』として刊行され（資料 1-11）、卒業時に配付される等、本学の「建学の精神」、理念・目的等を広く認識いただく一助となっている。また、本学には国の登録有形文化財「大学記念館」（登録番号：第 23-0009 号）があり、大学記念館内の展示室には東亜同文書院大学から愛知大学への変遷を紹介するコーナーが設置され、一般に公開されている。この大学記念館の管理運営を統括する愛知大学東亜同文書院大学記念センターでは、2019 年 11 月に『講演会／昭和 30 年代から平成にむけての愛知大学を語る』（資料 1-12）を開催し、本学の元理事及び本学理事長・学長による講演を通して本学の変遷を認識いただく機会を設けた。

各学部・研究科の「教育研究上の目的」については、「履修要項」（資料 1-13）、「大学院履修要項」（資料 1-14）、「法科大学院ガイドブック」（資料 1-15）、本学公式ホームページ（資料 1-16【ウェブ】）に掲載している。「大学案内」（資料 1-6）、「大学院研究科案内」（資料 1-17）、「法務研究科パンフレット」（資料 1-18）では、図や写真をふんだんに用い、教員、学生、卒業生の生の声を盛り込むなど、各学部・研究科の理念・目的や特色をわかりやすく伝える工夫を施している。これらを通じて、「建学の精神」と同様に各学部・研究科の理念・目的は学内構成員間で共有され、受験生をはじめ広く社会にも公表されている。

刊行物及び本学公式ホームページへの掲載という形態だけによらず、受験生、学生、保証人（保護者）へ直接語りかけることで、「建学の精神」及び理念・目的を発信する機会を設けている。特に、受験生及びその保証人（保護者）に対しては、オープンキャンパス時

に実施される学部説明会、模擬講義、個別説明会等を通じて理念・目的への理解を得られるよう努めている。また、高校訪問や高校での出前講義の機会を生かし、理念・目的を平易に説明するよう努めている。新入生に対しては、新入生オリエンテーションの際、教職員から説明することで周知を図っている。加えて、在学生の保証人（保護者）に対しては、毎年度開催される愛知大学後援会教育懇談会において、学部長がそれぞれの学部の理念・目的及び特色について説明する機会を設けている。大学院については、年2回開催される大学院進学相談会において大学院案内等を用いることでその機会を担っている。

学部・研究科によってはそれぞれのホームページを設け（資料 1-19【ウェブ】）、理念・目的や特色について説明するなど、個別の取組みを行っている。

点検評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 ：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
--

本学では、1990 年代より、5～8 年ごとに期間を定め、将来を見据えた中・長期計画を策定している。現在では、「将来の長期ビジョン」として 10 年後（2025 年度）の大学将来像を示し、その達成に向けての戦略構想として 5 年間（2016～2020 年度）の中期的な基本構想となる「第 4 次基本構想」（資料 1-20）を設定した。

I 将来の長期ビジョン（10 年後の大学将来像）

- 1 中部私大のリーダーとしてのブランド大学、全国的にも高く評価される大学。
- 2 建学の精神としての世界の平和と文化に貢献する人材、グローバル人材、地域に貢献する人材を育成する大学。
- 3 複眼的視野から論理的に考える力、伝える力、知的意欲を基本にした学力および社会の変化に適応できる能力を育成する大学。
- 4 先端的な研究を含めた研究の充実した大学。
- 5 多様な学生が共に学び、社会のさまざまな人々と交流し、成長できる場を提供できる大学。

「第 4 次基本構想」の内容は、「1. 組織再編」、「2. 教育の充実深化」、「3. 国際化教育の促進」、「4. 研究推進」、「5. 地域社会との連携」、「6. 学生受入・支援」、「7. 情報発信」、「8. ガバナンス・管理運営」、「9. 施設・設備」、「10. 財務」を大項目として掲げ、さらにその下に 38 項目にも及ぶ小項目を設定した。

基本構想にあるそれぞれの施策は、毎年度の事業計画書（資料 1-21）とも連動したものになっている。事業計画書を作成する際には、基本構想にあるそれぞれの施策について進捗状況の確認がなされ、その進捗状況を踏まえて事業計画書を作成し、その事業計画書を踏まえて実行し、事業報告書（資料 1-22）として総括される。

さらに、基本構想は、毎年度の予算編成とも連動したものになっている。年度ごとに策定される「予算編成方針（資料 1-23）」の中では、基本構想の実現に向けた事業に対する財政的な措置を積極的に行うことが謳われ、実際の「予算申請書（資料 1-24）」の中にも、基本構想との関連を記す項目が設けられている。

このように事業計画書や予算編成等とも関連付けながら、基本構想の推進に努めている。

なお、2018 年度に「第 4 次基本構想」の進捗を点検し、各項目の達成状況を確認している。2020 年度事業計画の作成に際しては、この達成状況を踏まえて策定することとしている。

各学部の中には、将来を見据えた中・長期の計画について、独自に検討を重ねているところもある。

文学部においては、50 歳未満の若手教員による「文学部の 10 年後を考える会」において、大学とそれを取り巻く環境の変化を踏まえた将来構想を検討し、『文学部の 10 年後を考える会』による答申(2018 年 1 月 25 日)（資料 1-25）をまとめた。地域政策学部においては、2019 年度に若手教員を中心に学部将来構想委員会を立ち上げ、2022 年度学部再編を目指して現在検討をすすめている（資料 1-26）（資料 1-27）。現代中国学部においては、学部創設以来、現地主義教育の根幹を成してきた全員留学プログラム（現地プログラム）を、より効果的、効率的なプログラムとするための検討委員会を設置し、2020 年度中に改革案をまとめる予定である（資料 1-28）。

（２）長所・特色

本学は 2016 年に創立 70 周年を迎え、あらゆる分野で活躍する 14 万人を超える卒業生を輩出している。近々において「建学の精神」の具現化を目指すべく取り組んでいることとして、2012 年 4 月に「国際歓迎・交流の拠点」となるささしま地区に新名古屋校舎を開校した。2017 年 3 月に第 2 期工事が竣工し、本館（研究棟）、600 名収容で 4 ヶ国語同時通訳可能なグローバルコンベンションホール、グローバルラウンジ、ラーニングコモンズを供用開始し、教育研究設備を更に充実させた。また、国際コミュニケーション学部では、2018 年 4 月に比較文化学科から国際教養学科に名称変更した。創立の地である豊橋校舎では、2018 年 4 月に文学部では心理学科を新設し、地域政策学部では食農環境コースを新たに設置した。グローバル時代に対応し、全学的な取り組みとして日本理解・発信力を高める「さくら 21 プロジェクト」や、キャリア形成の一環として問題解決能力を養う産官学連携 PBL である「Learning+」（ラーニングプラス）を実施し、学生の能力向上に寄与している。

また、本学では大学等の目的を実現するために、「基本構想」として 5 年間の中期計画、さらに「大学将来像」として 10 年間の長期ビジョンを策定している。「基本構想」は、毎年度の事業計画と連動したものになっており、事業計画は都度見直しを図っている他、毎年度の予算編成の際にも、財政的な措置を積極的に行うこととしている。このように、「大学将来像」を達成するための具体的な仕組みが作られている。

（３）問題点

本学の「建学の精神」について、公式ホームページや各学部取組等により積極的に周知を図ってきている。その一方で、2018年度に本学卒業年次生に対して実施した学修成果アンケート（資料 1-29）において、「建学の精神」への理解を深めることができたかを問う設問に対して、肯定的回答が回答者の約 6 割にとどまっている。本アンケート自体の回答率（卒業予定者の約 45%）も考慮しつつ、「建学の精神」への理解を深める機会を引き続き創出していく必要がある。

（４）全体のまとめ

本学では各学部・研究科において、「建学の精神」に基づき教育研究上の目的を明確に定めており、理念・目的は適切に設定されているといえる。また、理念・目的は教職員の間で共有され、様々な手段で広く社会に公表し、積極的に周知に努めてきた。さらに、大学等の目的を実現するために、「第 4 次基本構想」として中長期計画を策定・公表し、全学を挙げて実行を進めている。2021 年度には、「第 5 次基本構想」として、新たな中長期計画を策定する予定である。今後、在学生に向けて「建学の精神」が後の人生の中で生かされるよう、教育研究上の目的を適切に設定し、教育研究活動の改善を推進していく必要がある。

以上のことから、本学の理念・目的に関する取組は、大学基準に照らして良好な状態にあると考える。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点	：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示
	・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
	・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
	・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学では、内部質保証のための大学全体の方針として「内部質保証のための全学的な方針及び手続」（資料2-1【ウェブ】）を定め、公表している。具体的には、「本学の建学の精神、教育研究の目標及び各種方針の実現に向けて、自らの責任において、内部質保証システムを継続的・恒常的に機能させ、教育研究等の質の向上を図る。」という方針を掲げている。この方針は、後述する自己点検・内部質保証委員会が学部・研究科等の意見を聴きつつ作成し、全教職員に共有し、取り組みを行っている。

上記方針を踏まえ、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織として、「愛知大学自己点検・内部質保証委員会規程」（資料2-2）に基づき、自己点検・内部質保証委員会を設置している。その目的を「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等及び管理運営等の状況について自ら点検・評価を行い、内部質保証の全学的取り組みを行う。」として掲げ、以下の事項を所管することとし、その役割を担っている。

- (1) 自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に係る事項
- (2) 自己点検・評価の実施、組織及び内部質保証の体制に係る事項
- (3) 各組織の自己点検・評価の統括に係る事項
- (4) 自己点検・評価報告書の作成及び改善方策の策定に係る事項
- (5) 自己点検・評価結果の公表に係る事項
- (6) 外部評価に係る事項
- (7) 学校教育法に定める認証評価に係る事項
- (8) 自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項に関する資料収集、調査研究及び啓発活動に係る事項
- (9) その他自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項

その下で所管する諸活動の運営について責任を負う関係組織が、分野ごとに全学的な観点から自己点検・評価を行い、自己点検・内部質保証委員会に報告する。

各学部・研究科は、それぞれ内部に自己点検・評価委員会を設け、自己点検の実施、評価結果を踏まえ、関係組織と密接に連携し、教育研究活動等の改善を行っている。

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上は、教学委員会、学部教授会、大学院委員会及び各研究科委員会が担い、単年度においては、運用上の個別の課題について改善に

努め、次年度の開講計画の策定を行う。また、おおむね4年ごとに行われるカリキュラム改革においては、従前のカリキュラムを総括した上で、より良いカリキュラムを策定すべく企画・設計を行っている。このようにPDCAサイクルを実行し、教育目標、育成する人材像の実現に向けて、継続的に検証を行っている。

点検評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

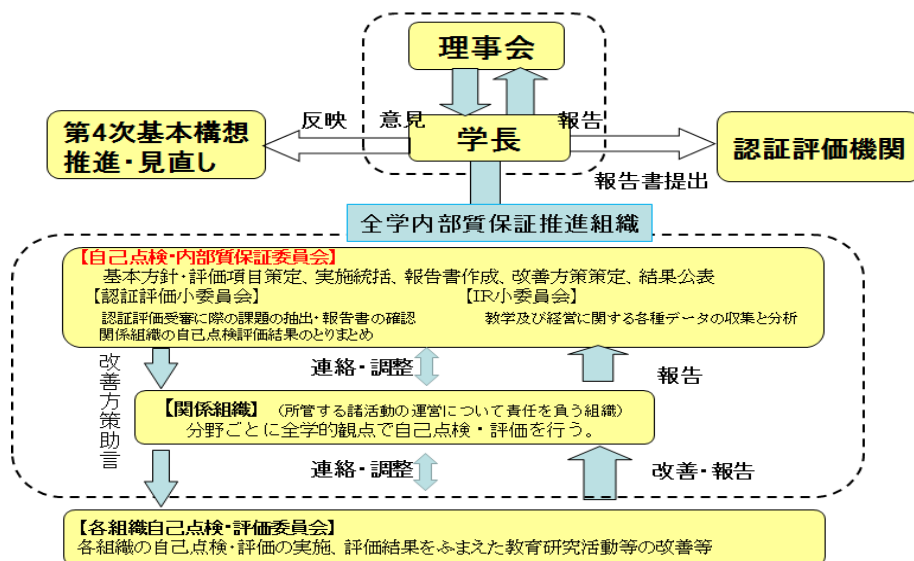
評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

自己点検・内部質保証委員会は、学長を委員長とし、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織とされており、その下で、基準ごとに、関係機関（所管する諸活動の運営について責任を負う組織）が、所管する事項について、全学的な観点で自己点検・評価を行うこととしている。また、各学部、大学院各研究科、専門職大学院法務研究科においては、当該組織名を付した自己点検・評価委員会が組織され、それぞれの自己点検・評価の実施、評価結果を踏まえた教育研究活動等の改善等を行っている。

自己点検・内部質保証委員会の委員には、「愛知大学自己点検・内部質保証委員会規程」第4条第1項に基づき、学長（委員長）1名、副学長2名、事務局長1名、学部長7名、短期大学部長1名、事務部長5名が委嘱されているほか、同規程第4条第5項に基づき学長補佐1名が委嘱され、計18名の委員で構成されている。各学部・研究科や関係機関が分野ごとに全学的観点で行った自己点検・評価を受けて、自己点検・内部質保証委員会から、各学部・研究科等の組織に対して、改善方策の助言等を行うことで、有機的連携を図り実効性のある全学的な内部質保証システム（「愛知大学版内部質保証システム」）を推進している。これら「愛知大学版内部質保証システム」を図示すると以下のようになる。

愛知大学版内部質保証システム



点検評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み
評価の視点 3：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点 5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点 6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、入学者選抜から学位授与までの一貫した教育活動を実施するため、3 つのポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー））を策定するための基本方針（策定方針）を下記のとおり定めている（資料 2-3 【ウェブ】）。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針＜抜粋＞

【策定方針】

- ・ 3 つのポリシーに、本学の建学の精神である「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」と、学則に定める教育研究上の目的（愛知大学学則第 1 条及び第 2 条の 2、愛知大学大学院学則第 2 条及び第 6 条の 2、愛知大学専門職大学院学則第 2 条、愛知大学短期大学部学則第 1 条及び第 2 条の 2）を反映する。
- ・ 3 つのポリシーを通して、本学の教育内容を本学学生及び教職員を始め、本学に関心を持つ様々な関係者（多様な入学希望者、保護者、高等学校関係者、地域社会、国際社会、産業界等）の方々に広く周知し、十分に理解できるよう、より具体的に分かりやすい文章で表現することを心掛ける。
- ・ 策定単位において、3 つのポリシーの一体性・一貫性・整合性に留意して策定する。
- ・ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた学修成果の評価を行う指針として、3 つのポリシーとは別にアセスメント・ポリシーを策定する。

各学部・研究科における 3 つのポリシーは、上記の策定方針を踏まえ、一体性・一貫性・整合性に留意して、2019 年度に見直しを行った。学務委員会、各教授会及び各研究科委員会での審議を経て、自己点検・内部質保証委員会（2019 年 10 月 10 日開催）でこれを確認した（資料 2-4 【ウェブ】）。今回の見直しは、2020 年度入学生向けに適用するものとして

行った。入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）は既に見直し前の状態で受験生に向けて公表されていることから今回の見直し対象とはしないことを確認しているため、今回の入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）の見直しは、次回 2021 年度入学生向けに反映することとした。

「学部・研究科」の自己点検・評価は、従前は「重点課題と取組計画」にて点検していたが、2018 年度からは、第 3 期認証評価の変更点、学部・研究科の負担軽減及び自己点検・内部質保証委員会での検討を踏まえて様式を見直し、「学部・研究科の自己点検・評価」にて点検・評価することとした。自己点検・内部質保証委員会から各学部・研究科に「学部・研究科の自己点検・評価」の実施依頼をし、それぞれが点検・評価活動を行い、それを自己点検・内部質保証委員会で確認した。「学部・研究科の自己点検・評価」は、2018 年 5 月に初回を実施したのち、2019 年 10 月には、第 3 期認証評価基準及び評価の視点に対応した形で様式等を一部修正した上で、実施した（資料 2-5）（資料 2-6）（資料 2-7）（資料 2-8）。このように、自己点検・内部質保証委員会が中心となって、「学部・研究科」の自己点検・評価を推進している。

第 2 期認証評価結果における認証評価機関からの指摘事項についても、「自己点検・内部質保証委員会」が中心となって改善計画や改善状況の確認を行った。

本学は、第 2 期認証評価において、8 つの「努力課題」を受けたほか、以下の 2 つの「改善勧告」を受けた。

第 2 期認証評価「改善勧告」

1 教員・教員組織

- 1) 経営学研究科経営学専攻博士後期課程において、大学院設置基準上必要な研究指導教員数が 2 名不足しているため、早急に是正されたい。

2 学生の受け入れ

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、経営学部が 1.27、同経営学科において 1.30 と高いので、是正されたい。

上記の機関別認証評価の結果を受け、大学全体として、学長を委員長とする自己点検・内部質保証委員会において、評価結果を全体的に把握し、1 つ目の改善勧告については、経営学研究科委員会に対して改善に向けての対応要請を行った。同研究科委員会での改善状況は毎年度「自己点検・評価年次報告書」及び「改善報告書」として自己点検・内部質保証委員会に報告があり、自己点検・内部質保証委員会において対応及び検討状況の進捗を把握した。その結果、2014 年度中に大学院担当教員資格審査を実施し、2015 年度から設置基準教員数を満たすこととなった。2 つ目の改善勧告については、学長を議長とする大学評議会において次年度入学予定者数を審議決定し、その審議結果に基づき、学長を議長とする合格者判定委員会において合格者判定を実施し、定員超過率の改善を図った。また、教学委員会及び教授会を中心に学業成績不振学生への学修指導面談を実施し、卒業に向けての学修意欲喚起に努めた。修業年限を超過して在籍する学生に対しては進路指導の助言を含めた「留年生の学修指導」を実施し、在籍者数比率の改善に努めた。

このように自己点検・内部質保証委員会が統括をして「改善勧告」及び「努力課題」に

対応し、2018 年 7 月 26 日大学基準協会に「改善報告書」(資料 2-9) (資料 2-10) (資料 2-11) を提出した。

さらには、本学では、文学部心理学科の届出設置にかかわり、文部科学省の設置計画履行状況等調査(平成 30 年度)において、文学部心理学科について“入学定員未充足の改善に努めること”とされ、「指摘事項(改善)」が付された(資料 2-12)。このことは、大学評議会、理事会など関係組織において報告がなされ、大学全体として問題を共有した。

文学部は人文社会学科(5 コース 12 専攻)と心理学科(1 専攻)の 2 学科編成の学部であるが、学科・コースを決めて受験する「学科・コース別入試」と学科を決めて受験する「学科別入試」、さらには学科・コースを決めずに受験する「学部全体入試」を実施している。2019 年度入試においては、「学部全体入試」は、M 方式入試で実施されているほか、推薦入試においても実施している。「学部全体入試」で入学した学生は、1 年次の所属は人文社会学科とし、2 年次進級時に所属する学科が決まる仕組みとなっている。これにより、心理学科には、「学部全体入試」による 1 年次入学生はおらず、「学科・コース別入試」及び「学科別入試」の入学者のみとなるため、その分心理学科の入学生数は入学定員を下回ることになり、逆に人文社会学科の入学者数は入学定員を大きく超過する状況であった。

上記課題について、文学部をはじめとして入学試験戦略委員会にて検討をおこなった。その結果、2020(令和 2)年度入試においては、M 方式入試等において「学部全体入試」を取りやめることとした。推薦入試などの一部の入試種別において、「学部全体入試」は残っているものの、全体として「学部全体入試」の比率は、相当程度低下した。多くの学生が 1 年次から所属学科が正式に決まることになるため、上記問題はおおむね解消される見込みであり、「自己点検・内部質保証委員会」が関与しなくとも、各組織において、改善に向けた取り組みを行うことができている(資料 2-13) (資料 2-14)。

自己点検・内部質保証委員会そのものが各学部・研究科の自己点検・評価に対して、全体的に評価する仕組みとなっている。また、機関別認証評価、法務研究科は専門職大学院認証評価を受審し、外部からの客観的な評価を受ける仕組みとなっている。これらによって本学における点検・評価の客観性及び妥当性を確保している。

点検評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学では、情報公開を積極的に進めている。情報公開の主な媒体として、大学の公式ホームページがあげられるが、そこでは「情報公開」と題して、寄附行為、役員・評議員の名簿、学則、入学試験情報を公開しているほか、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項の規定に対応する形で以下のような項目立てを行い、大学の基本的な情報を公開している。

(資料 2-15【ウェブ】)。

- (1) 寄附行為、役員・評議員
- (2) 学則
- (3) 大学の教育研究上の目的に関する事
- (4) 教育研究上の基本組織に関する事
- (5) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関する事
- (6) 収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関する事
- (7) 授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関する事
- (8) 成績評価ならびに卒業・修了の認定に当たっての基準に関する事
- (9) 校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- (10) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
- (11) 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関する事
- (12) 入学試験

特に、教育活動の中身に関しては、公式ホームページの「学部・大学院」の中で詳細な情報が掲載されており、カリキュラム、カリキュラム・マップ、履修モデルなどを公開し、教育内容や特色などが説明されている(資料 2-16【ウェブ】)。その他にも、ポータルサイトシステム「愛知大学 LiveCampus」(以下、「LiveCampus」)の「シラバス検索」を通じて、各科目の担当者、授業の概要、到達目標、授業形態、内容・スケジュール、成績評価の方法と基準などの情報を含む全科目のシラバスを公開し、教育活動の透明性を高めている(資料 2-17【ウェブ】)。

また、上記の情報以外にも、大学の公式ホームページでは、「大学の財務及び自己点検・評価活動状況」として、以下の情報を公開しており、社会に対する説明責任を果たしている(資料 2-18【ウェブ】)。

- (1) 財務報告(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録など)
- (2) 事業計画書・事業報告書
- (3) 大学評価(認証評価結果、自己点検・評価報告書、学修成果のアンケート集計結果など)
- (4) 設置趣意書・履行状況報告書(文学部 心理学科、地域政策学部)
- (5) 高等教育の修学支援新制度(大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書)

上記は、広報戦略委員会及び広報課が一元的に管理し、正確性及び信頼性を担保するとともに、情報を適切に更新している。例えば公式ホームページについては、各所管部署が作成したコンテンツを広報戦略委員会及び広報課が確認・承認して公開する手順となっている。

また、本学の基本情報を集約した「愛知大学要覧」(資料 2-19)、本学を網羅的に紹介し

た「大学案内」（資料 1-6）、その時々の特ピックスを掲載した「愛知大学通信（年 4 回発行）」（資料 2-20）なども情報公開の媒体として活用している。

点検評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性 評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

内部質保証システムの適切性にかかわり、本学の自己点検・内部質保証委員会では、第 3 期認証評価に向けて自己点検・評価活動の仕組みについて、見直しをおこなった。従前、本学の自己点検・評価活動は、PDCA サイクルの重複（「重点課題と取組計画」、「事業計画・事業報告」、「課室別目標管理」）という課題があり、それを解消するため、下記のとおり変更することとした。（資料 2-21）（資料 2-22）（資料 2-23）

	点検内容	PDCA サイクル	
		従来	今後
1	「委員会」に関する こと	「事業計画・事業報告」、「重点課題と取組計画」の 2 種類	「事業計画・事業報告」に一本化
2	「学部・研究科」に関する こと	「重点課題と取組計画」	「学部・研究科の自己点検・評価」に変更
3	「事務組織」に関する こと	「重点課題と取組計画」、「課室別目標管理」の 2 種類	「課室別目標管理」に一本化

「事業計画・事業報告」は、基本構想（資料 1-20）と連続性が確保された仕組みとなっている。事業計画書を作成する際には、基本構想にあるそれぞれの施策について進捗状況の確認がなされ、その進捗状況を踏まえて事業計画書（資料 1-21）を作成し、その事業計画書を踏まえて計画を実行し、事業報告書（資料 1-22）として総括がされる。更に次年度の事業計画書を作成する際には、基本構想にあるそれぞれの施策について、その進捗状況の確認がなされ、それが事業計画に反映されることになっている。

「学部・研究科の自己点検・評価」については、自己点検・内部質保証委員会から、その実施を各学部・研究科に依頼し、各学部・研究科はそれぞれにおいて点検・評価活動を行い、それを自己点検・内部質保証委員会で確認することとしている。「学部・研究科の自己点検・評価」は、2018 年 5 月に初回を実施したのち、2019 年 10 月には、第 3 期認証評価基準及び評価の視点に対応した形で様式等を一部修正した上で、実施した（資料 2-5）（資料 2-6）。

「課室別目標管理」は、事務部門の点検・評価活動として位置づけられている。本学事

務局は、基本構想・基本計画を確実に達成するため、毎年度、課室別目標管理の実施状況について、別紙の要領により自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は次年度の改善に反映させることとしている。(資料 2-24)。

(2) 長所・特色

本学は、学長を委員長とする自己点検・内部質保証委員会が、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織とし、基準ごとの全学的な観点からの自己点検・評価は関係機関（所管する諸活動の運営について責任を負う組織）が行い、2018 年度からは内部質保証を担当する学長補佐を配置し、全体のとりまとめを行っている。また、各学部、大学院各研究科、専門職大学院法務研究科においては、その内部に置く自己点検・評価委員会が組織され、それぞれの自己点検・評価の実施、評価結果を踏まえた教育研究活動等の改善等を行っている。

各学部・研究科や関係機関が分野ごとに全学的観点で行った自己点検・評価を受けて、自己点検・内部質保証委員会から、各学部・研究科等の組織に対して、改善方策の助言等を行うことで、有機的連携を図り実効性のある全学的な内部質保証システムが確立している。

(3) 問題点

学外の意見を聴取する仕組みを制度的に構築することが課題と考えられる。

自己点検・内部質保証委員会の下にインスティテューショナル・リサーチ (IR) 小委員会を設置しているが、組織的なデータの収集、分析を行い改善に活用するといった機能の強化を図る必要がある。

大学の教学に関する最終的な審議機関と位置付けている大学評議会では大学院各研究科に関する責任者（大学院長）は構成員であるが、自己点検・内部質保証委員会の構成員としては含まれていない。現状、各研究科に関することは、自己点検・内部質保証委員会から伝達し、対応している。

(4) 全体のまとめ

本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等及び管理運営等の状況について自ら点検・評価を行い、内部質保証の全学的取り組みを行うこととして、それを推進する組織として、自己点検・内部質保証委員会を設置している。

自己点検・内部質保証委員会では、「内部質保証のための全学的な方針及び手続」や「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針」などの大学全体の方針を整備・見直しを行ったほか、第 3 期認証評価に向けて自己点検・評価活動の仕組みについて、改善に取り組んだ。各学部での点検・評価及び改善はもちろんのこと、全学的な観点で改善・向上ができる仕組みを構築することに取り

組んでいる。

以上のことから、本学の内部質保証に関する取組は、大学基準に照らして良好な状態にあると考える。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<学部・学科、大学院研究科及び専門職大学院等>

本学は、2019年4月1日現在、7学部10学科、大学院6研究科9専攻、専門職大学院1研究科1専攻を設置している。学部・学科制を採っており、学部と研究科との関係は、基本的には学部を基礎として研究科が設けられている形である。学部・研究科のいずれも、それぞれの設置基準を踏まえて設置し、法令要件を満たしている。

○ 学部・学科

愛知大学学則第2条に基づき学部及び学科を設置し、本学の建学の精神である「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を具現化させるべく、学則に学部及び学科の教育研究上の目的を掲げ、それぞれに活動を展開している。具体的には、豊橋校舎に文学部人文社会学科及び心理学科、地域政策学部地域政策学科、名古屋校舎に経済学部経済学科、国際コミュニケーション学部英語学科及び国際教養学科、法学部法学科、経営学部経営学科及び会計ファイナンス学科、現代中国学部現代中国学科の計7学部10学科を設置している。

○ 大学院研究科

愛知大学大学院学則第2条及び第6条に基づき研究科及び専攻を設置し、本学の建学の精神である「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を具現化させるべく、学則に研究科及び専攻の教育研究上の目的を掲げ、それぞれに活動を展開している。具体的には、修士課程として豊橋校舎に文学研究科日本文化専攻、地域社会システム専攻及び欧米文化専攻、名古屋校舎に経済学研究科経済学専攻、経営学研究科経営学専攻、中国研究科中国研究専攻、国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻の計5研究科7専攻を、博士後期課程として豊橋校舎に文学研究科日本文化専攻、地域社会システム専攻及び欧米文化専攻、名古屋校舎に法学研究科公法学専攻及び私法学専攻、経済学研究科経済学専攻、経営学研究科経営学専攻、中国研究科中国研究専攻の計5研究科8専攻を設置している。

○ 専門職大学院

愛知大学専門職大学院学則第2条に基づき研究科及び専攻を設置し、本学の建学の精神である「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を具現化させるべく、学則に教育研究上の目的を掲げ、活動を展開している。具体的には、車道校舎に法務研究科法務専攻を設置している。

上記のような学部・学科、大学院、専門職大学院の体制に至る 2000 年以降の主な経緯は、以下のとおりである（資料 3-1）。

2004 年 4 月、経済学部 1 部を経済学部、法学部 1 部を法学部にそれぞれ名称変更した。同時に、経済学部 2 部経済学科、法学部 2 部法学科及び国際コミュニケーション学部比較文化学科夜間主コースの学生募集を停止し、同収容定員を昼間学部へ振り替えた。また、車道校舎での専門職大学院法務研究科の設置にあわせて法学部法学科 3 年次生以上を旧名古屋校舎（みよし市）から車道校舎に移転した。更には、大学院中国研究科博士後期課程の入学定員を変更（15 名）するとともに、法学研究科修士課程公法学専攻及び私法学専攻の学生募集を停止した（2005 年 3 月廃止）。

2005 年 4 月、文学部の 5 学科（哲学科、社会学科、史学科、日本・中国文学科、欧米文学科）を改組し、人文社会学科を設置するとともに、経営学部会計ファイナンス学科を増設し、従来の 1 学科（経営学科）を 2 学科（経営学科、会計ファイナンス学科）に改組した。

その後、2006 年 4 月に専門職大学院会計研究科会計専攻、2011 年 4 月には地域政策学部地域政策学科を設置した。

2012 年 4 月には、名古屋駅に隣接する「ささしまライブ 24 地区」に名古屋校舎を開校し、法学部（3・4 年次生は車道校舎より移転）、経済学部、経営学部、現代中国学部及び国際コミュニケーション学部を同校舎に移転するとともに、車道校舎に文学研究科を除くすべての大学院及び専門職大学院を集結した。

2013 年 4 月には、国際コミュニケーション学部言語コミュニケーション学科を英語学科に名称変更した。

2015 年 3 月には、専門職大学院会計研究科会計専攻を廃止し、専門職大学院は、法務研究科の 1 研究科 1 専攻のみとなった。

2018 年 4 月、文学部心理学科を設置した。文学部人文社会学科から一部定員を振り替える形で設置し、これにより文学部は 2 学科体制となった。

文学部心理学科の設置と同じ年、国際コミュニケーション学部では、比較文化学科を国際教養学科に名称変更した。

このような変遷を経て、現在のような教学組織に至っている。

< 研究所、センター等 >

本学の研究所及びセンター等（以下、「研究機関等」という。）は、愛知大学学則第 7 条の 2 に基づき設置されており、本学の建学の精神である「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を具現化させるべく、設置の目的及び事業内容等を各研究機関等規程に定め、それに基づき、文化、国際及び地域社会

等、さらには幅広い学際領域の研究分野において、それぞれ活動を展開している。

具体的には、名古屋校舎に 5 研究機関等（国際問題研究所、中日大辞典編纂所、経営総合科学研究所、国際中国学研究センター（ICCS）、国際ビジネスセンター）、豊橋校舎に 5 研究機関等（総合郷土研究所、中部地方産業研究所、東亜同文書院大学記念センター、三遠南信地域連携研究センター、人文社会学研究所）、計 10 研究機関等を設置している。

また、地域政策学部の下に、地域貢献と地域連携の実践を重視した地域政策とその教育に関する学術研究を行い、地域政策学の確立と発展に寄与することを目的として、地域政策学センターを設置している。

これらの研究機関等においては、独自の研究活動の遂行とともに、本学が定める特別重点研究（本学の専任教員が研究代表者となる研究であって、外部資金によるプロジェクト研究等への申請を視野に、本学において戦略的研究を含むグローバルな研究課題やローカルな研究課題、学際的な研究課題、喫緊の今日的な研究課題等について共同で行う研究）への取組が推奨されており、2019 年 11 月現在、2 件の特別重点研究助成及び 1 件の文部科学省私立大学研究ブランディング事業が採択、実施されている。

また、名古屋校舎が置かれている、ささしまライブ 24 地区が名古屋市の「国際歓迎・交流拠点」であることを踏まえ、同校舎に存する国際関係分野の研究機関等の相互の情報交換、交流、連携を促進することを主たる目的として「国際研究機構」（構成機関：国際問題研究所、国際中国学研究センター（ICCS）、中日大辞典編纂所、国際ビジネスセンター、国際コミュニケーション学会、現代中国学会）を、豊橋校舎における「地域社会・文化への貢献」を総合的に強化する観点から、同校舎に存する地域にかかる研究機関等の相互の情報交換、交流・連携を促進することを主たる目的として「地域研究機構」（構成機関：三遠南信地域連携研究センター、中部地方産業研究所、総合郷土研究所、地域政策学センター）を設置し、研究機関等の枠を超えた共同シンポジウム・セミナーの開催が検討、実施されている。

なお、豊橋校舎に設置している東亜同文書院大学記念センターは、「近代アジアにおける東亜同文書院および東亜同文会の展開と機能に関する研究」、および「東亜同文書院を軸とした外地からの引揚げ総合大学として創立・展開した愛知大学とその特性に関する研究」を進め、大学記念館にて研究成果を公開している。その背景は、近衛篤磨公により 1901 年中国上海に設立された東亜同文書院に遡る。1945 年終戦により閉校となったが、最後の学長本間喜一は、帰国後新たな大学創立に向けて関係者と協議をし、1946 年に旧制大学として豊橋市に創立したのが愛知大学である。東亜同文書院生 5,000 名近くの学籍簿、成績簿は継承した本学にて保管している。

校舎	研究機関等	設立年月	資料
名古屋	国際問題研究所	1948 年 6 月	(資料 3-2 【ウェブ】)
	中日大辞典編纂所	1955 年 4 月	(資料 3-3 【ウェブ】)
	経営総合科学研究所	1962 年 4 月	(資料 3-4 【ウェブ】)
	国際中国学研究センター（ICCS）	2002 年 10 月	(資料 3-5 【ウェブ】)
	国際ビジネスセンター	2012 年 9 月	(資料 3-6 【ウェブ】)

豊橋	総合郷土研究所	1951 年 6 月	(資料 3-7【ウェブ】)
	中部地方産業研究所	1953 年 3 月	(資料 3-8【ウェブ】)
	東亜同文書院大学記念センター	1993 年 5 月	(資料 3-9【ウェブ】)
	三遠南信地域連携研究センター	2004 年 10 月	(資料 3-10【ウェブ】)
	人文社会学研究所	2015 年 4 月	(資料 3-11【ウェブ】)

点検評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、1990 年代より、5～8 年ごとに期間を定め、将来を見据えた中・長期計画として基本構想（資料 1-20）を策定している。教育研究組織の適切性については、この基本構想の中で構想され、毎年の事業計画書（資料 1-21）・事業報告書（資料 1-22）の中で、点検・評価を繰り返し行っている。それがまた次の基本構想につながるにより、持続的な点検・評価が実施されるよう仕組みを構築している。

現在は、2016～2020 年度を期間とした「第 4 次基本構想」（資料 1-20）を進めている。「将来の長期ビジョン」として 10 年後の大学将来像を示し、それに向けての戦略構想として「第 4 次基本構想」を位置づけた。長期ビジョンとしては 2025 年度の愛知大学像を示すこととし、その大学像を達成するために 5 年間（2016～2020 年度）の中期的な基本構想を設定した。

「第 4 次基本構想」の一つ目の項目として、「組織再編」をあげている。そこには、「名古屋キャンパスの学部再編～第二期工事の完成とその後～」として、「（名古屋キャンパスは、）国際コミュニケーション学部を中心に学部を再編し、国際系学部として英語学部および国際教養学部を立ち上げる。国際コミュニケーション学部の入学定員を基礎に届出申請により 2018 年度の実施をめざす。入学定員枠について名古屋キャンパスの他学部からの定員振替も追求する。」と構想した。しかし、国際コミュニケーション学部再編検討委員会を設置し検討を重ねたが、結果として、2 学部への再編には至らなかった。

その後、2018 年 4 月、国際コミュニケーション学部の比較文化学科を国際教養学科に名称変更した。「多文化状況」に対応した学際的なカリキュラムを特徴とする学科の実像を明確に示しつつ、社会に対しての学科の利点・目的を適切にアピールするために、名称変更を行った。これにより、国際コミュニケーション学部は、英語学科と国際教養学科の 2 学科となった。

また、「第 4 次基本構想」の「組織再編」の中には、「豊橋キャンパスの教学組織の再編」についても計画した。「文学部、地域政策学部においてカリキュラム改革との関連等を視野に入れて学部の学科・コース等の組織改編を検討する。」と構想した。

その結果、2018 年 4 月、文学部の中に心理学科を設置した。文学部人文社会学科から一

部定員を振り替える形で設置し、これにより文学部は2学科体制となった。さらに、地域政策学部においては、同じく2018年4月に「食農環境コース」を開設した。「食（消費）」と「農（生産）」と「環境（社会・自然）」を一体のものとして学び、活力ある地域づくりに役立てる方法を考えるものとした。

その後、文学部においては、更なる再編計画が立ち上がり、人文社会学科、心理学科に加えて、日本語日本文学科及び歴史地理学科の2学科を設置することを学内決定し、2020年4月に文部科学省への届け出を予定している。

さらには、2017（平成29）年5月には、本学の将来像と教学組織の在り方、大学及び学部の定員規模並びに教学組織の再編の方法を検討することを目的として、常任理事会の諮問機関として「将来教学組織検討委員会」（資料3-12）を設置し、社会的要請や大学を取り巻く環境の変化を意識しつつ新学部などの設置に関する種々の議論を重ね、2018年4月に「愛知大学における将来の教学組織について（答申）」を纏めた（資料3-13）。同答申を踏まえ、常任理事会、学内理事会、大学評議会と議論を重ね、新学部設置構想を含めた教学組織の再編の検討を行っている。

研究組織については、第4次基本構想（資料1-20）の中で、『研究体制・政策に関する答申』（2011年12月）を参考に学内研究組織の再編・統合を検討する…（後略）…。」とされた。それを踏まえ、2013年度から2014年度にかけて、名古屋校舎では国際研究機構会議（構成機関：国際問題研究所、国際中国学研究センター（ICCS）、中日大辞典編纂所、国際ビジネスセンター、国際コミュニケーション学会、現代中国学会）において、構成機関間の再編・統合に関して度重なる議論が行われたが、困難であるとの結論に達し、その後、研究政策・企画会議においても同結論が確認された。（なお、国際研究機構会議では、構成機関間の再編・統合は不可だが、研究分野における相互連携については活発に行っていくことが確認されており、実際、2018年度には2回、構成機関のうち2研究所共催のシンポジウムが実施されている。）

さらに、本件を含めた同答申の課題に関し、一定程度対応実施したとの結論に至り、2018年7月5日開催の大学評議会に対応状況を報告し、同答申に関する検討を終了することを確認した。これらは、2018年度事業報告書にも記されている。

以上のように、基本構想、事業計画、事業報告を活用して、教育研究組織の適切性について点検・評価がおこなわれている。

（2）長所・特色

本学の理念・目的は設立趣意書に基づいて「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」と定めており、これを踏まえて教育研究上の目的を各学則に定めている。本学は文系総合大学として、学部学科では幅広い教養と専門的職能教育を施し、広く国際的視野をもって人類社会の発展に貢献しうる人材、大学院では課程の目的に応じ、学理及びその応用を教授・研究し、学術の深奥を究めて、人類社会の発展に貢献する人材を養成することを目的としている。

これらを具現化するために、学部学科では社会一般でも広く認識されており学問体系が確立している文学部、経済学部、法学部及び経営学部の4学部を設置、それらに加え、建

学の精神をより分かりやすく具現化するための国際コミュニケーション学部、現代中国学部及び地域政策学部の3学部を設置し、構成している。また大学院においては、学部学科の構成に応じた研究科専攻を設置している。

本学の研究機関等の最大の特徴は、豊橋校舎の5研究機関等、名古屋校舎の5研究機関等、計10研究機関等がそれぞれ、本学の建学の精神を具現化させるべく、各研究機関等の規程に基づいて独自の研究活動を展開していることが挙げられる。

そのなかで、文部科学省競争的外部資金を獲得している研究機関等が2つある。

一つは、三遠南信地域連携研究センターで、愛知県東三河地域、浜松市を中心とする静岡県遠州地域、飯田市を中心とする長野県南信地域からなる「三遠南信地域」の越境研究を進めている。2013年に、文部科学省共同利用・共同研究拠点「越境地域政策研究拠点（2013-2018年）」に認定され、三遠南信地域のように県境などの行政境界に隔てられた地域が行政境界を越えて地域経営を展開する「越境地域政策」の確立を目指した全国的な研究を進めてきた。具体的には、国内外での越境地域計画に係る研究、越境地域の産業データ・防災データ・ビッグデータの整備と活用に関する研究、越境地域の産業関連・都市構造・商業に関する研究などで、共同研究参加者は3,188名に及び、研究成果は毎年発行する紀要と刊行した6冊の書籍で発表をしている。

もう一つは、東亜同文書院大学記念センターで2012年には文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に採択され、「東亜同文書院を軸とした近代日中関係史の新たな構築」プロジェクト（2017年までの5年間）を展開し、東亜同文書院大学の総合的研究と、書院を継承した愛知大学史の研究に取り組んできた。

また、先にも触れたが、本学では特別重点研究助成制度を制定しており、これは本学の専任教員が研究代表者となる研究であって、外部資金によるプロジェクト研究等への申請を視野に、本学において戦略的研究を含むグローバルな研究課題やローカルな研究課題、学際的な研究課題、喫緊の今日的な研究課題等について共同で行う研究への助成制度で、2017年度以降3件を選定している。A. 中部地方産業研究所（2017年度～2021年度）：「南海トラフ大地震を見すえた大学BCPの総合的研究」、B. 三遠南信地域連携研究センター（2018年度～2020年度）：「スーパー・メガリージョン形成に関する実証的研究」およびC. 国際問題研究所（2019年度～2023年度）：「愛大の研究資源デジタルアーカイブとオープン・プラットフォームの構築」で、総合的な研究力向上が図られている。2018年2月には、三遠南信地域連携研究センターを主体として、中部地方産業研究所、総合郷土研究所、経営総合科学研究所、地域政策学センター、地域政策学部、大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）を参画組織として本学から申請した「私立大学研究ブランディング事業」に「『越境地域マネジメント研究』を通じて縮減する社会に持続性を生み出す大学」が選定され、①基盤研究部門、②事業協働（実用研究）部門、③担い手育成（実用研究）部門の3部門による研究を進めている。なお、特別重点研究Bは、文部科学省私立大学研究ブランディング事業として推進している。

前述した国際研究機構では2018年度に2回、地域研究機構では2015年度から5年間に4回の、各機構内の公開共同シンポジウムを開催して広く研究成果を公表している。

（３）問題点

既述の通り、2013 年以来、名古屋校舎に国際研究機構を、豊橋校舎に地域研究機構を設置している。近年はこの機構区分が必ずしも適切でなくなっている。例えば、地域研究機構傘下にある中部地方産業研究所は、東南アジアのラオス、タイでの研究活動を、三遠南信地域連携研究センターは中国での研究活動を進め、機構所属でない人文社会学研究所、東亜同文書院大学記念センターも広く国際研究を進めている。将来的に機構自体の見直しが求められる可能性がある。

また、各研究所における外部資金獲得状況は、2018 年度は文部科学省私立大学研究ブランディング事業と、総合郷土研究所、中部地方産業研究所の 2 研究所の受託研究のみである。既述の通り、独自の研究や大学の定めた重点研究を進めてきているものの、獲得数が決して多いとはいえない。科学研究費助成事業等外部資金獲得を念頭に置いたさらなる取組みが求められる。さらに、研究所等を担う研究員は研究所長等責任者を含めほぼ全て学部等所属の兼任であり、研究設備等も十分とはいえない面がある。研究専念規程があり、一定の制度化がなされているが、教学負担の軽減など課題がある。

（４）全体のまとめ

本学は、建学の精神である「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を具現化させるべく、7 学部 10 学科、大学院 6 研究科 9 専攻、専門職大学院 1 研究科 1 専攻、10 の付置研究所・センターを設置し、教育研究活動を展開している。

教育研究組織の適切性については、基本構想の中で構想し、毎年の事業計画書・事業報告書の中で、点検・評価を繰り返し行っている。第 4 次基本構想の中では、文学部心理学の設置、地域政策学部食農環境コースの開設、国際コミュニケーション学部の比較文化学科から国際教養学科への名称変更などが実現に至った。基本構想の結果を、また次の基本構想につなげることにより、持続的な点検・評価が実施されるよう仕組みを構築している。

以上のことから、本学の教育研究組織に関する取組は、大学基準に照らして良好な状態にあると考える。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

＜学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表＞

本学では、学部・短大・大学院・専門職大学院で3つのポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー））を策定し、自己点検・評価活動としてポリシーの内容を適宜点検し、必要に応じて修正を行い、都度学内外に公開周知している（資料 2-4【ウェブ】）。

この活動に並行して、2016（平成 28）年 3 月に文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会から『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』（以下、「ガイドライン」）（資料 4-1）が示され、「三つのポリシーの策定に当たっては、学長を中心に全学的なポリシーの基本方針や策定単位等について検討した上で検討を進めることが必要と考えられる」とされた。これを踏まえ本学では、2019 年度に「愛知大学 3 つのポリシーを策定するための基本方針」（資料 2-3【ウェブ】）を定めた。同基本方針では、学部においては学科単位、大学院及び専門職大学院においては課程及び専攻単位に 3 ポリシーを策定することとしている。その単位の中で複数の学位を授与している場合は、学位単位の記述を原則とした。この中で、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学修成果を収めれば卒業を認定し、学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示すこととしている。また、学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズも十分に踏まえた上で策定することとしている。さらには、教育の質向上に係る自己点検・内部質保証活動の起点とし、学修成果の評価に係る基準を示すものとし、学生が身に付けるべき資質や能力の目標を明確にしている。

この同基本方針（資料 2-3【ウェブ】）に基づき、同年度に学務委員会を通じて各学部・研究科にポリシー点検作業を依頼した（資料 4-2）。この依頼に応じ、全学部・研究科において同基本方針を踏まえた 3 つのポリシーの点検が行われ、字句修正を含め、大学全体、文学部心理学科、国際コミュニケーション学部英語学科及び国際教養学科、経営学部経営学科及び会計ファイナンス学科、現代中国学部現代中国学科、法学研究科公法学専攻及び私法学専攻、経営学研究科経営学専攻、中国研究科中国研究専攻、国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻においてポリシーの修正が行われた。修正内容は自己点検・内部質保証委員会で確認され、大学ホームページのほか、「履修要項」（資料 1-13）、「大学院履修要項」（資料 1-14）、「法科大学院ガイドブック」（資料 1-15）にも掲載し、公

表をしている。

本学学士課程では、文学部人文社会学科を除き、学科に対して1つの学位を規定しているため、授与する学位毎に学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が設定されているといえる。ただし、文学部人文社会学科では、学士（文学）と学士（社会学）の2つの学位を用意しているが、ガイドライン（資料4-1）を踏まえ、これまでは3つのポリシーが学科全体として一貫性が保たれるように考慮しつつ、学科単位で3つのポリシーを策定していた。同学科では、学位を取得する学生の視点に立ち、学位毎のポリシーを策定する必要があることを課題として捉え、2019年度末に、2021年度文学部再編（歴史地理学科及び日本語日本文学科設置予定）にあわせて3つのポリシーの見直しを行い、「学士（社会学）」独自の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めたところである。

点検評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

＜教育課程の編成・実施方針の設定及び公表＞

本学では、学部・短大・大学院・専門職大学院で3つのポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー））を策定し、自己点検・評価活動としてポリシーの内容を適宜点検し、必要に応じて修正を行い、都度学内外に公開周知している（資料2-4【ウェブ】）。

この活動に並行して、2016（平成28）年3月に文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会から『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）（資料4-1）が示され、「三つのポリシーの策定に当たっては、学長を中心に全学的なポリシーの基本方針や策定単位等について検討した上で検討を進めることが必要と考えられる」とされた。これを踏まえ本学では、2019年度に「愛知大学3つのポリシーを策定するための基本方針」（資料2-3【ウェブ】）を定めた。同基本方針では、学部においては学科単位、大学院及び専門職大学院においては課程及び専攻単位に3ポリシーを策定することとしている。その単位の内でも複数の学位を授与している場合は、学位単位の記述を原則とした。また、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力と、それを達成するための具体的な教育課程の編成・実施、学修成果の評価の在り方等を示すものであるため、一体性・整合性をより強く保つよう策定している。教育

課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等を、能動的学修の充実等、大学教育の質的転換に向けた取組の充実を重視しつつ、具体的に示すよう努めることとした。

この同基本方針（資料 2-3【ウェブ】）に基づき、同年度に学務委員会を通じて各学部・研究科にポリシー点検作業を依頼した（資料 4-2）。この依頼に応じ、全学部・研究科において同基本方針を踏まえた 3 つのポリシーの点検が行われ、字句修正を含め、大学全体、文学部心理学科、現代中国学部現代中国学科、法学研究科公法学専攻及び私法学専攻、中国研究科中国研究専攻、国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻においてポリシーの修正が行われた。修正内容は自己点検・内部質保証委員会で確認され、大学ホームページのほか、「履修要項」（資料 1-13）、「大学院履修要項」（資料 1-14）、「法科大学院ガイドブック」（資料 1-15）にも掲載し、公表をしている。

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性>

教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との連関性は、「愛知大学 3 つのポリシーを策定するための基本方針」（資料 2-3【ウェブ】）の中でその必要性を明確にしている。

同基本方針（資料 2-3【ウェブ】）の中で、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等を、能動的学修の充実等、大学教育の質的転換に向けた取組の充実を重視しつつ、具体的に示す」こととしており、これにより「学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」のつながりを明確化している。例として、学士課程においては、教育課程の編成として、大きく「共通教育科目」と「専門教育科目」に分けた上で、学位毎の特色に応じた科目区分及び必要単位数を設定し、方針の中で示している。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて設定された科目区分や、実際に配置されている科目の履修を通じ、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で示される「学生が身に付けるべき資質や能力」がどのように修得できるかを示すものとしてカリキュラム・マップ（資料 4-3）を整備している。カリキュラム・マップ（資料 4-3）は、「LiveCampus」上で学生向けに公開し、周知している。ここでは、学生が身につけるべき資質を「学習目標」として平易な表現に置き換え、それぞれの学習目標と科目の到達目標がどのように関連しているかを表している。これにより、学生にとって履修を希望する科目がどの「学習目標」＝「学生が身に付けるべき資質や能力」に対応するかが明確になり、学生の学習計画に資している。カリキュラム・マップ（資料 4-3）の点検・見直しは、学部・研究科による個別のカリキュラム改正時に加え、全学的なカリキュラム改革が行われる時、また学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の見直しを行う時に行われている。

点検評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
 - ＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等
 - ＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
 - ＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

＜適切に教育課程を編成するための措置＞

本学では、学士課程全体の「教育課程編成・実施の方針」において、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示された人材の養成を実現するために、学部の枠を越えて履修する「共通教育科目」と各学部・学科別に設置された「専門教育科目」からなるカリキュラムを編成し、実施することとしている。

教育課程については、学則において科目区分及び授業科目並びに単位数を規定している。さらに、学則を基に、各学部の授業科目履修規程（資料 4-4）にて授業科目毎の配当年次（履修年次）及び履修要件（必修・選択、必要単位数）を定めている。これとは別に前述のカリキュラム・マップ（資料 4-3）において学習目標と授業科目の関連性を示しており、学習目標の達成をカリキュラム・マップ（資料 4-3）で、時間軸での履修を授業科目履修規程で表現することになり、これらを組み合わせることで、カリキュラムの体系性を明確にしている。なお、各科目の分野や学習順序を示すものとして「ナンバリング」が挙げられるが、ナンバリングの役割や運用について整理及び明確にすべき課題が存在しているとして、全学的な導入には至っておらず、枠組みの設計をめぐる議論の段階にとどまっている（資料 4-6）。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき配置した科目と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で示した「学生が身につけるべき資質や能力」＝「学習目標」と関連付けるために、本学では、シラバスの必須項目である「到達目標」を「学習目標」に基づいて作成するよう、シラバス作成依頼時に担当教員に対して依頼している（「シラバス作成依頼（資料 4-7）」）。ここでは、教員により行われる授業の学問的・教育的な独自性や創意工夫を尊重しつつ、大枠としてはこの取り扱いに沿ったものとするよう留意している。シラバス作成依頼（資料 4-7）については、教学委員会において毎年度方針を見

直し、各学部教授会の審議を経た上で担当教員に依頼している。

学士課程では、全学部1年次で初年次教育科目を導入している。大学での学びの基礎的知識をはじめとして、専門教育科目から卒業論文・卒業研究に向けての体系的な学修方法の紹介を行っている。また、共通教育科目と専門教育科目の卒業必要単位数は、学部学科の教育研究上の目的を踏まえて、その達成に必要な単位数を適切に設定している（資料4-4）。

例えば地域政策学部では、教育課程編成の特色として1～4年次のすべてで履修者20名以下の少人数教育を切れ目なく実施するよう編成されており、高大連携を意識した初年次教育に始まり、集大成である卒業研究の完成に向けた技法の習得を重視している。2019年度に学部内委員会として学習法委員会、研究法委員会、ゼミ・卒業研究委員会、授業計画委員会を設置し、少人数授業の内容やクラス編成、ゼミ選考方法について議論を行っている。

修士課程・博士課程においては、その課程の特色に応じ、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせて科目を設定している。

専門職学位課程である法務研究科においては、学習効果の高い授業を展開できるよう毎年度授業計画の中で開講科目・教育課程を見直している。本法務研究科が養成しようとする法曹像は、①「地域社会に貢献するローヤー」、②「ホーム・ローヤー」及び③「ビジネス・ローヤー」であり、専門的な法知識はもちろん、問題となる事案の事実関係を的確に分析し、法的紛争を解決するための法的な思考力、表現能力及び交渉能力、そしてプロフェッショナルとしての責任感や倫理観、といった資質を備えた法曹の育成を目指している。こうした法曹を養成するために、展開・先端科目を①公法関係科目、②民事関係科目、③国際関係科目、④その他科目に大別し、①の公法関係科目には12科目、②の民事関係科目には18科目、③の国際関係科目には9科目、④その他科目には「研究論文指導」の1科目を配置し、12単位を選択必修としている。これにより、多様な内容の授業科目が開設されており、学生が多様な分野の科目を履修することができている。法曹としての技能を修得させるための授業として、「法曹倫理」、「民事訴訟実務基礎」「刑事訴訟実務基礎」「ローヤリング」「臨床実務」「法情報調査」等の科目が設けられており、実務教育に関する科目も適切に配置されている。

＜学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施＞

本学では、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施すべく、教育課程内での取り組みとして、将来のキャリアプランニングを大学在学中の学びに結び付けて展開することが重視されていることを鑑み、卒業後の進路やキャリアプランについて理解し、その実現のために在学中に何をすべきかを考えさせ、学生時代の学びの目的を明確にさせるとともに、主体的な取組姿勢と意欲を育むことを目的とした科目を配置している（資料4-4）。その中では、社会で生きる力＝社会人基礎力として「汎用的技能（論理的思考力、問題発見・解決力、プレゼン力等）」の醸成にも取り組んでいる。

これらを実現するために、学部生全員が受講可能とするべく、学部の共通教育科目「総

合」分野にキャリア教育科目を複数配置している。

		単 位 数	配当年次							
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ
総 合	キャリアデザイン基礎	2		○						
	キャリアデザイン応用	2			○					
	キャリアデザイン特殊講義	2			△					

【キャリア教育科目の概要】

- ・1 年次秋学期に「キャリアデザイン基礎」を配置し、将来における「キャリア」という視点から、キャリアプランニングの基礎的考え方や理論などについて学び、適切な社会理解と職業観・勤労観を涵養するとともに、学生時代の学びの目的を明確にさせ、学業に対する前向きな姿勢の醸成を目指す。また、グループワークなどを通じて、学生自身の自己理解力を高め、主体的な取組姿勢と意欲を向上させ、自らのキャリアプランについて考え、行動する力を養うことを目的とする。
- ・2 年次春学期に「キャリアデザイン応用」を配置し、卒業後のキャリアプランを描写・実践するため他者の知識や知見、経験等を学ぶとともに、現代の日本社会における「キャリア」や「労働」、「就職」が持つ意味を多面的領域から理解することによって、「キャリア」に対する客観的理解と主体的な取組姿勢を促すことを目的とする。企業・公共団体等の人事担当者や本学卒業生等で社会的に活躍されている方を外部臨時講師として招聘することで、様々な組織や地域社会との接点の中で自らのキャリアプランを考える機会にしている。
- ・2 年次春学期に「キャリアデザイン特殊講義」を配置し、企業や地域社会との産官学連携教育や特定分野のキャリア形成に資する講義を展開することによって、進路等に明確な目標と方向性を持っている学生や特定分野に興味関心のある学生の学習意欲と主体的なキャリア形成姿勢を高めることを目的とする。

一方、教育課程外での取り組みとして、大学での学びを知識のままで終わらせず、絶えず変化する社会で学生自身が持つ能力を十分発揮できるよう、キャリア支援センターの下で企業や官公庁と連携した産官学連携キャリア育成プログラム「Learning+」（ラーニングプラス）を展開している（資料 4-8【ウェブ】）。ここでは、自立・自走型人材の育成を目指し、学生による主体的な学びを重視した課題解決型学習を導入している。

また、「ボランティアセンター」を設置し、学生がボランティア活動を通じて人間性や社会性を培う機会を提供している（資料 4-9【ウェブ】）。建学の精神で掲げた「地域社会への貢献」実現化に加え、大学として学生自身のキャリア形成の一環ととらえ、学生への支援に取り組んでいる。具体的には、ボランティア活動に意欲を示す学生に対し、大学主催の海外ボランティアプログラムの提供、学外で募集されている各種ボランティアの紹介、

ボランティア Bank 制度、ボランティア活動保険等のあっせんを行う。実際に、様々な学生のボランティアサークルが、地域の種々活動に対して積極的に参加している。これらの取り組みを通じて、社会と直結する実践的な学部教育や独自のキャリア形成プログラムを通じて多くの有為な人材を輩出している。

なお本学では、社会情勢や学生の変化に対応し、2011 年より「愛知大学・包括的キャリア形成支援システム（CISA：Career Integrated Systems for Aichi University）」（資料 4-10【ウェブ】）を導入した。学士課程教育、学生生活・課外活動、キャリアデザインや就職活動支援を相互に連携させ、1 年次から 4 年次まで体系的に実施することにより、望ましい職業観と社会人スキルを備えた自立・自走型人材の育成をめざす包括的な取り組みである。

点検評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点	：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ＜学士課程＞ ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数 ・適切な履修指導の実施 ＜修士課程、博士課程＞ ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施 ＜専門職学位課程＞ ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施
-------	---

＜授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置＞

学士課程において、単位の実質化を図る措置に係る全学的な事項として、第一に、1 セメスターの授業回数を 15 回とし、1 週間の定期試験期間を設けることで学生の学習時間を確保している。そのため、一部の国民の祝日や月曜日の振替休日も授業日として設定しているが、長期休暇期間に開講される集中講義や海外短期語学セミナー等の実施に支障を来たさないような大学暦を作成している（資料 4-11）。セメスターごとの授業時間割については、学生の順次的な履修に配慮して、教学委員会において校舎ごとの授業時間帯及び授業時間割編成方針を定め、それに沿って授業科目を開講している（資料 4-12）。

履修できる単位数の上限については、学士課程の全ての学部において1セメスター22単位、通年44単位を上限としてそれぞれ定めており、単位制度の趣旨に照らして適切に設定されているといえる。なお、教職課程等の資格課程に関する授業科目の単位数はこれに含めない（ただし、卒業要件に含む科目は除く）。「履修要項（資料1-13）」P12参照。

学生が履修する授業を適切に選択できるよう、各学期の成績発表にあわせて、次学期の授業及び履修登録に関する資料等を「LiveCampus」に掲載し、Web上での閲覧を通して学生に必要十分な情報を提供している。「LiveCampus」はスマートフォンからも利用可能であり、学生は学内外問わずいつでも授業及び履修登録に関する資料を閲覧することができ、履修する授業の選択や時間割作成に役立てている。なお、豊橋校舎の文学部及び地域政策学部においては「LiveCampus」上での情報提供の他、各学期成績発表時には必ず履修ガイダンスを行い、学生の履修をサポートしている（資料4-13）。「LiveCampus」上の案内や、履修ガイダンスに参加できなかった学生などを含め、豊橋及び名古屋の両校舎の教務課窓口において、随時履修登録に関する質問を受け付け、適切に指導している。さらに、新入生に対しては、4月上旬の新入生オリエンテーション期間中に履修登録及び授業時間割作成のためのガイダンスを設け、集中的に説明を行っている。そこでの疑問等は、新入生オリエンテーション期間中に「履修登録・時間割作成相談会」を開催し、随時質問を受け付け疑問の解消に努めている（資料4-14）。

シラバスについては、次年度授業計画を前年度10～12月にかけて策定し、その計画案を踏まえて授業科目担当予定の教員に対して次年度シラバス作成依頼を行っている（資料4-7）。シラバスに記載する項目として、「テーマ」「概要」「到達目標」「授業形態」「使用言語」「アクティブ・ラーニング」「内容・スケジュール」「準備学習・事後学習」「学外授業」「成績評価の方法と基準」「定期試験期間中の試験実施方法」「テキスト」「参考図書」「関連する科目、履修者への要望など」「リンク」を設定している。これらは、シラバス作成要領（資料4-7）において各項目の目的、記載内容、記載例等を明示し、特に「到達目標」は各学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた記載内容とするよう指示をしている。なお、「準備学習・事後学習」を全授業科目で明示することで、学生の学習への関わりを促し、学習時間確保と単位の実質化に努めている。また、例年2～3月にかけて、正課授業の全科目についてシラバス点検を教員相互で実施し、内容の精査及び改善に努めている（資料4-15）。

実際の教育実践の場である授業については、講義・演習を基本としつつも、学部・学科によっては科目の特性や、教育目標達成に向けた手段としてアクティブ・ラーニング、チームティーチング、PBL的な手法を取り入れた調査研究活動、実験、実習、実技やフィールド・ワークを積極的に取り入れ、時には複数の手法を取り入れながら、知識を伝授する座学にとどまることなく、知識を基盤とした能動的学習を通じて学士力を高める実践的な知をめざしている。このように本学では、教育効果を十分にあげられるよう適切な授業形態を採用している。どのような形態で授業を行うかについては、全授業科目でシラバスに「授業形態」として明示し、予め学生に周知している（資料2-17）。なお、文学部人文社会科学の一部の科目では、主体的な学習への導入として、授業を収録し、その動画にスライド資料を追加・編集するなどしてアーカイブ化し、履修中の学生に対して事前の視聴を行ったうえで授業出席を指示するなど、反転・協同学修を実施しているケースもある。さら

には教職課程の授業では、ルーブリック評価やポートフォリオなど新しい教育方法を学生たちに実践させると共に、授業の評価方法としても用いている。このルーブリック評価やポートフォリオの活用については、文学部教授会において FD 研修として学修する機会を設けた。経営学部や地域政策学部等においては、PBL 型の授業を実施しているほか、現代中国学部においては、一部の授業を収録し、オンライン講義としてホームページに公開している。さらに、大学全体としては、LMS (Learning Management System: オンラインによる学習管理システム) として Moodle を導入し、教員の利用者や利用量の増大、利用方法の拡大により、学生との双方向的な教育が推進されている。

また、外国語の授業や演習・実習形式の授業における少人数クラスなどをはじめとして、さらに教育効果をより高めるため授業科目の内容に応じて適切な履修者数を設定する場合がある。共通教育科目を中心として、履修者数制限を設け、授業科目ごとに定められた定員を超えた場合は抽選を行い、履修者を決定している。定員に満たない場合は改めて履修希望者を募り、再抽選を行い、学生の履修機会確保に努めている(資料 4-16)(資料 4-17)。なお、授業計画の段階で、履修者が大人数となることが予想される場合は、予めクラス分割するなどの措置を行っている(資料 4-18)。また、万が一、履修登録者数が教室の収容定員を超過し、授業の実施に支障が出ることが明白である場合は、クラスの分割、或いは教室の変更を行い、適切に授業が実施できるように対応している。

教員に対する授業補助として、2008 年度には「愛知大学スチューデント・アシスタント規程」を定め、学部生または大学院生が授業を補助することで履修者数の多い授業科目を担当する教員の過重な負担を軽減すると同時に、履修学生への学習支援を行っている(資料 4-19)。

本学では学生の学習活動と教員の教育活動の両面を支援する組織として 2007 年度から「学習・教育支援センター」が設置されている。同センターは、学生の学習相談、学生への学習指導、正課外活動、授業補助、その他学習支援、教育支援に関する諸活動を行う機能を持ち、上記スチューデント・アシスタント制度も同センターによって運営されている。同センターは学生の学習相談に対応するため各学部の教学主任、学生部委員および各校舎の教務課長・学生課長からなるアドバイザーを擁し、学生に対する履修指導や学習上の相談に応じている(資料 4-20【ウェブ】)。

修士課程及び博士後期課程については、学生ごとに研究指導計画のモデルを策定し、これに従って指導教授である教員が研究指導にあたっている。修士課程においては、各研究科は、秋学期に修士課程 2 年生を対象に中間発表会を実施しており、そこで修士論文の進捗状況、論点の整理など担当教員だけでなく、参加者から様々な指摘を受け、それを踏まえ翌年 1 月に学生は完成した修士論文を提出し口頭試問を行っている。これらの研究指導の方法やスケジュールは「大学院履修要項」(資料 1-14 P. 6～P. 9)で明示されている。また、博士後期課程においては、「愛知大学学位規程」や「大学院博士の学位授与に関する内規」に基づき、研究指導が行われている。これらも「大学院履修要項」(資料 1-14 P. 7～P. 9、P. 58～P. 70、P. 71～P. 73)で明示されている。

専門職学位課程においては、共通的到達目標モデル(コアカリキュラム)のある科目に

については、それに準拠して授業を進めることとしている。当該科目においては、担当教員ごとに、コアカリキュラムで設定されたすべての到達目標について、それぞれ何年次までに達成するのか、授業で直接触れないものについては学生にどのように自習させるのかについて計画を立てることになっている。

また、シラバスにおいて、すべての科目について「到達目標」が明記されており、『共通的な到達目標モデル（コアカリキュラム）』を複数部作成し、閲覧に供している。

在学生・新入生を対象にした主な科目のガイダンスを実施し、特に法学未修者として入学する学生に対しては、法律基本科目の履修指導を実施している。

各教員が科目ごとに単位を修得するために必要な最低限の到達ラインを定めており、これに到達しなかった者は単位を修得することができない。そのため、単位を修得できず進級・修了することができない者が一定数生じるが、こうした者に対するケアも、学生面談の実施、補習・補講の実施等、きめ細かく実施している。

専任教員 13 名のうち実務家教員は 4 名であり、実務科目にとどまらず手続法等の法律基本科目においても、研究者教員と実務家教員が共同で授業を行うことが可能であり、理論と実務の架橋も十分に図られている。

点検評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与

<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置>

学士課程において、学則第 15 条（授業科目の単位数）に定められているとおり、全授業科目について単位制度の趣旨に沿って適切に単位を設定している。学則では第 15 条の 2（成績評価基準等の明示等）を規定し、また、「学部の試験及び成績評価に関する規程」（資料 4-21）を設け、成績評価の基準及びその評語について以下の通り規定している。

S：特に優れた学修成果を示したもの（100 点～90 点）

A：優れた学修成果を示したもの（89 点～80 点）

B：平均的な学修成果を示したもの（79 点～70 点）

C：合格と認められるに必要な最低の学修成果を示したもの（69点～60点）

F：学修成果が合格に及ばなかったもの（出席不足、59点～0点）

*：未受験（試験を受験しなかった者）

これらの規程は「履修要項」（資料 1-13）に掲載することであらかじめ学生に明示され、成績評価の客観性と厳格性を担保している。

具体的な成績評価の方法については、学則では第 15 条の 2（成績評価基準等の明示等）に従い、当該科目の担当教員がシラバスに明示することが義務づけられており、それに基づいて厳格な評価が行われている。学部の試験及び成績評価に関する規程第 3 条において「総合評価」「試験評価」「平常評価」「実技評価」「卒業論文審査評価・卒業研究審査評価」と定めている。特に学部においては、シラバスの作成時に「成績評価の方法と基準」を必須項目としており、学期途中に「試験実施方法」を教員に照会している（資料 4-22）。履修者数等の状況により、シラバスで当初示した成績評価の方法を見直し、より適切な成績評価の方法へと変更することも可能としている（変更する場合は教員から履修学生へ周知徹底している）。シラバスの作成及び「試験実施方法」の照会の際には、成績評価方法の種別を周知徹底し、適切な方法を採用するよう促している（資料 4-23）。

多くの授業科目で総合評価を採用し、定期試験・レポートに平常の学修状況等を加味して成績評価を実施している。共通教育科目の外国語と体育分野では日頃の授業への取り組み方などを加味して、評価を行っている。一部の外国語科目では、全クラスで同一教科書の使用や共通の試験を実施しており、成績評価基準の平準化を図っている。

成績評価の分布については、学務委員会において全学部の成績評価分布の実態を確認、常任理事会及び学内理事会での確認を経て、各学部教授会に対し同分布状況を紹介し、実態及び問題点の把握、改善への取り組みを要請した（資料 4-24、資料 4-25）。しかし、実態把握のみに止まり、問題点を把握し改善に取り組むところまで実施できていない。また、学務委員会においても、全学的な視点での結果確認は行っているが、具体的な課題把握及び改善検証には至っていない。

各授業科目の成績評価は、定められた期間内に担当教員が Web にて入力することとしている（資料 4-26）。学生に対する成績発表は、期日を定めて成績表を Web 上で学生本人に PDF 形式で公開（閲覧開始）することで実施している。成績評価に学生が疑問を見つけた場合には、成績発表後 3 日以内に限り教務課を通して当該授業科目担当の教員に問い合わせることができる制度（「成績評価にかかわる問い合わせ制度」）がある（資料 4-27）。この制度では、学生はすべての評価（「S」「A」「B」「C」「F」「*（未受験）」）に対して問い合わせができ、セメスターごとに問い合わせの実態（件数・種別）が記録され、教学委員会及び各教授会で報告されている（資料 4-28）。

本学以外で修得した単位の取り扱いについては、学則第 16 条（他の大学又は短期大学における修得単位の取扱い）、第 17 条（入学前の既修得単位の取扱い）及び「他の大学等における授業科目の履修に関する規程」（資料 4-29）並びに「編入学生等単位認定に関する規程」（資料 4-30）に基づき、教学委員会及び教授会の議を経て本学で修得したものとして単位認定を行っている。外国留学の学修成果についても、上記の関連規程及び「学生の外国留学に関する規程」（資料 4-31）に基づき、留学先の大学等のシラバスに記載された

内容を精査し、かつ授業時間数を正確に把握した上で、適切に単位認定を実施している。本学では、国際的視野を養うこと及び国際社会で活躍できる人材の育成を目的として、海外の大学との積極的な交流を推進しており、夏季・春季休暇を利用した海外短期語学セミナーを実施している（「履修要項（資料 1-13）」P. 201 参照）。海外短期語学セミナー参加学生の学修成果についても、関連規程に基づき単位認定を行っている。また、大学の国際化の流れの中で、海外他の大学との大学間交流・連携を一層促進する観点から、休学期間中に学生が海外他の大学で修得した単位については当該学生が在学する大学において修得したものと認定することは差し支えないとする文部科学省の事務連絡を踏まえつつ、且つ休学を含む海外留学は学生のキャリア形成に有益であることから、2018 年 11 月に「休学期間中に外国の大学で修得した授業科目の単位認定に関する規程」（資料 4-32）を制定し、2019 年度春学期から、海外留学を理由とした休学の場合でも留学先の大学等で修得した単位を認定できるようにした。

学外での履修機会を広げ、学生の学習意欲を高めるために、愛知県内の大学（愛知学長懇話会加盟大学）と単位互換に関する包括協定を締結しており、また豊橋技術科学大学及び佛教大学通信教育課程とも協定を締結し、単位互換制度を継続している。これらは、履修要項にその内容を記載し（資料 4-33）、学生に周知している。

成績優秀者「学業奨励学生」（在学中の成績優秀者から選定）の表彰は、「愛知大学及び愛知大学短期大学部の学業奨励学生に関する規程」（資料 4-34）に基づき、前年度の成績評価から GPA を算出して「学業奨励学生」を選定している。なお、2020 年度入学生から、入学後に積極的に学修に取り組み、優秀な成績を収めた学生に対して広く奨学金を給付する制度へ変更することで、在学生の学修意欲向上を喚起することを目的として、成績優秀者「学業奨励学生」の採用人数を増加することとした。これに伴い、入学試験成績優秀者が対象となる「愛知大学スカラシップ」の資格継続審査を廃止した。

修士課程・博士後期課程については、大学院学則第 21 条に定められているとおり、全授業科目について単位制度の趣旨に沿って適切に単位を設定している。成績評価及びその結果としての単位認定は厳格に行われている。成績評価方法については、同第 24 条の 2（成績評価基準等の明示等）に従い、シラバスで学生に明示している。成績は絶対評価で優（80 点以上）、良（79 点～70 点）、可（69 点～60 点）の 3 段階に分けられ、60 点以上を合格、学位論文については 70 点以上を合格とし、評価は厳格に行われている。既修得単位の認定については、大学院学則第 25 条の 2（他の大学院等における修得単位の取扱い）及び同第 25 条の 3（入学前の既修得単位の取扱い）に従い、厳格に運用している。また、各研究科修士課程では、指導教授の承認を得て、他研究科の講義科目を 8 単位まで、経営学研究科修士課程では、協定校の講義科目を 10 単位まで履修し修了の要件とすることができる。

専門職学位課程においては、「愛知大学専門職大学院学則」（資料 1-4）、「専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程」（資料 4-35）に則り、厳正に行っている。各授業科目における到達目標や授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法については、「LiveCampus」にシラバスを掲載し周知している。中央教育審議会法科大学院特別委員会が提言する「共同的到達目標モデル（第二次案）」が存在する科目については、それを踏まえた到達目標や

授業内容が設定されており、小冊子を配付することで学生に周知している。オリエンテーションでは、新入生だけでなく在学生も対象にして科目ガイダンスを実施しており、教員が担当する授業科目についての説明を行っている。オリエンテーション時にガイダンスを実施しない科目では、初回授業、あるいは事前の課外時間をオリエンテーションに充て、当該科目の授業内容及び方法、成績評価の基準と方法、受講予定者に必要な学習方法などについて、担当教員からの説明と受講予定者との質疑が行われている。

<学位授与を適切に行うための措置>

本学では学位に関して、学則、大学院学則、専門職大学院学則のほか、「愛知大学学位規程」（以下、「学位規程」という。）の諸規程がある。（資料 4-36）

学士課程に関しては、学則第 25 条で「卒業の要件は、本大学に 4 年以上在学し、卒業に必要な単位を修得していなければならない。」とし、第 26 条で「卒業の要件を備えた者には、教授会の議を経て卒業の資格を認定し、学士の学位を授与する。」と規定するとともに、学位規程第 5 条第 1 項から第 3 項においても「学士の学位は、本学学部において卒業の資格を認定された者に授与する。」、「各学部長は、教授会を招集し、卒業の資格を審議・決定して、学長に報告する。」、「学長は、教授会の報告に基づき、学位を授与すべき者に学位記（様式第 1）を授与する。」と規定している。また、授与する学位に付記する専攻分野の名称については、学則第 26 条第 2 項別表及び学位規程第 3 条第 1 項第 1 号に明示している。

学則には学部ごとの「卒業要件」が定められ、「履修要項」（資料 1-13）には学則及び学位規程を掲載するとともに、各学部の授業科目履修規程（資料 4-4）もあわせて掲載し、さらに各学部・学科の「卒業に必要な単位数」のページを設けている。このように、学生は「履修要項」（資料 1-13）を通じて卒業の要件等をあらかじめ知ることができる。既述のとおり、卒業要件については各学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）でも明示している。

実際の卒業判定の手続きについては、各学部において、教学主任が事務局（教務課）の作成した資料に基づいて学生がそれぞれ科目区分ごとに卒業に必要な単位を取得しているかを確認し、各学部教授会において最終的に可否を判断することになっている。このプロセスはいずれの学部においても厳格に行われており、特に問題は生じていない。

修士課程・博士後期課程の修了要件については、いずれも大学院学則第 29 条及び第 30 条において定めている。また、同第 32 条において授与する学位の種類を明示している。

また、学位規程第 6 条及び第 13 条においても学位授与の要件を明示している。なお、博士の学位の授与については学位規程第 13 条第 2 項で、「本大学院の博士後期課程を経ない者であっても、（中略）博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格し、かつ専攻科目及び関連科目並びに外国語に関し、本大学院の博士後期課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学力があると認められた場合（中略）に限り授与することがある。」として、いわゆる「論文博士」の道を開いている。

学位論文提出（学位授与申請）から学位授与決定までの手続きに関しては、修士については学位規程第 7 条から第 12 条、博士については同第 14 条から第 27 条に明示している。これらの規定に沿って、修士論文の場合は教授 2 名以上、博士論文の場合は教授 3 名以上

からなる審査委員会で厳格な論文審査及び最終試験を行い、その結果報告を受けた研究科委員会で審議した後、最終的には大学院委員会において学位授与の可否を決定し、大学院長から学長へ報告することとなっている。これに加えて、博士の学位については、「大学院博士の学位授与に関する内規」（資料 4-37）によって学位授与申請の要件や詳細な審査手続きのプロセスが明示され、これに沿って審査が進められる。このように、本学大学院では関連規程にある手続きを踏み、適切かつ厳正に学位授与が行われてきた。更に、「学位論文審査基準」（資料 4-38【ウェブ】）を策定し、学内外に公表している。

修士課程・博士後期課程の修了要件及び学位授与に係る事項については、関連規程を「大学院履修要項」（資料 1-14）に掲載し、学生に周知している。新たに定めた「学位論文審査基準」についても、当該基準が学内構成員での共通認識となるよう、2013 年度より「大学院履修要項」において学生に周知している。また、「大学院履修要項」では、関連規程等の掲載のみならず、学位論文の提出要領を示すとともに、「学位審査等に関する通報・相談窓口」についても案内し、厳格な学位審査の確立及び審査の客観性・透明性を担保している。

専門職学位課程の修了及び学位授与の要件は、専門職大学院学則（資料 1-4）に定められており、法学未修者（3 年制コース）にあつては、3 年以上在学し、かつ 108 単位以上を修得しなければならない。法学既修者（2 年制コース）にあつては、2 年以上在学し、かつ、入学時の認定単位数（上限 36 単位）を含め、108 単位以上を修得しなければならない。これらは、「法科大学院ガイドブック」（資料 1-15）に記載されているほか、新入生オリエンテーションや年度当初のガイダンスにおいて学生に周知されている。また、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されているほか、3 年次秋学期必修科目「法務総合演習」の単位を修得した者を対象として、修了再試験制度が設けられている。なお、修了再試験は、3 年次春学期必修科目である「公法総合演習」、「民事法総合演習」及び「刑事法総合演習」の 3 科目を対象に実施する。

以上のとおり、学士課程・修士課程・博士後期課程・専門職学位課程のいずれについても、学位授与のための要件と手続きを明示しており、明確な責任体制のもと適切に学位を授与している。

点検評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点 2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発
《学習成果の測定方法例》
・アセスメント・テスト
・ルーブリックを活用した測定

- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

＜各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定＞

学士課程において、各学部が学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で定めている教育目標を達成した結果が学習成果であり、学部が定める教育目標が達成されたかは卒業の認定（学位の授与）により測ることができる。すべての学部において、学生が身につけるべき能力等を修得し、卒業に必要な単位数を修得した場合に学位を授与することを明記しており、これに基づいて適切に学位を授与している。

学習成果の結果は卒業の認定（学位の授与）に集約されると言い換えることができるが、それによって教育目標とカリキュラムとの関係の適切性、個々の教育目標の達成具合の測定が不必要になる、ということではない。そのため本学では、卒業をむかえた学生に対し、大学生活を振り返る機会を設け、大学全体、共通教育科目及び専門教育科目の教育目標に準じた設問を用意してアンケートを行い、その結果を検証し、改善していくことを目的として、自己点検・内部質保証委員会が主導して、「学修成果アンケート」を実施している（資料 4-39）。2013 年度の開始以降、本アンケートは毎年度実施され、2019 年度で 7 回目を迎えた。アンケート集計結果は、「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」（資料 4-40）に基づき、教育研究上の目的や学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の到達具合を測るための評価指標として活用することとしている。ただし、本アンケート結果を評価指標として利用するか否か、利用する場合は基準をどのように設定し評価するかは、学部毎に検討することとしている。

回答された集計結果は、自己点検・内部質保証委員会で確認し、大学全体のカリキュラムの見直しや中長期計画の策定に反映するよう努めている。また、同委員会でアンケート結果（資料 4-41）を共有し、各教授会にも報告を行う（資料 4-42）ことで、学部としての評価を行うとともに、学部においても教育目標の達成度合を確認し、さらに向上させるべく、カリキュラムの見直しや学部の中長期計画策定に利用している。

具体的には、2018 年度アンケートにおいては、特に「(5) 実践的な外国語運用能力を身につけることができましたか。」は 50%に満たない結果となっており、建学の精神の 1 つである「国際的な教養と視野を持った人材の育成」の達成のためには、カリキュラムや授業運営方法の抜本的な見直し及び検討が必要であるとの見解を、自己点検・内部質保証委員会で確認した。また、「(6) ICT 時代に必要な情報処理能力を身につけることができましたか。」も 50%前半の回答率となっており、外国語運用能力と同様に、ICT を活用した情報処理能力の育成を念頭においたカリキュラム改革が必要であるとの見解も、同委員会で確認している（資料 4-41、資料 4-42）。

また、2019 年度末においては、自己点検・内部質保証委員長（学長）からの諮問により、「学修成果アンケート結果と成績評価（GPA）との関連性」及び「卒業年次生の GPA 分布と学修成果アンケート回答学生の GPA 分布」について、IR 小委員会で調査分析を行った。調査結果としては、「学習成果アンケートの各項目の結果と、回答学生の累積 GPA の関連性について、今回の分析においては、関連性を見出すことができなかった。」、「回答学生の累積 GPA の方が良好な傾向にあるとはいえるが、その差は必ずしも大きくなく、成績が良い学

生がアンケートに回答している、という仮説を証明できたとはいえない。」とされたが、その一方で、以下のような分析結果も得ることができ、今回の調査結果を踏まえ、今後どのような取り組みをしていくべきか、引き続き検討していくこととした。

- ・累積 GPA は、愛知大学全体としては、ほぼ正規分布であった。
- ・女性学生の累積 GPA は、男子学生よりも良好である。これはどの学部でも見受けられる。
- ・学部間の成績分布には大きな差が見受けられる。

なお、学修成果に関わっては、現代中国学部では、中国現地で行う「現地研究調査」「現地インターンシップ」の履修に際して、HSK（中国政府公認の中国語検定試験）4 級程度以上を、またダブルディグリー・プログラムについては同 5 級程度以上を参加要件として課している。さらに、卒業する学生全員を対象に HSK や中国語検定試験の成績を調査して、一定の中国語の学力を検証し保証している。

修士課程・博士後期課程について、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき修了要件を設定し、各研究科で適切に把握・評価している。

修士課程では、修士論文提出後に口頭試問を行い、その結果をもとに報告書を作成し、各研究科委員会・大学院委員会で学位授与の審査を行っている。

博士後期課程の学位論文の審査では、審査委員会を設置し、同委員会から提出された報告書をもって各研究科委員会・大学院委員会で学位授与の審査を行っている。

専門職学位課程においては、教育目標が達成されたかは修了の認定（学位の授与）により測ることになる。学生の能力及び資質が客観的かつ厳正に評価できるよう、「専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程」（資料 4-35）第 6 章に成績評価に関する規程を置いているほか、法科大学院ガイドブック P49（資料 1-15）には、「学生の成績評価に関するガイドライン」を示し、具体的な成績評価の基準を定めている。教授会や同研究科 FD 協議会においては、学生・学年別の学修レベルを定期的に把握・共有している。

<学習成果を把握及び評価するための方法の開発>

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した学生の学習成果は、定期試験や平常点による成績評価、卒業論文・卒業研究の審査で評価・把握している。共通教育科目の英語については、学習成果の把握にアセスメントテスト（CASEC<2019 年度名古屋校舎入学生及び 2020 年度豊橋校舎入学生から導入>、TOEIC-IP テスト）を活用している。全学部において、入学時、1 年次 6 月及び 2 セメスター配当必修科目（「TOEIC」又は「TOEIC I」。現代中国学部のみ中国留学<現地プログラム>帰国後の 4 セメスター配当）終了時の 3 回にわたり、アセスメントテストの受験を全学生に課している。各回の結果は、学習成果を把握するため教学委員会及び教授会に報告するほか、1 年次英語必修科目の習熟度別クラス編成や、「TOEIC」「TOEIC I」の成績評価にも利用している。

点検評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価＞

シラバスに記載する各科目の到達目標は、カリキュラム・マップで定められた内容に即し設定することをシラバス作成要領において全教員に求めている。作成されたシラバスは、全学共通の基本方針に基づいて行われる教員の相互チェックを経て、「LiveCampus」で学生に公開している。シラバスは、多くの科目において第 1 回授業で学生に提示し、教員と学生が当該科目の内容や到達目標、成績評価について認識を共有するよう努めている。これらを踏まえ、毎学期末に実施する授業評価アンケートでは、当該科目が「シラバスに基づいて行われたか」「授業の教材や資料が内容理解に役立ったか」「シラバスに記載された到達目標を達成できたか」等、教育課程の内容や方法の適切性、学習成果について問う質問を設けている。過去 5 年間のアンケート結果によれば、ほぼ全ての科目区分において、シラバス準拠度及び教材や資料の適切度の平均値は 5 段階評価で 4.0 以上の評価を、目標達成度については同様に 3.5 以上の評価をそれぞれ得ている。

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

授業評価アンケートの結果は、学習・教育支援センター委員会において確認する。また、各教員は、授業評価アンケートの結果を毎学期受領し、その結果に対する分析及び評価、今後の改善点について指定様式に記載し、学習・教育支援センター委員会に提出することとしている。

（２）長所・特色

本学では、学士課程において、2018 年度入学生から現行カリキュラムを導入した。同カリキュラムの策定に当たっては、(a) 建学の精神の現代的実現を目指す教育 (b) 高校教育から大学教育への適応を促す初年次教育 (c) 大学での学びに必要な基礎的能力を養成する教育 (d) 人文、社会、自然の諸科学にわたる教養教育の 4 点を基本方針とし、これを名古屋・豊橋両校舎で統一した共通教育科目の理念・目的に反映した。

名古屋校舎の 5 学部では、新カリキュラムにおいて、グローバル社会の下での異文化理解や日本文化発信の重要性に鑑み、政治・経済・社会・歴史など幅広い分野から日本に関する基本的知識を身につけ、日本の伝統文化・現代文化を深く理解するのに役立つ科目を「さくら 21 科目」として指定し、共通教育科目および専門教育科目のそれぞれに配置した。さらに「さくら 21 科目」を履修し、日本理解、日本発信に関する取組（「さくら 21 プロジェクト」）の一環として行う正課外活動に参加した学生には、「日本理解・日本発信サ

ティフィケイト（認定証）」を発行する仕組みを整えた。現行カリキュラムでは、現代中国学部や国際コミュニケーション学部といった国際系学部はもちろん、それ以外の社会科学系学部の専門教育科目においても、グローバル化への対応を意識した。具体的には、法学部において新たな科目区分となる「国際部門」を設け、「海外インターン」や米国ロースクールでのスタディ・ツアーの事前教育となる「海外法政セミナー入門」を配置した。経済学部では英語で授業を行う「Economics」を新設したほか、経営学部では海外に留学する学生の履修に配慮し、卒業論文（選択科目）を除く全ての専門教育科目を半期開講科目とした。

（３）問題点

各学部において、グローバル化や地域の産官学連携など社会の変化に対応した多様な取り組みを正課内外で推進しているが、その教育効果や運営上のノウハウ等詳細が学部を越えて共有されにくい状況にある。全学的なFDの機会などを活用し、これらの情報を共有することが望まれる。

また、博士課程において、研究指導のスケジュールが定められていない。「基礎要件に係る評価の指針」の中で、「各研究科の学位課程ごとに、研究指導の方法やスケジュールをあらかじめ定めていない場合は、是正勧告として指摘する。」とされており、検討する必要がある。

（４）全体のまとめ

本学は、学部の学科及び研究科の専攻ごとに定めた教育研究上の目的の実現に向けて、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定・公表している。各学科及び専攻は、上記のポリシーに基づき、順次性に配慮しながら各学位課程にふさわしい教育課程を体系的に編成し、教育・学修効果を高める取組を講じるとともに、厳格な成績評価に基づき学位授与を適切に行っている。学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に明示した学修成果については、卒業要件単位数の修得により総合的に達成したと判断している。しかしながら、それによって教育目標とカリキュラムとの関係の適切性、個々の教育目標の達成具合の測定が不必要になる、ということではないと考え、卒業をむかえた学生に対し、大学生活を振り返る機会を設け、大学全体、共通教育科目及び専門教育科目の教育目標に準じた設問を用意してアンケートを行うことで、それらを大学として受け止め改善していくことを目的として、自己点検・内部質保証委員会が主導して、「学修成果アンケート」を実施している。回答された集計結果は、自己点検・内部質保証委員会で分析し、大学全体のカリキュラムの見直しや中長期計画の策定に反映するよう努めている。また、同委員会でアンケート結果を共有し、各教授会にも報告を行うことで、学部としての評価を行うとともに、学部においても教育目標の達成度合を確認し、さらに向上させるべく、カリキュラムの見直しや学部の中長期計画策定に利用している。

以上のことから、本学の教育課程・学習成果に関する取組は、大学基準に照らして良好な状態にあると考える。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ
方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

＜学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表＞

本学では、学士課程・修士課程・博士後期課程・専門職学位課程でそれぞれ3つのポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー））を策定し、自己点検・評価活動としてポリシーの内容を適宜点検し、必要に応じて修正を行い、都度学内外に公開周知している（資料2-4【ウェブ】）。

学士課程においては、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針」（資料2-3【ウェブ】）の策定を踏まえ、2019年10月～2020年4月には自己点検・内部質保証委員会及び入学試験委員会を経て2021年度以降の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の点検・見直しを行ったところである（資料5-1）。

全学及び各学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の公表については、本学公式ホームページへの掲載（資料2-4【ウェブ】）、大学案内（資料5-2【ウェブ】）及び各種入学試験募集要項（資料5-3【ウェブ】）への掲載、オープンキャンパスや高等学校教員向け入試説明会や高等学校での模擬講義での告知等により広く行い、求める学生像、習得しておくべき知識等の内容・水準を明示して入学者選抜試験を実施している。また、オープンキャンパスや進学相談会等では、各種入学試験過去問題集の配布を行っており、インターネット等の資料請求システムによる請求者にも無料で配布している。これらにより、求められる学力について広く周知をしている。

一般入試とその他推薦入試等の募集定員割合は一般入試70%、その他推薦入試等30%で学生募集を行い、全学の入学者割合については募集定員割合に近づけるよう入学者選抜を行っているが、現状では、一般60%、推薦40%を当面の目標値として取り組んでいる。2020年度入試からは、論理的思考力を備えた数学を得意とする入学者の獲得をめざし、新たな入学者選抜方式として「数学重視型入試」を実施した。また、2021年度入試からは、学校推薦型入試にて資格活動実績や志望理由書等の書類を用いて主体性等の評価を実施する予定である。

障がいのある学生の受け入れについて、各種入学試験募集要項（資料5-3【ウェブ】）に、受験及び修学上、特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち問合せる旨を記載し、個

別状況を把握した上で、大学入試センター試験特別措置の事例等を参考としながら、必要な措置を講じている。

外国人留学生受け入れについては、本学外国人留学生規程において、志願者は、入学後の学習及び日常生活に支障のない程度に日本語の素養を有しなければならないと定められており、外国人留学生入学試験要項（資料 5-4【ウェブ】）においても、日本語能力の目安（日本語能力試験 N1 レベル相当）も含めて、本学への入学にあたっては高い日本語力が必要な旨の記載をし、公式ホームページも含めて広く周知している。

修士課程・博士後期課程の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針」（資料 2-3【ウェブ】）の策定を踏まえ、2019 年 10 月には自己点検・内部質保証委員会を経て各研究科委員会において入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の点検・見直しを行い、現在の形となっている。大学院の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）についても、本学公式ホームページで公表し（資料 2-4【ウェブ】）、大学院履修要項（資料 1-14）にも掲載している。各研究科の理念・目的、概略、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、入試情報等の志願者にとって必要な情報は、大学院研究科案内、募集要項及びホームページを通じて周知している。更に、学外開催の進学相談会や、学内開催の進学相談会によって、入学志願者に対して必要な情報を事前に周知するよう努めている。学内開催の進学相談会では、教職員と在学生が入学志願者に対して個別相談に応じるとともに、希望者には施設見学を行い、より具体的な情報の提供に努めている。

専門職学位課程についても、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針」（資料 2-3【ウェブ】）の策定を踏まえ、2019 年 10 月には自己点検・内部質保証委員会を経て法務研究科教授会において入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の点検・見直しを行い、現在の形となっている。当法務研究科の理念・目的、概略、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、入試情報等の志願者にとって必要な情報は、当法務研究科パンフレット、募集要項及びホームページを通じて周知している。更に、学外開催の進学相談会や、学内開催の進学相談会によって、入学志願者に対して必要な情報を事前に周知するよう努めている。学内開催の進学相談会では、教職員と在学生が入学志願者に対して個別相談に応じるとともに、希望者には施設見学を行い、より具体的な情報の提供に努めている。

点検評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点 4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学の学部の入学試験については、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、次のとおり実施している。

一般入試（前期入試、数学重視型入試、M 方式入試、センタープラス方式入試、センター試験利用入試前期（3 教科型・5 教科型）、後期入試、センター試験利用入試（後期）、指定校制推薦入試、公募制推薦入試（一般推薦入試、情報・簿記会計推薦入試）、現代中国学部グローバル人材特別入試、国際コミュニケーション学部英語学科特別入試、スポーツ特別入試、海外帰国生選抜入試、社会人入試、外国人留学生入試、編入学試験

学士課程では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に示すとおり、一般入試を重視しており、大学全体の募集定員 1,995 名の 70.2%を一般入試募集定員が占めている。また、前期入試、センター試験利用入試前期（5 教科型）の成績上位者へのスカラシップ制度（資料 5-5）を適用し、高い基礎学力を備えた学生の確保に努めている。推薦入試においても、出願資格に一定の評定平均値を求め、学科試験（英語または国語）を課す等して、基礎学力を測るようにしている。

入学者の確保及び入学志願者の開拓のため、学生募集及び入学試験全般に関する企画・戦略を策定することを目的とした「入学試験戦略委員会規程」（資料 5-6）と、学生募集活動及び入学試験の実施にあたることを目的とした「入学試験委員会規程」（資料 5-7）を定めている。入学試験戦略委員会は、学長・理事長を委員長とし、入学試験委員会委員長（副委員長）、副学長、入学試験委員会副委員長、事務局長を委員として組織しており、幹事として企画部長、教務事務部長、入試課長及び広報課長をあてている。入学試験委員会は、学長が委嘱する委員長及び副委員長と、各学部教授会及び短期大学部教授会から選出された委員 8 名で組織しており、企画部長及び入試課長を幹事としている。

学生募集については、入学試験戦略委員会、入学試験委員会、常任理事会、学内理事会で審議・決定の上、実施している。

学生募集の具体的な活動としては、①入試説明会、②高等学校での説明会、大学見学会、大学展・進学相談会、③高等学校への訪問、④オープンキャンパス、⑤高等学校等での模擬授業、⑥各種入試広報媒体への参画等が挙げられる。こうした活動において、受験生が安心して受験できるように、情報開示、説明責任を学生募集活動の基本と考えており、入試における公平性・透明性・客観性を示し、各ステークホルダーとの信頼関係を構築することを目的としている。

入学者選抜については、日程等を含めた実施内容を入試課にて検証し、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適切に学生募集を行うべく次年度の計画等を作成し、入学試験戦略委員会、教授会、常任理事会、学内理事会に提案、審議、決定の上、実施している。10 月に実施するスポーツ特別入試や現代中国学部グローバル人材特別入試、国際コミュニケーション学部英語学科特別入試、短大キャリアデザイン特別入試、編入学試験等、11 月に実施する指定校制推薦入試と公募制推薦入試は、本学名古屋校

舎と豊橋校舎の2会場で実施している。一方、学部・短大各一般入試においては、受験生の利便性に配慮し、全国に地方試験会場を設け、受験生における経済的、精神的負担の軽減に努めている。

また、各入試の実施要領を作成し、入試実施体制や不測の事態における対応を確認の上、志願者数に応じた適切な人員を配置し、試験を実施している。更に、一般入試を重視する旨を入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において明確に示すことで、受験生が安心して受験できる雰囲気確保するとともに、各種入試における合格最低点（合格最低得点率）や合格者数を入試ガイド等にて明示・公開することで、本学入試における公平性、透明性、客観性を保持している（資料5-8）（資料5-9【ウェブ】）。

入試問題については、入学試験問題の作成、校閲及び管理のために入試問題委員会（資料5-10）を設置しており、毎年度計画的な作問を行っている。複数回にわたる複数人数による入念なる事前内部チェックと、入試実施直後に実施する事後外部チェックの二重のチェック体制により、出題ミス等による受験生への影響を未然に防止するよう努めている。

合格者の判定については、厳正な採点に基づき、入学試験戦略委員会で合格判定原案を作成し、合格者判定委員会（資料5-11）において公平かつ客観的に判定を行っている。合格者判定委員会は、学長（議長）、副学長、学部長、事務局長、入学試験委員会委員長及び副委員長、各学部各学科代表者で組織している。ただし、編入学の可否は当該学部の教授会が判定し、また、現代中国学部グローバル人材特別入試の可否は入学試験戦略委員会が判定原案を提案し、当該学部の教授会が判定を行うこととしている。なお、本学では、志願者数、合格者数、競争倍率、合格最低点等のデータを積極的に情報公表し、成績開示制度も設けている。2019年度入学試験からは、一般入試においてウェブを利用した解答例を公表し、入学試験の一層の透明性を確保している（資料5-12）。

外国人留学生入試制度については、①外国人留学生一般入学試験、②外国人留学生推薦入学試験、③外国人留学生渡日前入学試験の3種の選抜方法があり、国際交流委員会管轄のもとで毎年度実施している。出願要件として、志願者には独立行政法人日本学生支援機構実施の日本留学試験の受験を義務付けており（推薦入試以外）、その成績と、志望学部教員による面接試験を行い、志望動機や学習意欲などを含め得点化し、総合的に可否を判定している。可否の判定は、当該教授会が行うこととしている。さらに、出願時には日本語学校などの出席状況がわかる資料や、担当教員などからの日本語能力認定書の提出も求めており、日本語学校等における学習状況や学習意欲を把握し、面接時の参考としている。

修士課程・博士後期課程では、入学者選抜にあたって、入学試験の日程や選考方法等を各研究科委員会及び大学院委員会で審議の上、学生募集要項を作成している。学生募集要項は冊子での配付だけでなく、本学公式ホームページにも掲載し、ダウンロードを可能にすることで受験希望者の便宜を図っている（資料5-13【ウェブ】）。

入学試験日程については、例年、修士課程は第1期（8～9月）と第2期（2月）の年2回、博士後期課程は年1回（2月）としている。それに先立つ大学院学生募集活動として、毎年2回（6月、11月）学内で大学院進学相談会を開催している。

本学大学院の入学資格は大学院学則第38条（資料1-3）において明確に定めており、出身大学、出身学部のいずれについても優先枠を設けることなく入学者選拔を受ける機会を

等しく提供し、公平・公正に学生募集を行っている。ただし、一部の研究科（修士課程）では、本学学部生を対象に推薦入学試験を実施している。また、社会人特別入学試験等、別途出願資格を必要としている場合もある。

なお、一部の研究科（修士課程）では、飛び入学試験制度も設けている。（資料 5-14）

入試問題については、各研究科委員会で出題者を決め、出願期間後に出題者へ作問依頼を行っている。作問された入試問題は、研究科によって研究科長が事前に内容の確認を行っている事例もある。

合格者の選抜については、出願書類、入試問題の厳正な採点、口述試験結果をもとに、合格判定原案を作成し、入学試験当日の各研究科委員会で可否の判定を行っている。

専門職学位課程においては、毎年度、法務研究科教授会及び入試委員会において、次年度入学試験の募集要項や選抜制度について協議し、確認している。学生募集要項は冊子での配付だけでなく、本学公式ホームページにも掲載し、ダウンロードを可能にすることで受験希望者の便宜を図っている（資料 5-15【ウェブ】）。

入学者選抜においては、公正な実施を厳格に貫くとともに、全教授会構成員が不測事態発生時に速やかに対応できるような運営体制を整備している。

入学者の受入れについては、「公平性、開放性、多様性」に加えて、本学独自の理念、法曹像を勘案して、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、多様な知識または経験を有する者を積極的に入学させることとしている。

入学者選抜を受ける機会は、すべての志願者に等しく公正に保障されている上、出身大学、出身学部のいずれについても、合否判定上の優遇策は設けられていない。また、入学者に対する寄附等の募集は行っていない。

入試当日は、法務研究科長を実施責任者、大学院事務課長を事務責任者として、実施体制を組んでいる。小論文試験と法律科目試験の各試験会場には教職員を配置し、監督業務と受験者の本人確認を行い、適切に入学者選抜を実施している。面接試験では、面接控室に事務職員を配置し、再度本人確認を行い、入学者選抜の適切かつ公正な実施に努めている。2016 年度入試から新たに設置した東京会場の入試でも、専任教員及び専任事務職員を派遣し、東京会場の入試の運営に当たっている。

各入試実施後開催される入試委員会において、入試合格判定案、法学既修者の認定案、専門職大学院給付奨学生及び地域貢献奨学生候補者の選考案が作成される。これらの案に基づき、教授会で審議が行われ、合格者、既修者認定、専門職大学院給付奨学生及び地域貢献奨学生候補者が決定される。

点検評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点	： 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ＜学士課程＞ ・ 入学定員に対する入学者数比率
-------	---

- ・編入学定員に対する編入学生数比率
 - ・収容定員に対する在籍学生数比率
 - ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
- ＜修士課程、博士課程、専門職学位課程＞
- ・収容定員に対する在籍学生数比率

本学における過去 5 年間で入学定員の変更については、地域政策学部の設置届出に伴い、2011 年度から地域政策学部の入学定員を 220 名とし、経済学部の入学定員を 375 名から 330 名に変更している。2012 年度からは、文学部の入学定員 325 名を 20 名増員して 345 名とした。

学生の受け入れについては、収容定員に対する在籍学生数も考慮に入れて、各年度の入学予定者数を大学評議会で決定し、それを基に入学試験戦略委員会で合格判定原案を作成し、合格者判定委員会で決定している。

学士課程の入学定員（2012 年度以降は 1,995 名）に対して、この 5 年間の入学者数と入学定員超過率は、2015 年度から 2019 年度まで順に 2,452 名（1.23）、2,412 名（1.21）、2,229 名（1.12）、2,342 名（1.17）、2,275 名（1.14）、平均 2,342 名（1.17）となっている。また、学部の収容定員は 7,980 名であり、2019 年度の在籍学生数は 9,520 名、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.19 となっている。やや定員超過率が高くなっているが、定員設定と定員管理については概ね適正に行われていると考える。

修士課程・博士後期課程の定員については、各研究科委員会、大学院委員会において適切に設定している。

修士課程におけるこの 5 年間の入学者数と入学定員充足率（入学定員 100 名）は、2015 年度から 2019 年度まで順に 25 名（0.25）、23 名（0.23）、27 名（0.27）、21 名（0.21）、18 名（0.18）、平均 22.8 名（0.23）となっており、毎年、入学定員の 30%を下回っている状態が続いている。修士課程の収容定員は 200 名であり、2019 年度の在籍学生数は 41 名、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.21 となっている。個別にみると、経済学研究科は 2017 年度から在籍学生がなく、文学研究科は 3 専攻（日本文化専攻、地域社会システム専攻、欧米文化専攻）の在籍学生数が 10 名を下回っている状態が続いている。この状況を少しでも改善すべく、経済学研究科では 2020 年度より入学定員を 25 名から 15 名に変更した。なお、経営学研究科はこの 3 年間は収容定員に対し 50%以上、中国研究科はこの 5 年間は 40%以上となっている。

博士後期課程における 5 年間の入学者数と入学定員充足率（入学定員 39 名）は、2015 年度から 2019 年度まで順に 16 名（0.41）、11 名（0.28）、11 名（0.28）、15 名（0.38）、11 名（0.28）、平均 12.8 名（0.33）となっており、修士課程と同様に芳しくない状況が続いている。博士課程の収容定員は 117 名であり、2019 年度の在籍学生数は 32 名、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.27 となっている。中国研究科と文学研究科日本文化専攻以外は、ほとんど学生が在籍していない状態が続いている。

専門職学位課程については、「愛知大学専門職大学院学則」（資料 1-4）において、適切

な入学定員の設定に努めており、開校当初の入学定員は 40 名であったが、2011 年度より 40 名から 30 名に削減し、2013、2014 年度に入試委員会、教授会、学内関係機関において収容定員について再度見直した結果、2015 年度より入学定員を 20 名に改めた。専門職学位課程における 5 年間の入学者数と入学定員充足率は、2015 年度から 2019 年度まで順に 12 名 (0.60)、7 名 (0.35)、8 名 (0.40)、7 名 (0.35)、20 名 (0.50)、平均 8.8 名 (0.44) となっており、定員の見直しを行っても、なお充足できていない状態が続いている。収容定員は 60 名 (入学定員 20 名×3) であるが、これに対して、2019 年 5 月 1 日現在の在籍者数は、原級留置者及び休学者を含めて 33 名、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.55 となっており、収容定員においても充足できていない状況は同じである。

**点検評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学士課程では、学生募集活動及び入学者選抜に関する検証については、毎年度、入試が終了した時点で学生募集活動と入学者選抜の両面から、実績、課題、問題点等を検証した結果を「入試総括」(実地 5-1)、「入学試験集計資料」(実地 5-2) として取りまとめている。入試課にて、出願状況から志願者の動向、特徴等を分析し、入学試験戦略委員会、常任理事会、学内理事会で審議の上、合同課長会議、入学試験委員会、キャリア形成検討会議にて報告を行い、全学に周知し情報を共有する体制を確立し、併せて次年度以降の入試制度改革の検討材料として活用している。

また、学習指導要領が変更された場合や入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の遵守を目的とした入試制度の変更等、次年度の学生募集と入学者選抜に向けた課題事項については、「入試における課題事項と対応」として毎年度下半期(9 月から 3 月の約半年)をかけて、議論を重ねている。この上で、次年度の学生募集と入学者選抜の計画を立案し、項目ごとに入学試験戦略委員会、入学試験委員会、常任理事会、学内理事会、教授会にて審議・決定している。

外国人留学生入試については毎年度入試終了後に入試総括（実地 5-3）を作成、全体的な志願動向や傾向等について国際交流委員会で分析を行ったうえで、学内の各関係会議等での報告も行っている。また、出願者の日本語能力（日本留学試験得点分布）や、入学後の単位修得状況、出席状況等も踏まえ、随時国際交流委員会で入試制度及び入試実施方法の見直しや改善等について検討を行っている。

修士課程・博士後期課程についても、大学院委員会、各研究科委員会において次年度の学生募集と入学者選抜の計画を立案し、審議・決定している。

専門職学位課程においては、同入試委員会で入学試験の総括（実地 5-4）（実地 5-5）を

行い、成果や課題について確認・検証しており、改善・向上に向けた取り組みについて、可能なことから実践している。志願者数の減少、志願者の中に占める社会人の数の減少等の事態に対処するため、入試委員会、教授会等で検討を進め、社会人向けの特別入試の制度や東京での受験会場の増設をするなど、事態の進展に応じた機敏な対応を一定程度進めてきており、その成果が現れるのを待っている段階である。

（２）長所・特色

入学者選抜に関わる組織が、学長のリーダーシップの下、教育職員、事務職員の協働により運営されているため、学生の受入方針に定める学生像の具現化、高等学校から高等教育へと繋がる高大接続を意識した入試制度改革につき、学内の意思決定が迅速に行われている。

外国人留学生入試にかかわり、メインである一般入試において、日本留学試験の日本語科目のうち記述式設問(50 点)は素点を利用しているが、選択式設問の点数（読解、聴解、聴読解 計 400 点）については、4 分の 1 に圧縮している。多くの他大学と比較しても、この圧縮幅は大きく、当日の面接試験（100 点）での学習意欲や人物評価なども重視し、総合的なバランスを考慮し可否を判定している。

（３）問題点

入学から卒業までのエンロールメント・マネジメントの中で、入学後の学生がどのような学修プロセスを経て、卒業後の進路決定にまで到達するのかは一元管理まで至っていない。加えて、高等学校にて培った教育内容や学習成果を大学のカリキュラムに繋げていくことを意識した入学者選抜方法の確立も課題である。

外国人留学生入試について、日本語能力に加えて、大学で様々な学問を幅広く学習するための基礎学力を入学者選抜時に把握できるような入試制度（選抜方法）の見直しの必要性を認識している。

大学院は、修士課程・博士後期課程ともに、収容定員に対し在籍学生数が大きく下回っている現状が続いている。これは、以前からの課題であり、2016 年度に策定された第 4 次基本構想や各年度の事業計画書には、大学院全体の改革再編、入学定員の見直し、入学者増の対策など記載し、対策を検討しているが、なかなか改善まで至っていない。

専門職大学院法務研究科についても、収容定員に対する在籍学生比率は 50%～60%の間で推移している。改善・向上に向けた取り組みを行っているものの、なかなか成果として表れていない。

（４）全体のまとめ

本学は、学部・学科及び研究科の専攻ごとに定めた教育研究上の目的の実現に向けて、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を策定・公表してい

る。学生の受入れについては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正性、厳格性、透明性を担保している。

全ての学部において、基礎学力をバランス良く備えた入学者を選抜するために、3 教科以上を課す一般入試に重点をおいた入学試験を実施しており、また、推薦入試についても、一定水準以上の学業成績を求めるとともに、高等教育を受けるために必要な基礎学力を把握するための学科試験（英語・国語）を課している。志願者数は、2015 年度から 2019 年度まで順に 21,239 名、22,396 名、22,918 名、24,112 名、25,415 名と増加しており、成果が上がっている。

入学定員の確保については、学部の入学定員（2012 年度以降は 1,995 名）に対して、この 5 年間の入学者数と入学定員超過率は、2015 年度から 2019 年度まで順に 2,452 名（1.23）、2,412 名（1.21）、2,229 名（1.12）、2,342 名（1.17）、2,275 名（1.14）、平均 2,342 名（1.17）となっている。また、学部の収容定員は 7,980 名であり、2019 年度の在籍学生数は 9,520 名、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.19 となっている。やや定員超過率が高くなっているが、定員設定と定員管理については概ね適正に行われていると考える。

一方、大学院においては、例年、修士課程は第 1 期（8～9 月）と第 2 期（2 月）の年 2 回、博士後期課程は年 1 回（2 月）実施しているが、大学院修士課程におけるこの 5 年間の収容定員に対する在籍学生比率は、いずれも 30%を下回っている状態が続いている。大学院博士後期課程における 5 年間の収容定員に対する在籍学生比率は、修士課程同様と芳しくなく、中国研究科と文学研究科日本文化専攻以外は、ほとんど学生が在籍していない状態が続いており、課題である。専門職大学院法務研究科の収容定員に対する在籍学生比率も課題であると考えている。

以上のことから、本学の学生の受け入れに関する取組は、大学基準に照らして軽度な問題がある状態にあると考える。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、2011年度第13回学内理事会（2011年12月5日開催）において、「大学として求める教員像および教員組織の編制方針に関する方針」（以下、「方針」）を策定した。その後、定期的に見直しや確認がなされ、2019年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この方針は、策定段階で各学部の教授会及び関係委員会並びに事務局各課室に照会・配付し意見を求めているほか、本学公式ホームページ（資料6-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

大学として求める教員像及び教員組織の編制方針

1. 大学として求める教員像

本学の建学の精神を踏まえて各学部・研究科は教育研究上の目的を学則に規定すると共に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。さらに本学は、研究者として遵守すべき「愛知大学研究倫理規準」を定めている。本学として求める教員像は、これらの教育研究上の目的および3つのポリシーについての十分な理解、優れた教育力と研究力、豊かな人間性、を兼ね備えた人材である。

2. 教員組織の編制方針

本学の理念を実現するために、学部・研究科の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を大学設置基準等を参考にしながら設けるとともに、組織に応じて適切な教員を配置し、教育と研究に十分な成果を収める。そのために次の諸点を方針とする。

- ア. 学部及び短期大学部の教育研究上の目的を実現するために必要な専任教員数について、「教育職員人事計画」を定める。この計画では、卒業論文を必修とする学部にあっては教員1人当たり学生45人以内、卒業論文を選択とする学部にあっては教員1人当たり学生50人以内として大学設置基準を上回る教員数を設定する

こととしている。この教員数に基づき、教学組織の再編に対応しつつ、長期的な教育職員人事計画を策定する。

文学部	: 35.33 名
経済学部	: 31.99 名
国際コミュニケーション学部	: 24.66 名
法学部	: 30.33 名
経営学部	: 36.00 名
現代中国学部	: 19.33 名
地域政策学部	: 22.66 名
短期大学部	: 8.00 名
(注) 教員数は専任教員を 1.00、特別任用教員を 0.66、嘱託助教を 0.33 でカウントしている。	

イ. 大学の教育研究上の目的を実現するために必要な教員数について、以下のとおり、配置する分野ごとに設定する。

教職課程枠	名古屋校舎 専任教員 3 名、特別任用教員 1 名 豊橋校舎 専任教員 2 名 (教職課程認定基準で求められる最低必要教員数)
司書課程枠	専任教員 1 名、特別任用教員 1 名
日本語教育枠	名古屋校舎 専任教員 2 名、特別任用教員 1 名 豊橋校舎 特別任用教員 1 名
嘱託助教 I 枠	名古屋校舎 嘱託助教 I 5 名 豊橋校舎 嘱託助教 I 2 名
文部科学省補助金事業推進枠	
会計人養成枠	専任教員 1 名、契約教員 1 名

- ウ. 専任教員の年齢構成・男女構成等のバランスが適正になるよう配慮する。
- エ. 教育補助・学生の学習活動支援の組織体制として、学習・教育支援センターの更なる充実を図る。
- オ. 教員の募集・採用・昇格は、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」及び各学部が定めた「採用・昇格基準内規」等を適切に運用し、教員の教育研究活動を適切に評価する。
- カ. 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在について、各学部に学部長のほかに教学主任を配置している。共通教育科目は名古屋・豊橋校舎のそれぞれの学部間において共通であり、名古屋・豊橋校舎に教学委員会を置き、その運営に当たっている。専門教育科目を主に担当する教員、共通教育科目を主に担当する教員のいずれも各学部の教授会に所属することによって学部全体として組織的な連携体制をとる。
- キ. 本学専任教員は専門職大学院を除いて学部所属で大学院所属の者はいないが、大

学院研究指導教員の適格性審査を「大学院担当教員資格審査内規」に基づいて行っており、大学院教育の教員組織編制を適切に整えている。

以上

方針で示された各学部専任教員数を踏まえ、学部として採用できる教員数の範囲内で、各学部の理念・目的を実現するためのカリキュラムを維持できるよう各分野の教員をバランス良く確保することに努めている。なお、大学院 6 研究科及び専門職大学院の専任教員数は方針には示されていないが、専門職大学院法務研究科の専任教員数は、専門職大学院設置基準上必要な専任教員数（12 名）を考慮した 13 名（内 1 名は、法務省からの派遣検察官）とすることが 2015 年 4 月 16 日の大学評議会で確認している。また、大学院 6 研究科については、各研究科の基礎となる学部所属の教員を中心に組織しており、各研究科の理念・目的を実現するためのカリキュラムを維持できるよう各専門分野の教員をバランス良く配置している。

学則（資料 1-2）、大学院学則（資料 1-3）、専門職大学院学則（資料 1-4）に基づき、教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確にしている。

学部については、学則第 11 条に基づき、専任教員で組織する教授会を置いており、同第 12 条において、「教授会は、教育研究に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。」と定められている。これにより学部教授会における責任範囲は明確に示されていると言える。

- (1) 教育課程の編成並びに授業の計画及び実施に関する事項
- (2) 試験に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学部、転学科、進級、休学及び卒業に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (6) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (7) 教育研究の質保証に係る自己点検・評価に関する事項
- (8) 法令並びに学校法人及び大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項

学内の連携体制に関わっては、大学の教学及び経営に係る重要事項を審議する大学評議会へ、職務上の委員のほか各学部より選出された委員 2 名が加わって運営にあたっている。また、専門分野別の各種委員会活動に関わっては、教学委員会、学生部委員会、研究委員会、入学試験委員会、国際交流委員会、教職課程センター委員会、図書館委員会、ICT 委員会、キャリア支援センター委員会、語学教育研究室運営委員会、一般教育研究室運営委員会、体育研究室運営委員会、学習・教育支援センター委員会、ハラスメント防止人権委員会等において、各学部より委員を選出して運営にあたっており、学内における組織的連携が構築されている。

大学院 6 研究科については、大学院学則第 9 条に基づき、専任教員で組織する研究科委

員会を置いており、同第 11 条において、「研究科委員会は、教育研究に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。」と定められている。これにより、研究科委員会における責任範囲は明確に示されていると言える。

- (1) 大学院担当教員資格審査に関する事項
- (2) 授業科目の編成及び担当に関する事項
- (3) 学位論文の審査及び最終試験に関する事項
- (4) 学生の入学、休学、退学、除籍、再入学、留学及び課程修了等に関する事項
- (5) 試験に関する事項
- (6) 学位の授与に関する事項
- (7) 学生の奨学及び賞罰に関する事項
- (8) 教育研究の質保証に係る自己点検・評価に関する事項

また、大学院（専門職大学院除く）各研究科の連絡・調整を図るために大学院委員会を置き、各研究科 1 名（文学研究科については各専攻 1 名、計 3 名）の委員を選出している。大学院長は、役職上、大学の教学及び経営に係る重要事項を審議する大学評議会の委員となっており、大学内での連携体制が整えられている。

専門職大学院については、専門職大学院学則第 10 条及び第 11 条に基づき、専任教員で組織する教授会を置いており、同第 12 条において、「法務研究科教授会は、研究科に属する教育研究に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。」と定められている。これにより、専門職大学院の法務研究科教授会における責任範囲は明確に示されていると言える。

- (1) 教育課程の編成並びに授業の計画及び実施に関する事項
- (2) 教育研究及び指導に関する事項
- (3) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (4) 研究科長の選出に関する事項
- (5) 教育研究の質保証に係る自己点検・評価に関する事項
- (6) FD 活動に関する事項
- (7) 学生の入学、休学、退学、除籍、再入学、留学及び課程修了等に関する事項
- (8) 試験に関する事項
- (9) 学位の授与に関する事項
- (10) 学生の奨学及び賞罰に関する事項

また、法務研究科長が、役職上、大学の教学及び経営に係る重要事項を審議する大学評議会の委員になっており、大学内での連携体制が整えられている。

点検評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数 評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 評価の視点 3：学士課程における教養教育の運営体制

<専任教員数>

2019年5月1日現在の本学専任教員数は238名である。この中には特別任用教員17名、契約教員2名、嘱託助教Ⅰ及びⅡ13名、研究助教1名を含んでいる。

学部別では、文学部41名、法学部29名、経済学部30名、経営学部39名、現代中国学部22名、国際コミュニケーション学部33名、地域政策学部26名、名古屋語学教育研究室所属（名古屋校舎学部共通）3名、豊橋語学教育研究室所属（豊橋校舎学部共通）1名となり、計224名の教員数にのぼる。大学基礎データ（表1）に示す通り、これらの専任教員数は、大学設置基準に定められている必要な専任教員数を満たしており、また、必要とされる専任教員数の半数以上の教授が配置されている。専任教員の配置は、上述の本学の教員組織の編成方針に従ったものであり、適正な専任教員の配置に努めている。

大学院研究科別では、法学研究科博士課程14名（公法学専攻6名、私法学専攻8名）、経済学研究科修士課程19名、経済学研究科博士課程15名、経営学研究科修士課程25名、経営学研究科博士課程9名、中国研究科修士課程20名、中国研究科博士課程10名、文学研究科修士課程32名（日本文化専攻8名、地域社会システム専攻11名、欧米文化専攻13名）、文学研究科博士課程14名（日本文化専攻6名、地域社会システム専攻3名、欧米文化専攻5名）、国際コミュニケーション研究科修士課程17名である。大学基礎データ（表1）に示す通り、大学院設置基準上必要な専任教員数について、文学研究科地域社会システム専攻博士課程において、研究指導教員2名（内教授数1名）、研究指導補助教員1名、総数3名が不足している。ただし、2019年度中に大学院担当教員資格審査がおこなわれており、2020年4月にはこの問題は解消される。

専門職学位課程である法務研究科においては、13名の教員を配置している。大学基礎データ（表1）に示す通り、これらの専任教員数は、専門職大学院設置基準に定められている必要な専任教員数を満たしている。

<大学院研究科担当教員の資格審査>

大学院研究科担当教員（修士課程、博士課程）の資格審査については、「大学院担当教員資格審査内規」（資料6-2）に基づき、各研究科委員会で行っている。審査基準は、①修士課程又は博士前期課程の講義を担当する教員、②修士課程又は博士前期課程の演習を担当する教員、③博士後期課程の講義を担当する教員、④博士後期課程の研究指導を担当する教員、それぞれにおいて定められており、適切な審査が行われている。

<教育研究上の目的等に応じた教員の配置及び担当科目>

各学位課程において、教育上主要と認められる授業科目には、多くの場合専任教員を配置している。必修科目、選択必修科目における専任教員の配置状況は、大学基礎データ（表4）で示すとおりである。各学部とも教育研究上の目的を達成するために適切な教員配置が行われている。学士課程での特徴的な例としては、国際コミュニケーション学部では、高度な英語運用能力と国際的なコミュニケーション能力を育成するため、ネイティブ教員を多数配置し、少人数教育を推進している。現代中国学部では、ネイティブ教員をそろえるのはもちろんのこと、中国現地の協定校から教員を招聘し、ハイレベルな中国語教育を展開している。経営学部においては、研究者教員に加えて、公認会計士、税理士、弁護士資格等を持つ実務家教員を配置し、より実践的な教育が行われている。

<授業担当負担及び年齢構成>

教員の授業担当負担については、専任教員の責任授業時間を、教授・准教授は週5回、助教は週4回としている。上限については、特別の事情のない限り、大学院を含め、週10回未満を原則としている。2018年度における専任教員（特任等を除く）一人当たりの年間担当コマ数の平均は5.41コマであり、授業負担への配慮がなされている。

専任教員の年齢構成については、そのバランスが適正になるよう配慮する旨を方針として掲げており、各採用人事の中で個別にバランスを考慮して採用を決定している。2019年5月1日現在の年齢構成は、学士課程の専任教員224名のうち、70歳以上は1名（0.4%）、60歳～69歳は63名（28.1%）、50歳～59歳は67名（29.9%）、40歳～49歳は66名（29.5%）、30歳～39歳は25名（11.2%）、29歳以下は2名（0.9%）である。40歳代、50歳代、60歳代の教員がそれぞれ30%弱の割合であり、バランスの取れた教員配置が実現されている。また、男女比については、2019年5月1日現在、学士課程の専任教員224名のうち、男性は172名（76.8%）、女性は52名（23.2%）となっている。

<教養教育の運営体制>

本学では、教養教育（共通教育科目）を主に担当する教員も各学部にも所属する体制をとっている。基本的に、名古屋及び豊橋の各校舎単位で教養教育を運営している。カリキュラムは、科目区分は校舎間で統一し、科目は校舎（学部）の特性に応じて適切な科目をそれぞれ配置している。共通教育科目の授業計画立案・実施・調整については、名古屋校舎、豊橋校舎それぞれに教学委員会が置かれ、それを担当している。教学委員会の下には、分野ごとの授業計画の策定及び運営を行う組織として、外国語分野担当者会議、体育分野担当者会議、一般教育担当者会議がおかれ、担当者会議の責任者が教学委員会の委員となる。さらには、外国語分野担当者会議の下には、第1外国語（英語）分科会及び第2外国語（未修）分科会が置かれ、一般教育担当者会議の下には、数理・情報分野分科会、自然分野分科会、社会分野分科会、人文分野分科会が置かれている（資料6-3）。教学委員会は、教学部長が委員長となり、委員として3分野の担当者会議の責任者のほか、各学部の教学主任、事務局（教務事務部長、名古屋教務課長及び豊橋教務課長）も参加し、本学の重要な教学事項を審議、立案し、各教授会に提案する任務を担っている。教学部長は、役職上、大学

の教学及び経営に係る重要事項を審議する大学評議会の委員となっており、大学内での連携体制が整えられている。

点検評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集・採用・昇格は、「教育職員の採用及び昇格に関する規程」（資料 6-4）、「学部枠及び専門職大学院枠採用人事手続き取扱要領」（資料 6-5）、「大学枠採用人事手続き取扱要領」（資料 6-6）、「昇格人事手続き取扱要領」（資料 6-7）に基づき実施している。

本学では「教育職員の採用及び昇格に関する規程」第 7 条に定めるとおり、専任教員を①学部枠、②専門職大学院枠、③大学枠、の 3 つに大別しており、この種別によって募集・採用・昇格の手続きが分けられている。

①学部枠とは、各学部及び短期大学部の教育研究上の目的を実現するために必要な教育職員の採用枠であり、その枠により採用される者及び既に採用されている者を学部枠教員という。②専門職大学院枠とは、専門職大学院の教育研究上の目的を実現するために必要な教育職員を採用するための採用枠であり、その枠により採用される者及び既に採用されている者を専門職大学院枠教員という。

学部枠教員及び専門職大学院枠を採用するためには、「教育職員の採用及び昇格に関する規程」（資料 6-4）及び「学部枠及び専門職大学院枠採用人事手続き取扱要領」（資料 6-5）に基づき、各教授会が中心となって、募集・採用を行うことになる。学部枠及び専門職大学院枠採用人事を開始するためには、学部長・専門職大学院研究科長は、「教員配置要望書」を作成し、常任理事会、学内理事会、大学評議会を経て、採用枠について学長の承認を得ることになる。採用枠が認められた後は、教授会の中に採用選考委員会を構成し、そこで選考した候補者について教授会が審議を行い、常任理事会、学内理事会、大学評議会を経て、最終的に学長が採用の決定を行うことになる。各学位課程において、必要となる専門分野に関する能力を募集要項に記し、適切に採用している。

③大学枠とは、大学の教育研究上の目的を実現するために必要な教育職員の採用枠であり、その枠により採用される者及び既に採用されている者を大学枠教員という。具体的な分野としては、教職課程枠、司書課程枠、日本語教育枠、嘱託助教Ⅰ（主に共通教育科目の外国語分野を担当）枠、文部科学省補助金事業推進枠、会計人養成枠が設けられている。

大学枠教員を採用するためには、「教育職員の採用及び昇格に関する規程」（資料 6-4）及び「大学枠教員採用人事手続き取扱要領」（資料 6-6）に基づき、学内理事会や大学評議会が中心となって、募集・採用を行うことになる。大学枠教員を必要とする組織の代表者は「教員配置要望書」を作成し、常任理事会の議を経て、学内理事会に提案する。学内理事会が所属組織や採用方針等を決定の後、大学評議会の議を経て、学長の承認を得るこ

とになる。採用枠が認められた後は、大学評議会の中に採用選考委員会を構成し、そこで選考した候補者について、常任理事会、学内理事会の議を経て、大学評議会が審議し、最終的に学長が採用の決定を行うことになる。

募集を行う際も、採用の決定を行う際も、必ず各段階の会議体を経ることになっており、募集要領、選考報告書、候補者の履歴書・教育研究業績書は、各会議体で配付しており、公平性・透明性が担保されたものとなっている。

昇任（本学では「昇格」という）については、「教育職員の採用及び昇格に関する規程」（資料 6-4）及び「昇格人事手続き取扱要領」（資料 6-7）に基づき、学部卒教員については各教授会、大学卒教員については大学評議会が中心となって昇格審査を行う。昇格の基準に該当する者に対して、昇格審査についての意思確認を行い、昇格審査を希望した者がいれば、昇格審査委員会が構成されることになる。学部卒教員については、教授会のもとに昇格審査委員会が設置され、そこでの審査結果を踏まえ教授会で昇格の可否について審議を行い、最終的な昇格の決定は、学長が行う。大学卒教員については、大学評議会のもとに昇格審査委員会が設置され、そこでの審査結果を踏まえ、常任理事会、学内理事会を経て、大学評議会が昇格の可否について審議を行い、最終的な昇格の決定は、学長が行う。

昇格審査を行う際には、上記のとおり必ず各段階の会議体を経ることになっており、また、審査対象者の「履歴書」、「教育研究業績書」、「教育活動・研究活動・大学運営協力・社会貢献活動に関する自己評価報告書」を各会議体で配付しており、公平性・透明性が担保されたものとなっている。

また、各学部においては、採用及び昇格に関する別途学部に規を定めており、より一層公平性を高めている。

学部	内 規	資料
文学部	文学部教授等採用及び昇格基準	(資料 6-8)
経済学部	経済学部教授等資格基準内規	(資料 6-9)
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学部教授等資格基準内規	(資料 6-10)
法学部	法学部教員採用・昇格基準内規	(資料 6-11)
経営学部	経営学部教授等資格基準内規	(資料 6-12)
現代中国学部	現代中国学部教授等資格基準内規	(資料 6-13)
地域政策学部	地域政策学部採用及び昇格人事の手続きと審査基準に関する内規	(資料 6-14)

大学院担当教員資格審査については、「大学院担当教員資格審査内規」（資料 6-2）「資格審査に関する諒解事項」（資料 6-15）「資格審査に関する申し合せ」（資料 6-16）に基づいて行われ、研究科委員会と大学院委員会で審議・決定している。また、大学院各研究科専任教員は、特別な場合を除いていずれかの学部にも所属しており、各研究科委員会は独自に大学院担当専任教員を採用することができない。各研究科委員会は、学部専任教員から大学院担当専任教員の資格審査を行うことになっている。

点検評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
--

学士課程では 2000 年に FD 委員会を設置した。同委員会は、大学の三大機能（教育、研究、地域貢献）のうちの二つである教育と研究の発展について検討を進め、関係する諸機関と協力して、特に教育機能の改善を推進することによって、本学の大学としての質的向上を図ることを目的とし、教員の資質の向上を図ってきた。これを発展的解消する形で、2007 年に FD 委員会を廃止し、学習・教育支援センター及び同委員会（資料 6-17【ウェブ】）を設置した。2011 年度初めに従前の取り組みを踏まえて新たな基本方針を策定し、現在はその方針に沿って FD 活動を行っている。なお、当該方針は本学公式ホームページにて公表している（資料 6-18【ウェブ】）。同委員会では、「学生による授業評価アンケート」（資料 6-19【ウェブ】）等さまざまな取り組みを展開してきたが、現行のものは 2014 年に改編したものを継続している。

その他の試みとしては、2003 年度から継続している授業改善研修制度が挙げられる。これは専任教職員が、個人レベルでの授業改善努力を支援する授業改善に資する研修（他大学開催の FD 講演会等）への参加助成を行う制度であり、具体的にはその参加費や交通費を助成するものである。これまで 200 名を超える教職員が参加し、その研修結果はホームページにて公表し（資料 6-20【ウェブ】）、間接的に他の構成員との共有化を図っている。加えて大学教育問題全学講演会（4 月）（資料 6-21【ウェブ】）、FD フォーラム（10 月）（資料 6-22【ウェブ】）も 2001 年より継続している、その時機に即したテーマを設定し、有識者の見解や理論を構成員で共有しつつ、自己の授業等に生かすことを継続的に意識づけている。

修士課程・博士後期課程では、大学院委員会の下に大学院 FD 委員会を設置し、大学院委員会及び各研究科委員会と連携・協力し、大学院における FD 活動の企画・立案、推進を行っている（資料 6-23）。2017 年度には、大学院 FD 委員会を中心に全大学院生に向けてアンケート調査を実施した。

専門職学位課程においては、「法科大学院自己評価・FD 委員会」（資料 6-24）を組織し、FD 活動等を行っている。定期的に FD 協議会（資料 6-25）を開催し、授業評価アンケート（資料 6-26）（資料 6-27）や教員間による授業参観（資料 6-28）の結果も踏まえた教員組織の編成・改善・向上に関する協議を行っている。

また、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の活性化を図るため、その成果を公表する場として、研究業績データベースを設けて、毎年更新することとしている（資料 6-29【ウェブ】）。そこでは、以下の項目に分類して業績の公表を行っている。

- (1) 専門分野／研究テーマとその内容
- (2) 過去 5 年間に発表した著書・学術論文・学会報告

(3) 教育活動

(4) 社会貢献等（社会における主な活動）

さらには、顕著な研究業績をあげている教員の研究プロジェクトの最新情報を、大学公式ウェブサイトを通じて発信している。（資料 6-30【ウェブ】）

昇格審査の際には、「教育活動・研究活動・大学運営協力・社会貢献活動に関する自己評価報告書」を提出することになっており、その点も含めて昇格の可否が決定されることになっている。

点検評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

前述の学部卒教員数は、2011 年 1 月に人数が設定され、それを基に、各学部は 2010 年代後半までを対象とした教育職員人事計画を策定した。

それに関連して、「第 4 次基本構想」の中では、「1. 組織再編」として、「学生定員・人員計画の見直し」をあげており、そこでは、「専任教員の学部卒教員数は教学組織の再編に対応して見直しも検討する。」とされた。「第 4 次基本構想」を踏まえた事業計画書の中でも、「教学組織の再編を踏まえて、既存学部の学生定員規模及び教育職員人事計画の見直しを行う。」とされた。

これを踏まえ、2017 年 5 月に、本学の将来像と教学組織の在り方、大学及び学部の定員規模並びに教学組織の再編の方法を検討することを目的として、常任理事会の諮問機関として「将来教学組織検討委員会」（資料 3-12）を設置した。しかしながら、2018 年 4 月に「愛知大学における将来の教学組織について（答申）」（資料 3-13）を纏めたものの、未だ実現に至っていない。そのため、次期の長期的な人事計画を策定する時期に来ていることから、教学組織の再編の検討から切り離し、教育職員数を抜本的に見直すこととし、新たに「教育職員数見直しの検討ワーキンググループ」（資料 6-31）を学長の下に設置することとした。

上記検討とは別に、学士課程における教養教育の運営体制見直しの検討もおこなわれた。2012 年 4 月の新名古屋校舎の開校に伴い、校舎ごとの学部構成が大きく変わったことによって、共通教育を運営するための新たなシステムの検討が必要となった。これを契機として、本学の共通教育の理念・目的を明確にするとともに、その上で求められる新たな共通教育の教育システムを検討することを目的に「共通教育に関する検討会議」（資料 6-32）を 2014 年 9 月 11 日に設置した。2015 年 9 月 10 日「共通教育における新たな教育システムについて（答申）」（資料 6-33）が大学評議会に示された。主として、全学教育推進機構、全学共通教育センター、教務委員会の 3 組織の設置が提言されたが、その具体化は、「全学教育推進機構の検討委員会」（資料 6-34）を設置し、そこで別途検討することとなった。しかしながら、「全学教育推進機構の検討委員会」での結論は、「①学務委員会の構成員及び審議事項を見直して同委員会を補強することにより、全学的な教学の課題に機動的に対

応する体制を整備すること、②2011 年度以降に策定された各学部の「教育職員人事計画表」を遵守いただくこと及び専任教員採用時の公募要領に「共通教育科目も担当する」旨を明記していただくことにより、共通教育を主に担当する教員の人事権の問題を解消する糸口とすることを提案する。」(資料 6-35) こととされ、おおむね従前の体制を維持することとなった。

(2) 長所・特色

- ・ 専任教員の年齢構成については、現状説明で記載したとおり、40 歳代、50 歳代、60 歳代の教員がそれぞれ 30%弱の割合であり、バランスの取れた教員配置となっている。
- ・ 本学では、教員の募集・採用・昇格を「教育職員の採用及び昇格に関する規程」(資料 6-4)、「学部卒及び専門職大学院卒採用人事手続き取扱要領」(資料 6-5)、「大学卒採用人事手続き取扱要領」(資料 6-6)、「昇格人事手続き取扱要領」(資料 6-7) に基づき、実施している。各学部においては、採用及び昇格にかかわり別途学部内規を定めており、より一層公平性を高めている(資料 6-8～14)。教員の募集・採用・昇格の仕組みが、十分に整備されており、長所・特色であると考ええる。
- ・ FD 活動については、上記「(1) 現状」に記載のとおりであるが、他大学に先立って FD 活動を整えたことは長所と考えている。

(3) 問題点

- ・ 教員組織について、教学組織再編計画が進捗していないこともあって、学部卒教員数の見直しも検討に時間を要している。
- ・ FD 活動については、授業評価疲れは否定できず、ルーチンワークと化している。マークシートを用いている授業評価も 2004 年に Web 化で回答率が伸びずに失敗した経験もあり、再び Web 化へ挑むことに至っていない。
- ・ 大学院の FD 活動については、低調な状況にある。

(4) 全体のまとめ

本学では、建学の精神に基づく大学の目的を実現するために、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を定め、それに則した教員組織の編成に努めている。学則、大学院学則、専門職大学院学則において、教育研究に係る責任の所在を明確にし、また、学内の連携体制に関わっては、大学評議会や専門分野別の各種委員会活動において、各学部より委員を選出して運営にあたっており、学内における組織的連携が構築されている。

教員の募集・採用・昇格は、「教育職員の採用及び昇格に関する規程」、「学部卒及び専門職大学院卒採用人事手続き取扱要領」、「大学卒採用人事手続き取扱要領」、「昇格人事手続き取扱要領」に基づき実施している。各学部においては、採用及び昇格にかかわり別途学部内規を定めており、教員の募集・採用・昇格の仕組みが整備されており、より良いもの

となるよう、引き続き改善に努めたい。

大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数に関しては、教育研究活動を展開するために必要な教員数を確保するよう努めているが、一時的に文学研究科地域社会システム専攻博士課程において、大学院設置基準上必要な専任教員数について、研究指導教員 2 名（内教授数 1 名）、研究指導補助教員 1 名、総数 3 名が不足する状態である。ただし、2019 年度に大学院担当教員資格審査がおこなわれており、2020 年 4 月にはこの問題は解消される。

教員組織の適切性については、学部卒教員数の見直しの検討はすすめているものの、なかなか具体化できておらず、課題となっている。

以上のことから、本学の教員・教員組織に関する取組は、大学基準に照らして良好な状態にあると考える。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、2011年度第13回学内理事会（2011年12月5日開催）において、「学生支援に関する方針」（以下、「方針」）を策定した。その後、定期的に見直しや確認がなされ、2019年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この方針は、策定段階で各学部教授会及び関係委員会並びに事務局各課室に照会・配付し意見を求めているほか、本学公式ホームページ（資料7-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

【学生支援】（学生支援に関する方針）

本学の学生支援に関する基本方針は、学生の主体性を重要視しながら、一人ひとりを大切にしたい、入学から卒業に至るまでの各種学生支援を総合的に展開することによって、学生の「自立・自走する力」（自らの頭で発案し、計画を練り、リーダーシップを持って実行できる人）の育成を促し、同時に愛校心をも育むようなエンロールメント・マネジメント（入学前から、在学中、卒業後までを一貫してサポートする、総合的な学生支援策）を確立することにある。

1. 修学支援に関する方針

1. 学生の自主的な学習を促進するために、大学生として持つべき基礎学力及び学習スキルを修得するための機会を提供する。また、学生が時間や場所にかかわらず自由な学習が可能になるようにe-Learning環境を充実させる。
2. 成績不振者及び留年生を対象とする面談を各学部で実施し、一人ひとりの状況を把握し、組織的かつ継続的な指導を行うことで、学習意欲向上や卒業に繋げる。休学や退学を希望する学生に対しても面談を実施し、一人ひとりのキャリア形成を見据え、修学に関する助言を行う。
3. 留学生に対する日本語教育の充実を図るため、国際交流スペースを中心として日本語教育の支援を行う。障がい等のある学生に対しては、教務課、学生課、学習・教育支援センター、保健室、学生相談室が連携して個別に対応する。

2. 生活支援に関する方針

1. 学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生を担保するため、保健室、学生相談室を

設ける。各々の学生が必要とする支援を、専門のスタッフによるカウンセリングを中心に、適切に提供する。

2. ハラスメント相談体制を構築し、学生の人権を保障し、快適で安全な学生生活を送ることができるよう配慮する。
3. 様々な事由により、経済的に修学が困難となった学生に対しては、学内外の奨学金等を紹介し、支援を行う。
4. 障がいのある学生、留学生を始め、多様な学生が快適な学生生活を送ることができるよう支援する。

3. 進路支援に関する方針

1. 一人ひとりが卒業後を見据えたキャリアプランを描き、目的を持った学生生活を送ることができるよう、低年次からのキャリア支援プログラムを充実させる。早期から社会を知る機会を提供するとともに、社会で生きる能力（社会人基礎力・汎用的技能）を育む。
2. 主体性の確立を重視し、望ましい職業観・勤労観を醸成する。一人ひとりと向き合ったカウンセリングを提供し、自らにふさわしく、各々が納得できる進路、就職を支援する。
3. 公務員（教員含む）を目指す学生を対象としたガイダンス、対策講座、イベントを充実させ、試験合格を支援する。
4. 障がいのある学生、留学生、大学院生の就職について、各々の希望を尊重した丁寧な個別指導を中心に実施する。

4. 正課外活動に関する方針

1. 集団の中で成長し、自立を促すために、クラブ・サークル活動、ボランティア活動、ピアサポート活動をはじめとする正課外活動を積極的に支援し、学生の主体的な活動を推進する。

点検評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応

	・ 退学希望者の状況把握と対応 ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
評価の視点 3 : 学生の生活に関する適切な支援の実施	・ 学生の相談に応じる体制の整備 ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
評価の視点 4 : 学生の進路に関する適切な支援の実施	・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
評価の視点 5 : 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施	
評価の視点 6 : その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施	

＜修学支援に関する取り組み＞

（ア）学生支援体制の整備

本学では、「愛知大学事務分掌規程」（資料 7-2）に基づき、事務局における学生支援として、①履修指導及び支援を名古屋教務課（名古屋校舎の学部生）、豊橋教務課（豊橋校舎の学部生・短期大学部生・大学院生）、大学院事務課（名古屋校舎の大学院生）、大学院事務課車道事務室（車道校舎の専門職大学院生）が、②学生生活の指導及び支援を名古屋学生課（名古屋校舎の学部生）、豊橋学生課（豊橋校舎の学部生・短期大学部生・大学院生）、大学院事務課（名古屋校舎の大学院生）、大学院事務課車道事務室（車道校舎の専門職大学院生）が、③キャリア支援を名古屋キャリア支援課及び豊橋キャリア支援課が所管している。また、学生の学習活動や教員の教育活動の両面を支援する組織として学習・教育支援センターが設置されている。同センターは、学生の学習相談、学生への学習指導、正課外活動、授業補助、その他学習支援、教育支援に関する諸活動を行う機能を有している。同センターは学生の学習相談に対応するため各学部の教学主任、学生部委員および各校舎の教務課長・学生課長からなるアドバイザーを擁し、学生に対する履修指導や学習上の相談に応じている（資料 4-20【ウェブ】）。それぞれの課室が学生支援を適切に遂行しているが、単独の課室で処理できない問題は、関係課室が連携して対応することとしている。

委員会としては、学籍や履修、試験、成績など教学に関わる事項を教学委員会で、学生生活に関わる事項を学生部委員会で、キャリア支援に関わる事項をキャリア支援センター委員会でそれぞれ取り扱い、各学部から各委員会に構成員を選出し、学部との連携を図っている。学生支援に関わる重要な事項は各委員会から大学評議会に上程され、検討される。

（イ）留年者および休・退学者の状況把握と対処、補習・補充教育に関する支援体制

教学委員会、学生部委員会及び学習・教育支援センター委員会の連携のもとに、随時、全学生を対象に履修指導を行っており、各学部の教学主任、学生部委員会委員、各校舎の教務課長及び学生課長がアドバイザーとして学生の相談に応じる体制を敷いている。休学・退学、留年等学籍に関する事項は各教授会で規程に基づき審議されており、逐次状況を把

握し、教学主任、教学部長が適時適切に面談による指導を行っている（資料7-3）。また、補習の必要な学生については、学習・教育支援センターのアドバイザーが学習方法等について適宜アドバイスを行っている（資料7-4）。とりわけ留年者に対して少しでも学生の学習意欲を高めさせるため、卒業判定後に学習指導を行うこととしている。それでも卒業が困難と判断される場合は、学生の将来に配慮して進路変更を含めた適切な助言をしている。

また、各セメスター終了後、学部毎に単位修得状況によって、学年ごとに設定している基準に則り、修得単位数不足（成績不振）学生を抽出し、教学主任等が面談による学習指導を実施している。具体的には、該当学生本人及び保証人宛に郵送で案内文書を送付し、ゼミ担当教育職員や教学主任等が面談や指導を行い、学生面談の結果は、面談票に記載し、各校舎の教務課へ提出する。面談票の情報は、「LiveCampus」に記録し、教務課内で情報共有を図り、その後の学生指導の際に活用している。

更に、「LiveCampus」を活用し、シラバスの閲覧や履修登録をWeb上で行うことにより、学生の履修科目選択・登録を期間内であれば、学外からでも可能とする等、利便化を図っている。

（ウ）正課外教育

正課の授業以外に、学習・教育支援センターが学生への学習支援の一環として「レポートの書き方セミナー」（資料7-5）を年に数回開催している。「論理的なレポート」を書くための基本ルールを確認した後、「論理構成力」を高めるための実習を実施している。

また名古屋校舎では、国際交流課の管轄で「グローバルラウンジ」を設置し、外国語母語話者と自由に会話をしながら語学力を育むプログラム（資料7-6【ウェブ】）や講座制のプログラム（資料7-7）を用意して、学生の語学力・異文化理解力を伸ばす試みが行われている。豊橋校舎でも、豊橋教務課管轄の「語学教育研究室」において、「Language Café」の名称で、外国語母語話者との会話を通して語学力を伸ばし、異文化理解を深める試みを実施している。

（エ）留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生に対して、日本語運用能力向上のための基礎的科目を開設している。専門分野の学修に必要な日本語能力の向上を図るため、学士課程の共通教育外国語分野にて「ビジネス日本語Ⅰ・Ⅱ」「日本事情Ⅰ・Ⅱ」の科目を開設している。

学習・教育支援センター（名古屋校舎）では留学生の学習支援施策の一つとして、「プチサポーター」制度（資料7-8）（資料7-9）を、2019年11月から開始している。これは、日本人学生（教える）と留学生（教えられる）でペアまたはグループを組み、レジュメや課題図書と一緒に読んで解釈したり、「LiveCampus」に掲載される各種お知らせ及び掲示の文面の理解を進めるなど、サポートする機会を設けている。

その他、成績不振学生に対して、国際交流課にて、必要に応じて学生に連絡を取るなどといったケアを行っている。

（オ）障がいのある学生に対する修学支援措置

学生相談室、学生課、教務課、キャリア支援課との間で、障害のある学生への支援に係

る情報を共有する場を定期的に設けており、学生支援関連課室全体での支援を適宜行っている。情報共有の結果、学生相談室カウンセラーによるカウンセリングを勧めることもあり、カウンセリングを受けることによって自己理解が深まり、通院、診断につながったケースもある。

(カ) 自習環境・グループ学習環境整備

豊橋校舎では2号館1、2階に文学部各専攻研究室、5号館1、2階に地域政策学部実習室及び自習室、図書館1階にラーニングcommons、名古屋校舎では、図書館1階の「ディスカッションルーム」3室、厚生棟4階メディアゾーンの「グループワークルーム」2室、本館（研究棟）2階の「ラーニングcommons」、を設置し、使用目的に応じてそれぞれ利用を促進している。このことにより、学生の自主的な学習活動を支援している。

<奨学金等の経済的支援に関する取り組み>

「学生支援に関する方針」に沿って、本学では経済的支援措置として様々な奨学金制度を設けている。学内の奨学金等の各種支援措置を目的別に分類すると以下のとおりである（資料7-10【ウェブ】）、（資料7-11【ウェブ】）。

目 的	種 類
経済援助目的	教育ローン援助奨学金 愛知大学奨学金 応急奨学金 創立70周年記念給付奨学金
スポーツ振興	愛知大学スポーツ奨学金
成績優秀者対象	学業奨励金
入学試験時奨励金	愛知大学スカラシップ 愛知大学滬友報恩（大分県）育英奨学金 愛知大学スカラシップ生公務員・教員志願者奨学制度
就職支援	新入生公務員志願者選抜奨学制度 学業奨励学生公務員・教員志願者奨学制度 公務員志願者選抜奨学制度 行政書士試験合格者奨学制度 公務員講座成績 TOP40選別制度 公務員試験合格者奨励制度 キャリア開発講座合格奨励制度
留学する在学生支援	交換留学奨励金 認定留学奨励金
留学生支援	私費外国人留学生学習奨励金 愛知大学外国人留学生入学試験スカラシップ 愛知大学私費外国人留学生授業料減免

大学院生・専門職大学院生支援	愛知大学大学院学生研究奨励金 専門職大学院給付奨学金 専門職大学院貸与奨学金 法科大学院地域貢献奨学生 学費サポートプランの利用及び同奨学金、 大学院中国研究科デュアルディグリー・プログラムスカラシップ 大学院中国研究科中国分拠点学生奨学金 大学院中国研究科中国分拠点学生学費等減免
----------------	--

また、学内制度に準ずるものとして、公益財団法人「愛知大学教育研究支援財団」が運営する奨学金制度も整えられている。目的別に分類すると以下のとおりである。

目 的	種 類
経済援助目的	一般給付奨学金 後援会応急奨学金
成績優秀者対象	後援会学業奨励金
入学試験時奨励金	知を愛する奨学金（入学前予約採用給付奨学金）
留学生支援	後援会私費外国人留学生給付奨学金
大学院生・専門職大学院生支援	法科大学院特別奨学金 法科大学院入学時給付奨学金

学内の奨学金制度と愛知大学教育研究支援財団の奨学金制度を合わせると、2018年度の採択実績（短期大学部除く）は、延べ人数1,325人、支給金額235,461,721円である。これらは、事業報告書の中で、各種奨学金制度利用実績の内訳の数値も含めて毎年度ホームページに掲載し、広く社会に公表している。

また、日本学生支援機構奨学金（新規採用者と継続者）の2018年度の受給者数は、給付30人、貸与2,972人、海外留学支援制度30人、留学生受入れ促進プログラム12人、合計3,044人である。さらには、地方公共団体や民間奨学財団奨学金受給者の受給者も39人おり、学内外の奨学金制度を合計すると、受給者の総数は延べ4,408人にもものぼり、全学生数9,513人（2019年3月現在）の46%にも及ぶ。

<生活支援に関する取り組み>

（ア）学生生活の相談、心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

各校舎に、学生相談室及び保健室を設置している。

①学生相談室

各校舎で、嘱託あるいは非常勤の臨床心理士、非常勤の精神科医及び専任教育職員が相談業務に従事している。主な業務は個人面接である。自発的に、あるいは誰かに勧められて来室した学生に対し、必要に応じて個人面接を行っている。面接を進める過程で、

学生自身が抱える問題を整理し、課題解決の糸口を見つけ、心の成長を支援している。また、必要に応じて教職員が保護者と連絡を取り合い、学生の周囲にいる人を支援するコンサルテーションや地域医療機関、関係機関を紹介するという連携を取っている。

さらには、健康診断の問診票に最近のこころの状態(悩んでいること・相談したいこと)を尋ねる項目があり、気になる項目にチェックをした学生に対して、カウンセラーがその場で面談し、継続面接につなげている。特に、新入生の健康診断は、入学時の不安を受け止め、適応を促すことや、病歴や相談歴の把握により支援ニーズの早期発見と来談へのつなぎとして機能している。直接カウンセラーと1対1で話をするため、オリエンテーションに比べてその後の来談に繋がりやすい。在学生については、継続来談をしている学生の経過のフォローや、春休み後の再会と相談予約を入れる場としても機能している。

2018年度の利用者数は4,237件(延数)、439件(実数)であり、継続面接が多い。校舎ごとでは、豊橋校舎では「学生生活」の件数が、名古屋校舎では「心身相談」の件数が、車道校舎では「心身相談」「進路進学」の件数が多くなっており、教学主任(教員)や学習・教育支援センターとも連携して学生支援にあたっている。これらの支援体制は、入学時に配付する冊子「CAMPUS LIFE」(資料7-12)、「LiveCampus」掲載の「学生生活」(資料7-13)、学生相談室のご案内、学生相談室ホームページ(資料7-14【ウェブ】)にて学生へ周知している。

②保健室

各校舎に専任あるいは嘱託等の保健師が配置されている。

学生の定期健康診断は、各校舎にて毎年3月末から4月上旬にかけて実施しており、2019年度の実診率は校舎により差はあるが90%以上であった。大学で所定の期間内に健診を受診できなかった場合、学生は任意の医療機関で健診を受診し、費用は自己負担とした。

健診結果の所見内容により、校医との面談及び1年間の経過を報告するよう指導している。また、健診問診票には心の問題についてのチェック項目も設定しており、記入内容によっては個別面談あるいは学生相談室と連携した対応を行っている。2018年度の保健室利用者は、名古屋校舎約6,700名、豊橋校舎約3,870名、車道校舎約530名であり、保健室ホームページ(資料7-15【ウェブ】)及び「LiveCampus」掲載の「学生生活」(資料7-13)にて、心身の健康保持・増進及び安全・衛生に関する学内の窓口と相談手順等を学生へ周知している。

(イ) 各種ハラスメント防止に関する体制及び学生への案内

2011年8月、従来のセクシュアル・ハラスメント相談体制から、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びアルコール・ハラスメント等を含めたハラスメント全般を対象とした体制へと発展させた。関連規程等としては、「ハラスメント防止ガイドライン」(資料7-16)、「愛知大学ハラスメント防止人権委員会規程」(資料7-17)、「愛知大学ハラスメント防止人権委員会コーディネーターによる実態調査規程」(資料7-18)、「愛知大学ハラスメント相談窓口に関する規程」(資料7-19)が整備されている。各種ハラスメン

ト問題については、各学部及び各校舎事務局から選出された教職員を委員とし、人事課、豊橋総務課、名古屋総務課及び各校舎学生課、大学院事務課を幹事とするハラスメント防止人権委員会が扱うことになっている。また、各学部及び各校舎事務局にて相談員が選任されており、各校舎学生相談室及び保健室が相談窓口となっている。ハラスメント防止人権委員会と相談員の間には、実際に訴えがあった場合の救済とその対応のためにコーディネーターを配置しており、相談員（窓口）を介することなく、直接、コーディネーターに相談することも可能となっている。コーディネーターは、名古屋・豊橋校舎で1名ずつ、現職の弁護士に委嘱している。

学生への周知については、「LiveCampus」掲載の「学生生活」（資料 7-13）、学内掲示等で行っている。

＜進路支援に関する取り組み＞

（ア）進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

学生の進路支援に関しては、2018 年 4 月から名古屋校舎、豊橋校舎に設置されたキャリア支援センターが学生のキャリアデザイン形成支援、就職活動の支援を行っており、多彩な事業を展開している（資料 7-20）（資料 7-21）。具体的には、①キャリアデザインプログラム、②就職活動支援プログラム、③キャリア開発講座の企画・運営、の 3 つの事業分野に分けられる。

①キャリアデザインプログラム（資料 7-22）

卒業をゴールとせず、4 年間の学生生活をトータルにサポートする。そのため、低年次から正課科目としてキャリア形成総合科目、正課外では産官学連携プログラムとして、低年次向けキャリアデザインプログラムである「Career Field」、PBL（課題解決型学習）プログラムである「Learning+」（ラーニングプラス）を展開している。

正課科目であるキャリア教育科目では、共通教育科目に、主に 1～2 年次生を対象とした「キャリア教育科目」を配置し、自分自身を理解するとともに、職業や社会を広く知ることを通じて、卒業後どのような仕事がふさわしいか、どのような人生を送りたいのか、など将来についてしっかり考える機会となるよう、キャリア教育を専門とする教員に加え、企業や官公庁から派遣いただいている講師により授業を実施している。正課外では、本学卒業生の進路を具体的に明示するとともに、有意義な学生生活を送るヒントを記載した「キャリアデザインガイド」を作成し、新入生オリエンテーション時に配付の上、「ミライ発見セミナー」を開催し、キャリアデザインプログラムへの参加を促している。

2019 年度は、「Career Field」は延べ 360 名、「Learning+」には 230 名の学生が参加した。

これらのキャリア形成支援を通じて将来の目標を持つことで学業や学生生活をより充実させ、成長を促している。

②就職活動支援プログラム（資料 7-21）

3 年次 4 月の第 1 回キャリア支援ガイダンスを皮切りに、4 年次生向けの企業セミナー

一まで、多彩な支援活動を展開している。主な活動内容は以下のとおりである。

■キャリア支援ガイダンス

年7回開催。具体的には、就職活動の概要説明、自己分析、エントリーシート・履歴書の書き方、ビジネスマナー、ビジネス研究セミナー、就職活動体験セミナー、OB・OG 懇談会、内定者懇談会、就活直前対策講座、SPI 模試、など就職活動を網羅的に展開している。また、初回ガイダンスで愛知大学オリジナル就活手帳「CAREER GUIDE BOOK2020」を配布している。

■企業セミナー：

3年次生を対象に、12月～3月を中心に業界研究セミナー・企業セミナーを実施。2018年度は335社の企業にご協力いただいた。また、4年次生未内定者向けのセミナーも実施した。

上記の他、キャリア支援課スタッフが講師となった小グループでの履歴書の書き方講座、模擬面接対策も展開している。更に1対1での進路カウンセリングを重視しており、両校舎で16名のカウンセラー（うち、有資格者7名）を配置し、学生個々の相談に対応している。2018年度の個別相談等の履歴件数は10,453件となっている。

4年次生未内定者の支援については、前述のセミナーに加え、内定力向上研修の実施や個々の学生のカウンセリングに注力している。大学院生に対しては、学部生同様にガイダンスや各種イベントの出席を促しており、留学生については、愛知県外国人雇用サービスセンターや国際交流センターとの連携を通じて支援の強化に努めている。

更に公務員養成支援に関しては、公務員試験対策講座（行政職総合1.5年コース、教養1年コース、警察・消防1年コース、直前コース）を設置し、合格のために最も重要である筆記試験対策の充実を中心に展開している。このほか、難関試験を突破できる学力とモチベーションを維持するために、OB・OGを招いての公務員ガイダンス、人事担当者を招いての官公庁セミナー（2018年度は36団体）、2次試験対策としての面接講座、公務員志望者自習室の設置など、網羅的に支援事業を展開している。（資料 7-23）これらの効果により、公務員試験合格者数は、着実に実績を積み上げている。（2016年度 327名、2017年度 322名、2018年度 422名）

また、2012年4月に名古屋校舎、豊橋校舎に教職課程センターを設置し、教員志望者に対する支援体制も強化した（資料 7-24）。

障がいのある学生への支援については、学生相談室と情報共有し、名古屋キャリア支援課と名古屋学生相談室の共催で、当該学生、保護者向けの就労支援セミナー講演会を開催し、連携してキャリアカウンセリングを実施した。とくに発達障害学生の支援に関しては、キャリア支援課内に担当者を置き、学生の情報を集約するとともに学生相談室と相互の協力を確認し、支援を行う体制を構築した。更にハローワークの担当者とも連携し、継続的なフォローを行っている。（資料 7-25）

③キャリア開発講座の企画・運営

公務員講座、教員採用試験講座の運営や、各種資格試験対策、語学力修得対策のための講座を 50 講座運営している。2018 年度の受講者数は 2,725 名であり、将来に向けて実践的な学びを求める学生に対応している。学生のアンケートをもとに質の高い授業を提供し、多くの資格試験では全国平均を超える実績を残している。

(イ) キャリア支援に関する組織体制の整備

学生の就職に関わる学内組織として、各学部から選出された委員からなるキャリア支援センター委員会を設置している。隔月で委員会を開催し、キャリア支援に関する情報や取組みについて議論した上で、各教授会に発信することで、学生の就職支援の強化に結び付けている。また、キャリア支援センター長・学生支援事務部長、名古屋・豊橋キャリア支援課長及び係長による月例ミーティングを開催し、オールセンター体制を推進している。さらに、サイボウズ（学内のグループウェア）をより活用できるようにするため、リアルコミュニケーションを促進し、キャリア支援課全体のチーム力を強化している。

また、2018 年度に内定者から社会で活躍する卒業生までを一体化した、新たな「キャリアサポートコミュニティ」として、「Ai-CONNEX」を設立（資料 7-26）。大手・地元有力企業で活躍する卒業生および内定学生を「キャリアアドバイザー」として登録し、同窓会とも連携して現役生のキャリア形成支援、就職活動支援において人生の先輩として、その業界・企業の一員としての良きアドバイスをいただいている。

本学の教職課程履修者は 747 名（資料 7-27）（2019 年 5 月 1 日時点）と多いため、上記の他、教職課程履修者に対して教職課程センターを設置して支援を行っている。以下教職課程センターに関して記述する。

〔教職課程センター〕

2012 年 4 月に開設された教職課程センターでは、「養成」「採用」「研修」「地域連携」を 4 つの柱とし、教員採用試験対策や現職教員等による講演会の実施、教職サークルの支援のほか、教育現場の体験や教員に必要な資質能力の向上を目的とした「教職インターンシップ」を実施している。

教職インターンシップを、豊橋校舎、名古屋校舎ともに行い、協力校からの評価も高く、学生の意欲を高める良い機会となっている。

また、従来の教員採用試験対策に特化した 3 年次以上生中心の教職サークルは、教員をめざして入学した 1 年次生、2 年次生の組織化も図っており、各学年 40 名程度の学生が所属し、活動している。このサークルを中心に早い段階からの教員採用試験対策（教員経験者等による面接練習等）を実施するだけでなく、現職教員による「先輩教師に学ぶ会」を開催し、学生が教員と接する機会を多く設定している。これにより意識の高い学生のモチベーションを維持できるだけでなく、講師になった教員側からも「学生と接することで教師としての自分を見つめるよい機会になった」との声が上がっており、互いにとって有意義な時間になっている。

教員採用試験対策については 4 月から本格的に採用試験対策講座を開設し、支援を行っている。具体的には、教員採用試験の試験官経験のある卒業生現職教員等による模擬面接

(集団面接)、模擬討議、模擬試験を実施している。本番に近い環境を作り、複数回講座を実施することで採用試験本番前に学生にとって心構えができていくといえる。学習ポートフォリオを実施しており、学生の履修カルテを作成し、授業等での補完的な指導に役立てている。4年次生については「教職実践演習(中・高)」の授業内にて、これまで作成した履修カルテ等を利用して教科指導力や教員に必要な資質能力の向上について自己の振り返りを行っている。また学年ごとに、学習ポートフォリオを利用して学習の振り返りを行っている。また、2016年度からは学習ポートフォリオの活用や整理をする臨時職員の配置を豊橋校舎と名古屋校舎に行い、より効果的な活用を目指している。

学部教育との連携、協力の強化については、教職課程履修学生数の実態や採用試験の結果などの実績資料を作成し(資料 7-28)(資料 7-29)、教職課程センター委員が各教授会で報告を行い、教職課程教育の実情の理解と連携、協力を促している。また、2017年度には Education コースができた国際コミュニケーション学部に教職課程の教員を配置し、学部との連携を高めた。

<部活動・ボランティア活動等の正課外の活動への支援に関する取り組み>

学生ボランティア活動については方針にも掲げているが、学生自身が自主的・積極的にボランティア活動にかかわっていけるよう、情報収集に努め、学内掲示板を活用して、関係資料を掲示している。

名古屋校舎においては、2015年12月に開設した「ボランティアセンター」を通じ、学生に対して、様々なボランティア求人情報を提供している。また、ボランティアセンターでは、学内ボランティアクラブ・サークル団体(児童養護施設訪問、大学周辺清掃活動、生活困窮者支援、小学生下校見守り活動、エコキャップ回収、フェアトレード普及、子ども食堂支援など合計8団体)の活動支援も行っている。さらには、2018年度から、海外(タイ・チェンマイ)ボランティアプログラムを開始し、2019年度には、合計59名の学生が現地孤児院を訪問し、子ども達と触れ合う活動を行った。

豊橋校舎においては、豊橋日曜学校、児童文化研究会、手話サークルがある。また、サークルではないが、広義のボランティア活動として、主に地域政策学部学生や教職課程履修者による地域イベントへの参加といった地域貢献活動も行っている。

ほかにも、学生のボランティア精神を涵養させるため、豊橋・名古屋両校舎の共通の活動として、大学創立50周年記念事業の一環として1995年から日本沙漠緑化実践協会が主催する沙漠緑化活動に特別隊を編成して参加し、中国内モンゴル自治区クブチ沙漠緑化を目的としたボランティアを派遣している(公益財団法人愛知大学教育研究支援財団「緑の協力隊」助成事業。)これまでにのべ26回、計793名(一部学外希望者含む)が参加し、約20,000本の植林を達成している。

また、本学では、スポーツのさまざまな活動を奨励することとして、2019年度に「愛知大学スポーツ憲章」(資料 7-30)を定めた。ここでは、本学におけるスポーツの意義を再確認し、5項目による憲章を定めることとした。この憲章を踏まえ、具体的なスポーツ活動に関する政策の検討を進めている。

点検評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援に関する取り組みについては、特に大きな項目については「第４次基本構想」の中で取り上げ、毎年の事業計画書・事業報告書の中で、点検・評価が繰り返し行われている。それがまた次の「基本構想」につながることで、持続的な点検・評価が実施されるよう仕組みが構築されている。

上記以外にも、学生支援に関する自己点検・評価は、以下のとおり、各組織・委員会でも実施している。

主な項目	主な組織・委員会	主な事務局
修学支援に関する取り組み	教学委員会 学習・教育支援センター委員会	各校舎教務課、 各校舎学習・教育支援センター
奨学金等の経済的支援に関する取り組み	学生部委員会、教学委員会、キャリア支援センター委員会、国際交流委員会、大学院委員会・研究科委員会、法務研究科教授会など	各校舎学生課、各校舎教務課、各校舎キャリア支援課、国際交流課、校友課、大学院事務課など
生活支援に関する取り組み	学生部委員会 学生相談室運営委員会	各校舎学生課 保健室 学生相談室
進路支援に関する取り組み	キャリア支援センター委員会	各校舎キャリア支援課
部活動・ボランティア活動等の正課外の活動への支援に関する取り組み	学生部委員会 運動部長協議会 ボランティアセンター委員会	各校舎学生課

<修学支援に関する取り組み>

修学支援に係る点検・評価のうち、留年生に対する成績の状況把握や指導については、指導終了後に各学部教授会において、指導結果の情報共有を行うとともに、指導体制・実施方法について点検を行い、改善に努めている。また、休学者・退学者の状況把握については、学籍異動を各学部教授会に諮る際に教授会構成員が異動理由などを確認し、修学指導の状況を点検・評価している。

学生からのさまざまな要望、問題点の指摘については、担当部署が適切に対応している。また、学生から教員に直接伝えられた要望、苦情、問題点などは、担当部署や学部教授会等に伝達される。担当部署は、学生からの指摘の妥当性を検討し、すぐに対応できるもの

については、速やかに対応し、大きな問題、長期的な改革が必要となる問題については、大学執行部に報告され、学長から対応策について指示が出されている。

＜奨学金等の経済的支援に関する取り組み＞

日本学生支援機構奨学金について、採用状況を学生部委員会にて報告している。また、応急奨学金および教育ローン援助奨学金については、学生部委員会にて採否を審議している。公益財団法人愛知大学教育研究支援財団の各種奨学金の推薦については、学生部委員会にて審議している。

学生の課外活動については、スポーツ、学術・文化面において活動実績向上となるよう支援している。また、例年、公益財団法人愛知大学教育研究支援財団の表彰対象として、学生部委員会（運動部長協議会）にて推薦し、より一層の実績づくりを促している。

＜生活支援に関する取り組み＞

学生相談室については、毎年、相談状況や活動内容を「学生相談室報告書」としてとりまとめ、総括している（資料 7-31）。

＜進路支援に関する取り組み＞

キャリア形成支援プログラムについては、プログラム終了後にアンケートを実施し、振り返りとともにプログラム参加で得たもの、気づき、今後の大学生活への取り組みや抱負などを自己概念の成長を促している。

3 年次対象のキャリア支援ガイダンスでは、理解度、感想、要望など終了時のアンケートを実施している。

就職活動を終了した学生に対し、Web による「在学生のキャリア形成、及び進路に関するアンケート調査」を実施している。

これらのアンケートでの学生からの要望を課内で吟味し、可能な限り支援・反映している。

また、卒業生（卒業後 4 年目）に対する満足度調査アンケートを実施し、現役生の就職支援に反映させている。

（２）長所・特色

進路支援に関する取り組みに関して、「Learning+」を含む教育プログラムおよび就職活動支援プログラムにあっては、参加学生からのアンケートや面談結果や現場での情報を、キャリア支援課全体で共有・分析し、さらにキャリア支援センター委員会にて報告し、事業の改善に役立てている。教・職連携ならびに学内部署間連携を強化することで、各種事業内容の充実化を推進している。対外的には、産学官連携にあっては、大学をステージとして産・官連携を構築している。この一環として JAF 愛知支部、名古屋港管理組合、東海日中貿易センターと部局間協定を締結し、「人財」育成についての新たなスキームを整備している。

（３）問題点

修学支援に関する取り組みに関して、「留年生の学修指導」については、対象学生及び保証人に対して案内を送り、面談を行うよう促しているが、面談に応じていない学生が多く見受けられるため、面談実施方法の改善を行い、実施率を上げる必要がある。

進路支援に関する取り組みに関して、学生のキャリア形成支援を低学年から展開していくためには、組織の横断的な協力体制が不可欠であり、縦割り型から横断的な支援体制の整備が必要である。2019年度の低学年次キャリア形成支援では、キャリア支援センターより、地域連携推進事務室、国際交流課、図書館、研究支援課に協力依頼し、事業展開を開始した。それぞれのリソースを合わせ、事業内容を完備させるためには、例えば、年度末であっても、残高予算執行における柔軟性、部署間での共通課題設定および情報共有・相談体制などが必要である。

（４）全体のまとめ

本学では、建学の精神に基づく大学の目的を実現するために、学生支援に関する方針を定め、それに則した学生支援の体制の整備に努めている。学修支援に関する取り組みに関しては、留年者、休学者、退学者、留学生、障がいのある学生など、様々な学生に対応した体制を整え、支援にあたっているほか、正課外教育や自習環境・グループ学習環境の整備にも取り組んでいる。奨学金等経済的支援に関する取り組みに関しては、本学独自に奨学金制度を整えているほか、公益財団法人愛知大学教育研究支援財団が運営する奨学金制度も整えられており、充実したものとなっている。生活支援に関する取り組みについては、学生相談室や保健室を整備しているほか、各種ハラスメントを防止するための体制を整えている。進路支援に関する取り組みに関しては、主にキャリア支援センターが学生のキャリアデザイン形成支援、就職活動の支援を行っており、①キャリアデザインプログラム、②就職活動支援プログラム、③キャリア開発講座の企画・運営等、多彩な事業を展開している。また、教職課程履修者に対しては、教職課程センターを設置して支援を行っている。学生ボランティア活動に関しては、学生自身が自主的・積極的にボランティア活動にかかわっていけるよう、情報収集に努め、学内掲示板を活用して、関係資料を掲示している。名古屋校舎においては、「ボランティアセンター」を設置し、より充実した支援を行っている。

以上のことから、本学の学生支援に関する取組は、大学基準に照らして良好な状態にあると考える。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示
--

本学では、2011年度第13回学内理事会（2011年12月5日開催）において、「教育研究等環境の整備に関する方針」（以下、「方針」）を策定した。その後、定期的に見直しや確認がなされ、2019年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この方針は、策定段階で各学部の教授会及び関係委員会並びに事務局各課室に照会・配付し意見を求めているほか、本学公式ホームページ（資料8-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

（教育研究等環境の整備に関する方針）

〔大学全体の方針〕

本学の建学の精神を具現化するため、次の方針を掲げ、教育研究等環境の整備を進める。

＜教育研究等環境に関する方針＞

1. 教育・研究活動にさらに貢献できるように、様々な面において、施設・設備等の環境整備を図り、安全及び衛生の確保に万全を期す。
2. 有限である予算や様々な資源が合理的かつ効率的に利用されるよう調整を行う。
3. 学生、教員、その他の大学施設利用者が安心して利用できるよう施設・設備の整備を行い、バリアフリー等への対応をはじめ利用者の多用な個性を尊重し、快適性に配慮したキャンパス環境の形成に努める。
4. 学生にとっての交通アクセス等の改善を関係機関に働き掛け、大学施設利用者の満足度向上を図る。
5. 全学的図書館機能の強化ならびに図書館サービスの充実を図るべく、次のことに取り組む。
 - ・ 教育、研究及び学修支援の多様なニーズに応えるために、学部構成に沿った資料の体系的な収集・保管に努め、電子化された学術情報についても容易にアクセスできる環境を整備する。
 - ・ 利用者サービスの向上のため学内全体の保存書庫機能を有する豊橋図書館新館建築の実現に向け計画を策定する。

- ・ 学術資料に関する専門知識を持ち、学生及び教職員との連携を円滑に進め、実行できる職員の育成を図る。
 - ・ 所蔵資料のデジタル・アーカイブを進め、オープンアクセスとなるようにインターネット上への公開を推進する。
6. ネットワークシステム、教育研究システム、事務情報システムの安定稼働を維持しつつ、ICT 環境整備中期計画に基づいた更新を行う。 ICT 技術の動向を捉え、学生や教員のニーズにあった最適なシステムの導入、整備を実施する。 愛知大学情報セキュリティポリシーに基づいた情報の保全及び管理を行う。
7. 校舎の立地、歴史、周辺環境にも配慮して、校舎別の環境整備に努める。

ア. 名古屋校舎

現在の教育研究等環境が抱える課題及び改善点を把握すると共に、教育研究に関わる最新の社会的動向・ニーズ等を把握しつつ、近い将来迎える教育研究設備の更新に向けた中長期の校舎整備計画の検討を進める。なお、名古屋校舎の開発においては、名古屋市のささしまライブ 24 地区開発コンセプトである①環境、②国際歓迎・交流拠点、③まちづくり・にぎわいをコンセプトとした再開発計画に則り、名古屋市と緊密に連携をとりながら計画が進められた経緯があることから、引き続き同コンセプトに留意し環境整備を図っていく。

イ. 車道校舎

交通至便でありながらも、校舎面積・施設が限られていることを念頭に置きながら、社会人への対応や高度な専門職業人の養成、さらには法人本部機能の集約を基本とする。

専門職大学院を中心とする専門教育の充実、高度な専門職業人の養成の拠点としての機能強化を図ると共に、近隣に住宅街を抱え交通の利便性が高く一定の受講者が見込めるオープンカレッジ、孔子学院の維持・拡充を図り、さらには、教育・研究活動の拠点としての多様な活用を検討する。そのために必要な施設整備等を行う。

また、名古屋キャンパスとの一体的運用を視野に入れた校舎の有効活用も検討する。あわせて、年次計画を策定して修繕とオーバーホールを実施し、施設及び設備の維持に努める。

ウ. 豊橋校舎

2018 年度に学内承認された豊橋校舎の施設整備に係る方針を基に、豊橋校地のコンセプトを具現化するため、同校舎の施設整備に係る計画を策定する。現時点において老朽化が確認されている施設・設備は、修繕計画に従って更新・改修を図り、適切な維持に努める。また、教学委員会等の学内関係機関との連携及び利用者アンケートを実施する等して、施設・設備の利用状況の把握に努め、教育研究等環境の改善、向上の取り組みについて定期的に検証を行う。

点検評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

＜校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成＞

本学は、大学全体で大学設置基準値を上回る校地・校舎を有している。

校地面積について、名古屋校舎 41,613 m²、車道校舎 7,283 m²、豊橋校舎 169,595 m²、大学全体で 218,492 m²を有し、大学設置基準を満たしている。

校舎面積について、名古屋校舎 67,601 m²、車道校舎 17,581 m²、豊橋校舎 43,576 m²で 128,758 m²を有し、大学設置基準を満たしている。

運動場については、豊橋校舎には配置しているが、名古屋校舎には屋外運動施設がないため、校舎近郊の愛知県蟹江町との間で土地賃貸借契約（2014 年 1 月より）により運動場を確保し、大学校地（27,199 m²）として文部科学省へ届出を行うとともに、グラウンド、野球場、テニスコート等の屋外運動施設の整備を進め、学生の屋外運動クラブ活動等で利用している。

大学全体の方針に即し、またキャンパス・アメニティの観点も踏まえて各校舎で施設整備計画を推進している。

（ア）名古屋校舎の整備状況

現在の名古屋校舎は、第 1 期工事により 2012 年 4 月に開校した。その後、第 2 期工事が行われ、2017 年 4 月に校舎全体の建設計画が完了した。第 2 期工事により、本館（研究棟）及びグローバルコンベンションホール等が建設され、教室数の増加、学生の居場所・交流スペースの拡充等、教育研究環境の整備がおこなわれた。

1) 教育施設

教室、情報処理学習施設、語学学習施設等は名古屋校舎に設置されている学部の共用であり、校舎全体で 123 室を有している。その内訳は、大学基礎データ（表 1）の「教室等施設」に記載した通りである。

これ以外に、厚生棟内にあるアリーナなどの体育施設、大教室としても利用できるグローバルコンベンションホール（597 席）のほか、学生が自習や人的交流を行うためのグループ学習室、ラウンジ等の施設を各所に設けている。

2) 快適な通学とキャンパス内移動

最寄り駅である愛知臨海高速鉄道あおなみ線「ささしまライブ駅」より複合型商業施設「グローバル・ゲート」を経由して、屋根付き上空通路が車道をまたいで本キャンパスの講義棟へ接続している。さらに、講義棟と厚生棟及び本館（研究棟）の3棟は2階及び5階、本館（研究棟）とグローバルコンベンションホールは2階において、それぞれが屋根付き上空通路で接続されている。これらの通路により、天候や通行する車両等からの影響を受けることなく、安全で快適、かつ利便性の高い移動を確保している。

3) 人にやさしいキャンパス

老若男女を問わず、誰にとってもアクセシビリティの高い施設づくりに積極的に取り組んでいる。具体的には、車椅子対応の座席や教壇にスロープのある教室、身体障がい者や乳幼児連れの来校者等に配慮したトイレやエレベーター、小さな子供でも掴まることのできるように手すりを2段にした階段、人が多様な色覚を持つことにも配慮して、可能な限り全ての人に情報がきちんと伝わるよう、利用者側の視点に立ち、カラーユニバーサルデザイン（CUD）に適合したサイン表示等の設備を設けている（資料8-2）。また、主要な場所には3か国語（日・英・中）で案内を表記し、国際歓迎・交流拠点にふさわしい施設作りを行っている。

4) 環境に配慮したキャンパス

壁面緑化（バイオラング）やドライミスト、屋上緑化など環境に配慮した設計を行っており、緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」の認定も受けている（資料8-3）。また、地下には地域冷暖房プラントを誘致し、本キャンパスを始め、同地区内の複合型商業施設「グローバル・ゲート」や「中京テレビ放送」へエネルギー供給を行い、地区内のCO₂削減に貢献している。その他にも、自然換気システムやライトシェルフ、クールヒートチューブなどの環境技術を導入し、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）Sクラスのエコキャンパスを実現している。

5) 開放感のあるキャンパスモール

講義棟と厚生棟の間には、高いガラス屋根で覆われたキャンパスモールがあり、植栽やモニュメント、テーブル、ベンチ等を配置し、天候の影響を抑えた開放感のある空間として、学生の憩いの場、大学祭やサークル活動の発表の場、また、災害時の一時避難場所としての利用も想定している。

（イ）車道校舎の整備状況

2017年4月の名古屋校舎の第2期工事完了にともない、大学院5研究科（法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、中国研究科、国際コミュニケーション研究科）を車道校舎から名古屋校舎に移転した。これにより、車道校舎は、高度専門職業人を養成する専門職大学院（法務研究科）が継続して設置されているほか、オープンカレッジや孔子学院など、一般市民の生涯学習の機会を提供するキャンパスとなった。また、法人本部機能を有する

事務局も引き続き車道校舎に置かれている。

1) 教育施設

教室、情報処理学習施設、語学学習施設等は、校舎全体で 25 室を有している。その内訳は、大学基礎データ（表 1）の「教室等施設」に記載した通りである。これ以外に、共同学習室、ラウンジ等の施設その他、各教室前のフロアにミーティングテーブルを複数配置し、学生が自習や人的交流を行えるよう配慮している。

2) 人にやさしいキャンパス

名古屋校舎と同様に、老若男女を問わず誰にとってもアクセシビリティの高い施設づくりに積極的に取り組んでいる。屋外は、公道から入口まで点字ブロックを配置し、東西の各駐車場には身体障がい者等のための駐車スペースを設置している。屋内は、施設全体をバリアフリー化し、床に段差や傾斜はなく、車椅子使用者が利用できる専用机を全教室に設置している。また、全フロアに多目的トイレを設置する等、身体障がい者に十分に配慮している。更に、主要な場所には 2 か国語（日・英）で案内を表記し、留学生等へ配慮している。

3) 環境に配慮したキャンパス

校地内の舗装に雨水が地面にしみ込みやすいインターロッキングブロックを多用し、都市型水害や地盤沈下の緩和に配慮している。

（ウ）豊橋校舎の整備状況

人文および地域文化・地域連携のための教育の拠点として、文学部、地域政策学部、大学院文学研究科が置かれているほか、愛知大学短期大学部が併設されている。

豊橋校舎の施設は老朽化が進行しており、近い将来、耐用年数に達する施設が複数存在しているため、2018 年 7 月、豊橋校舎の施設整備方針（資料 8-4）を定め、大規模な再開発計画を進めることとなった。現在は、豊橋校舎施設整備検討委員会を設置し、より具体的な施設整備計画の検討を進めている。施設設備の現況は、以下のとおりである。

1) 教育施設

教室、情報処理学習施設、語学学習施設等は豊橋校舎に設置されている学部と短期大学部の共用であり、校舎全体で 108 室を有している。その内訳は、大学基礎データ（表 1）の「教室等施設」に記載した通りである。

これ以外に、図書館の中にグループ学習室、メディアゾーンを設けているほか、2 号館 1 階に学生が自由に利用できるラウンジ等も設けており、学生が自習や人的交流を行えるよう配慮している。

また、教室においては、授業内容・方法に柔軟に対応できるよう、近年、可動式机・椅子への変更を進めている。

2) 人にやさしいキャンパス

豊橋校舎のバリアフリー対応について、主要な箇所には点字ブロックが敷設されており、校舎副門に隣接する豊橋鉄道愛知大学前駅を基点として必要な建物への経路が確保されている。教室・研究室等の主要な建物にはエレベーター及び多機能トイレが設置され、段差のある建物にはスロープが設置されている。また、本館西側には身体障がい者用駐車スペース等が設置されており、バリアフリー対応がされている。

3) 環境に配慮したキャンパス

豊橋校舎は、約5万坪に及ぶ広大な校地と自然に囲まれ緑が多く、キャンパス・アメニティを形成する上での大きな要素となっており、学修・教育環境として最適である静謐さを十分に保つことができ、その保守には一定の経費をかけ環境整備を行っている。

<校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保>

(ア) 校地・校舎・施設・設備の維持・管理

本学における建物及び構築物等にかかわる計画及び運用について検討することを目的として、名古屋及び車道校舎に名古屋校舎施設委員会を、豊橋校舎に豊橋校舎施設委員会を置いている。施設委員会は、①各校舎に関わる施設の建設及び管理・修繕計画の策定、②各校舎に関わる樹木等の整備計画の策定、③その他、施設に関連する事項を所管することとし（施設委員会規程第4条）、施設・設備の維持・管理に努めている（資料8-5）。

(イ) 安全の確保

安全の確保については、施設・設備の維持・管理の中で最も重点をおいて行っている。

耐震補強工事について、豊橋校舎では2003年度に2・7号館、2007年度に図書館第1書庫の耐震工事を実施し、2019年度には2・5・6・7号館の躯体健全度調査を実施している。また、アスベスト対策については、2000年度に第1、第2サークル棟及び体育館の一部について封じ込め工事、2009年度に図書館の第1書庫で除去工事を行い、現在、使用中の豊橋校舎構築物のアスベスト対策はすべて完了している。

名古屋校舎（2012年3月竣工、建築基準法1.2倍の耐震性能）（資料8-6）、車道校舎（2004年3月竣工）はともに耐震構造を有しており高い耐震性を誇るため耐震補強工事の必要はない。またアスベストも使用していない。

名古屋校舎、車道校舎、豊橋校舎の3校舎とも警備員が24時間常駐する防災センター、館内の主要な箇所にICカードリーダー、防犯カメラ、AEDを設置するなどして、在館者の安全及び校舎の財産保全に努めるとともに、地震災害に備えるため、エレベーター地震管制及び緊急地震速報を導入して、在館者の二次災害の発生抑制に努めている。更に、名古屋校舎では、緊急地震速報と連動し警報を発するエスカレーター、講義棟の9フロアに備蓄物資専用の倉庫を設置している。また、衛生の確保について、名古屋校舎、車道校舎の各建物及び豊橋校舎の研究館建設時に、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）の濃度とも学校環境衛生あるいは建築基準法の基準濃度を満たすものとした。更に、名古屋校舎の各建物及び豊橋校舎の研究館では、2エチル1ヘキサノールも検査対象とし、より安心、安全な施設のための整備を行っている。

また、大規模な地震が発生した場合を想定し、速やかな学生・教職員の安全確保や安否確認を行うために全学地震防災訓練を 2009 年度から毎年実施している（資料 8-7）。その他、本学において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対応するため、「危機管理に関する規程」（資料 8-8）を制定し、危機管理委員会を置いている。

（ウ）衛生の確保

衛生の確保については、「危機管理に関する規程」第 9 条に基づき、危機管理委員会感染症対策部会（資料 8-9）、危機管理委員会情報セキュリティ部会（資料 8-10）及び各校舎に労働衛生委員会（資料 8-11）を設置し、全学的に対応している。また、危機管理委員会感染症対策部会により、感染症罹患時の登校基準（資料 8-12）を設けている。日常的には、新型インフルエンザ、マイコプラズマ肺炎、麻疹などの感染症の流行について、学内の掲示、イントラネット等によって情報提供を行うとともに、各校舎内主要箇所に手洗いジェル等を配置して感染予防を行っている。

<ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備>

情報関連設備について、各校舎に情報メディアセンターを設置している。また、情報関連設備の維持・管理については、ICT 企画会議（資料 8-16）が所管している。同会議は、本学における ICT（Information and Communication Technology）を活用した環境全般の適正な企画・整備・運営を図り、教育・研究活動の発展と事務の高度化に資する ICT 環境を提案することを目的として、学内理事会の下に設置している。また、ICT 企画会議のもと各学部代表者から構成される ICT 委員会があり、各学部からの意見を元に教育研究における情報環境の整備計画の策定及び運営を行っている。なお、同会議及び同委員会主導で近年に実施した事業は次のとおりである。

大学全体においては、「LiveCampus」に、教学情報だけでなく図書館やキャリア支援等の各部署からの情報を集約し、学内の掲示板を見なくても学内外のパソコンやスマートフォンから様々な情報を確認することができるようにしている。また、全校舎で高速な無線 LAN 機器を導入し、名古屋校舎及び車道校舎においては、建屋内の殆どのエリアをカバーし、豊橋校舎においても建屋内の多くエリア（資料 8-17【ウェブ】）をカバーしている。また、BYOD（Bring Your Own Device）にも対応している。災害時に備えて学生個人のデータドライブは校舎間での持ち合いを行うとともに、教務システム、財務システム、人事システム及び固定資産管理システムといった大学運営の根幹をなすシステムの全データを日次でクラウドへ保管し、復興時に復旧が容易に可能な体制を構築している。さらに 2018 年度より次世代型ファイアウォールを導入し、入口・出口での通信の監視を強化し、不正な通信を止めたり警告を通知する等のセキュリティ向上を実施し、安心安全な学内 LAN を提供している。コアシッチやディストリビューションスイッチ、エッジスイッチについても定期的に更新して機器故障による通信障害を最小限に抑え、ネットワーク機器やサーバーは 365 日 24 時間監視を行い、障害の早期発見、ダウンタイムの最小化を図っている。また、2020 年 1 月の Windows 7 のサポート終了に備え、2019 年度に事務職員が使用するすべての事務用パソコンを更新した。

名古屋校舎においては、メディアゾーンにパソコン 120 台、グループワークルーム 2 室及び語学自習ブース 20 席を設置し、様々なニーズに応えている。パソコン実習室の 4 室には CALL システム（コンピューターを活用した語学教育システム Computer-Assisted Language Learning）を導入し、マルチメディアを活用した語学教育にも対応させた。また、教材提示システムにタッチパネル式の操作卓を導入し、教員の利便性向上を図っている。豊橋校舎においては、地域政策学部の GIS 教育（Geographic Information System（地理情報システム））に対応するため最新のパソコンを導入し、特に GIS 関連ソフトウェアを充実させている。また、パソコン教室等のパソコンも入れ替えるとともに各教室のソフトウェアも見直し、豊橋校舎全体の情報教育環境を充実させている。なお、豊橋校舎の施設整備方針（資料 8-4）の中で、情報教育環境の一層の充実を目的として、既存の情報関連教室が集中する 3 号館、4 号館の取扱い（建替えを含む）を検討することとしている。

<情報倫理の確立に関する取り組み>

情報倫理について、学生に対しては、入学時ガイダンスや学士課程共通教育科目正課授業の「情報倫理」（資料 8-18）「情報リテラシー」「情報総合演習」などの情報系科目での教育に加え、学生相談員（情報メディアセンター学生アルバイト）による情報セキュリティ十ヶ条（資料 8-19【ウェブ】）のポスター掲示などのセキュリティ啓蒙活動、LMS のコンテンツとして「INFOSS 情報倫理」を設置し 24 時間どこからでも情報倫理が学べる環境を提供している。教員については毎年情報セキュリティの手引（資料 8-20）を配布し啓蒙活動を行っている。事務職員については定期的な情報セキュリティアンケート及び内部監査の実施、標的型メール攻撃訓練の実施など、情報倫理及び情報セキュリティの向上を継続的に努めている。

点検評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

<図書、学術雑誌、電子媒体等の整備>

本学の図書館（資料 8-21【ウェブ】）は 3 つのキャンパスにそれぞれ名古屋図書館、豊橋図書館、車道図書館（法科大学院図書室）が設置されており、2018 年度大学全体の蔵書数は図書 1,403,288 冊、雑誌 10,132 タイトル、電子ジャーナルは 44,277 タイトル、電子

ブックは2,961タイトル等（資料8-22）となっている（2019年3月末現在）。図書館の管理運営にあたって、図書館委員会（資料8-23）を置いており、蔵書構築にあたっては、各学部の図書館委員や大学院の担当者と連絡を取り、本学の教育および研究に必要な蔵書数と蔵書構成となっている。学生用図書については、学生からの購入希望制度、図書館職員による選書ツールを用いた選定、教員からの推薦等により選書を行っている。更にシラバスで示されている資料やレポート・卒業論文の作成に必要な資料の収集に努めている。

電子ジャーナル（資料8-24【ウェブ】）については、幅広い分野のタイトルを選定・収集しており、ネットワークを介して大学全体で共有している。さらに、有料・無料の電子ジャーナル、電子ブック、OPAC、Web検索エンジン等へのリンク情報を集中的に管理するリンクリゾルバを導入している。

ホームページ上では、貴重書デジタルブック（資料8-25【ウェブ】）と銘打ち、2009年度までに実施してきた図書館所蔵の貴重書文庫コレクションデジタル化事業の成果として、「霞山文庫」及び「菅沼文庫」のデジタル版の一部を公開しており、近年では劣化資料のデジタル化事業の成果物も公開している（学内利用のみ）。

電子図書館サービスとしてライブラリエ（資料8-26【ウェブ】）を導入、2019年4月より本格運用を開始している。小説・就職活動本・ガイドブックなど、軽読書を中心に選書をしている。パソコン・スマートフォン・タブレットなどで、365日24時間いつでも電子書籍の貸出・閲覧・返却ができるため、学生の生活スタイルに合わせたサービスの提供ができています。

また、本学において作成された電子的形態の教育研究成果を収集・蓄積・保存し、「愛知大学リポジトリ」(資料8-27【ウェブ】)において無償で公開している。メタデータ数は8,528件である（2019年3月末現在）。

他機関とのネットワークについては、国立情報学研究所（NII）のNACSIS-CAT/ILLに参加し、他には私立大学図書館協会や大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）、愛知図書館協会に加盟するなど、他大学・他機関と様々な図書館間相互協力を推進している。

利用者の利便性については、学術情報へのアクセスは学内ネットワークからはもちろん、SSL-VPN接続により自宅や外出先などからインターネットを使って安全に接続することが可能となっている。

<図書館の利用環境とそれらを支えるスタッフの配置>

開館時間について、講義期間中は名古屋図書館で午後9時、豊橋図書館で午後8時まで開館としているが、定期試験前や試験中、卒業論文作成時期などはさらに1時間延長するなど、学生・教職員への便宜を図っている。

名古屋図書館の座席数は884席、中でも2階と3階に合計11席ある個人ブース（個室）は学習・研究に集中して取り組みたいときには最善のスペースとなっている。豊橋図書館の座席数は706席あり、2人掛け及び3人掛けの閲覧席と窓側に面したキャレルデスク（隣席との仕切りあり）が設置されている。

図書館職員の配置について、司書資格等専門能力を有する専任職員は各館につき1～2名であるが、OJTを通して図書館業務の教育・研修を行っている。図書館員の構成は3館合わせて専任職員12名・嘱託職員1名・契約職員及び派遣職員17名に業務委託先従事者を

加えて図書館業務を担っている。図書館業務の中核を担っている司書資格を有する職員は、専任職員中 3 名、嘱託職員 1 名、契約職員・派遣職員中 8 名である（2019 年 5 月 1 日現在）。また、専門的情報技術が必要となる図書館システムの運用担当者として、情報システム課員としてのキャリアを持つシステム系職員が 2 名配置され、全学的情報基盤との連携強化を図っている。

図書館職員は、私立大学図書館協会等の研修や国立情報学研究所及び企業等が主催する専門研修へ積極的に参加し、各々の専門性・技術力の向上を図っている。

点検評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点	研究活動を促進させるための条件の整備
	・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
	・ 研究費の適切な支給
	・ 外部資金獲得のための支援
	・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
	・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

2019 年 10 月 10 日自己点検・内部質保証委員会において、「研究活動促進に関する方針」（以下、「方針」）を策定した。その後、定期的に見直しや確認がなされ、2019 年度第 7 回自己点検・内部質保証委員会（2020 年 1 月 16 日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この方針は、策定段階で各学部の教授会及び関係委員会並びに事務局各課室に照会・配付し意見を求めているほか、本学公式ホームページ（資料 8-28【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

研究活動促進に関する方針

<基本方針>

本学は、「先端的な研究を含めた研究の充実した大学」を目標とする。具体的には、人材・学力を育成する教育は研究と不可分であること、活発で充実した研究とそのための条件を整備することは、ブランド力の要素であること、を共通認識としたうえで、グローバルな課題やローカルな課題を含むさまざまな新しい研究課題に積極的に取り組む大学を目指す。

<研究費の適切な支給>

個人研究費の支給で広く個人の研究活動を支えとともに、特別重点研究助成制度により、本学において戦略的研究と位置付けた分野における共同研究を推進する。

<外部資金獲得のための支援>

競争的研究資金等外部資金のうち、とりわけ科学研究費助成事業の採択に重点を置き、それに必要な支援を行う。具体的には、研修会の開催、科学研究費助成事業採択者等に対するインセンティブ付与、大型競争的研究資金等の研究代表者等に対する研究専念制度の適用、等である。

<研究成果公表の促進>

教員の研究成果公表の場として、研究業績データベースを毎年更新するとともに、機関リポジトリを随時更新する。また、顕著な研究業績をあげている教員の研究プロジェクトの最新情報を、大学公式ウェブサイトを通じて発信する。

<研究倫理・コンプライアンス教育、不正防止>

「愛知大学研究倫理規準」において本学の構成員が意識すべき研究活動上の基本的な倫理規準を定めると共に、研究者（本学を本務とする者）に対しては、2年に1回、研究倫理教育講演会の受講を義務付ける。また、「愛知大学公的研究費管理・監査規程」を定め、公的研究費の運営・管理に関わるすべての本学構成員に対し、毎年コンプライアンス教育を実施する。さらに、「愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」において、不正行為が発生した場合の措置について、細部にわたって定める。

<研究支援環境・体制>

本学の研究機関としては、各学部内に置かれた学会（愛知大学法学会・経済学会・経営学会・現代中国学会・国際コミュニケーション学会）の他、地域政策学部内に置かれた地域政策学センター、各研究所・センター、一般教育研究室、体育研究室、語学教育研究室等の組織があり、各学会会則、各研究室規程に則って運用している。

これら研究機関の研究関連事項の審議を行うため、学内理事会の下に研究政策・企画会議（資料8-29）を置いている。その構成員は(1)研究政策・企画担当の学内理事、(2)研究委員長、(3)大学院長、(4)国際研究機構長、(5)地域研究機構長、(6)別表第1及び別表第2の各研究機関からそれぞれ1名、(7)学術支援事務部長である。なお、国際研究機構、地域研究機構、別表第1、別表第2の各研究機関は以下のとおりである。

〔国際研究機構〕

国際問題研究所、中日大辞典編纂所、国際中国学研究センター（ICCS）、現代中国学会、国際コミュニケーション学会、国際ビジネスセンター

〔地域研究機構〕

総合郷土研究所、中部地方産業研究所、三遠南信地域連携研究センター、地域政策学部地域政策学センター

〔別表第1〕

経営総合科学研究所、法学会、経済学会、経営学会、名古屋情報メディアセンター、名古屋一般教育研究室、名古屋語学教育研究室、名古屋体育研究室

〔別表第2〕

人文社会学研究所、豊橋情報メディアセンター、豊橋一般教育研究室、豊橋語学教育研究室、豊橋体育研究室

また、研究政策・企画会議の下に研究委員会（資料 8-30）を置いており、研究政策・企画会議から付託された次の各号に定める事項を審議している。

- (1) 研究政策・企画会議から諮問された事項
- (2) 受託研究に関する事項
- (3) 科学研究費に関する事項
- (4) 研究助成及び出版助成に関する事項
- (5) 個人研究費に関する事項
- (6) 教育職員特別研修に関する事項
- (7) 外国の大学等との短期学術交流に関する事項
- (8) 研究倫理に関する事項
- (9) 研究館の運営に関する事項
- (10) その他研究に関する事項

<教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保>

教員の研究活動面への支援策として、本学では、①個人研究費の交付・執行、②外部資金獲得支援・執行、③研究助成制度、④特別重点研究助成制度、⑤出版助成制度、⑥教育職員特別研修制度、⑦研究専念制度、⑧学会等開催助成制度、⑨外国の大学等との短期学術交流制度、⑩研究室の割り当てを行っている。これらの制度は、「研究支援のご案内」（資料 8-31）にまとめられ、各教員に周知されている。

①個人研究費として、専任及び特任教員に対して、「個人研究費規程」（資料 8-32）に基づき 1 人年額 50 万円を交付している。契約教員に対しては、「契約教員の就業及び給与に関する規程」（資料 8-33）に基づき 1 人年額 30 万円、嘱託助教Ⅰ・Ⅱに対しては、「嘱託助教Ⅰ（Ⅱ）の就業及び給与に関する規程」（資料 8-34）（資料 8-35）に基づき 1 人年額 20 万円を交付している。2018 年度の執行可能合計額 129,029 千円に対し執行額 112,749 千円である。執行率は 87%を超え、執行率に、学部ごと、年度ごとの顕著な変化は見られない。なお、専任及び特任教員に対しては、個人研究費の交付に当たり、毎年度初めに研究計画書、毎年度終了後には研究報告書の提出を義務付けている。さらに、個人研究費の執行にあたっては、名古屋研究支援課、豊橋研究支援課、総務課にて、全件について、大学の規程やルールとの適合性並びに適切性を複数人で点検、確認の上実施している。

②外部資金獲得支援として、研究政策・企画会議及び研究委員会が中心となり、2017 年以降毎年 1 回定期的に、「科研費獲得のための研修会」（資料 8-36）を実施している。具体的には、2018 年 6 月に北川慶子氏（聖徳大学教授、『科研費採択に向けた効果的なアプローチ』共著者）による講演会、2019 年 8 月に中安豪氏（㈱ロボスト・ジャパン代表取締役社長）によるワークショップを兼ねた講演会を実施し、本学教員の科学研究費助成事業申請並びに採択に大きく貢献した。また、名古屋研究支援課、豊橋研究支援課、総務課職員は、学外の科研費獲得セミナーや科研費説明会に積極的に参加し（例：2019 年度は延べ 13 人）、教員の科研費申請時の研究計画調書に助言や進言をすべく、着眼点やノウハウを蓄積

してきている。これらを受けて、2018年度の大学全体の科学研究費助成事業（研究代表者）交付件数は41件、交付金額は54,266千円、2019年度の同交付件数は37件、交付金額は36,380千円であった。また、科学研究費助成事業以外の大型外部資金（補助金を含む。）として、2018年9月に、日本学術振興会「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」実社会対応プログラム（2018年度～2021年度：13,395千円）、2019年2月に私立大学研究ブランディング事業（2018年度～2020年度、40,000千円）に採択されている。その他の外部資金については、公募案内を、本学研究支援ホームページ、学内掲示板、本学専任教員向けメーリングリストで通知し、採択に至っている。一方で、科学研究費助成事業を含む外部資金の執行に関しては、「愛知大学科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱規程」（資料8-37）、「愛知大学科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱規程」（資料8-38）並びに「愛知大学競争的資金間接経費取扱要項」（資料8-39）に基づき、適切に直接経費、間接経費の執行管理を行っている。

③研究助成制度は、本学専任教員が特定の研究課題について共同で行う研究に対して助成する制度であり、「愛知大学研究助成規程」（資料8-40）、「愛知大学研究助成取扱要領」（資料8-41）に基づき、適切に運用している。なお、当助成制度は科学研究費助成事業に採択されず、かつ「採択されなかった研究課題の中でのおおよその順位」が「B」評価以上の者を対象としており、採択された場合は、助成期間中の科学研究費助成事業申請義務を負うこととしている。2018年度、2019年度は、採択件数は0件であった。

④出版助成制度は、本学の専任教員による出版困難な研究成果の発表を助成促進する制度であり、「愛知大学出版助成規程」（資料8-42）、「愛知大学出版助成取扱要領」（資料8-43）に基づき、適切に運用している。2018年度は4件の申請に対し3,190千円の助成を行った。2019年度は6件、6,180千円の助成が承認された。

⑤特別重点研究助成制度は、本学の専任教員が研究代表者となる研究であって、外部資金によるプロジェクト研究等への申請を視野に、本学において戦略的研究を含むグローバルな研究課題やローカルな研究課題、学際的な研究課題、喫緊の今日的な研究課題等について共同で行う研究を助成する制度であり、「愛知大学特別重点研究助成規程」（資料8-44）、「愛知大学特別重点研究助成取扱要領」（資料8-45）に基づき、適切に運用している。2019年11月末現在、中部地方産業研究所に対して4,236千円、国際問題研究所に対して5,320千円（いずれも2019年度査定額）、計9,556千円の助成を行っている。

⑥教育職員特別研修制度は、専攻する分野の学術研究または調査を目的として、一定期間国内外の他大学その他の研究機関において研究する制度であり、「教育職員特別研修規程」（資料8-46）、「教育職員特別研修規程細則」（資料8-47）に基づき、適切に運用している。2018年度は9名の教員が特別研修を行い、2019年度は現在6名の教員が特別研修を行った。

⑦研究専念制度は、本学における研究の高度化を目的として「研究専念教員」を置く制度であり、「研究専念規程」（資料8-48）に基づき、適切に運用している。2019年11月末現在、大型の外部資金によるプロジェクト研究従事のため、2名の教員が同制度を活用している。

⑧学会等開催助成制度は、本学で開催される全国学会等に対する助成制度であり、「学会等開催助成に関する内規」（資料8-49）に基づき、適切に運用している。2018年度は1件

(55 千円)、2019 年度は 1 件 (300 千円) の助成を行った。

⑨外国の大学等との短期学術交流制度は、本学が外国の大学等との間で行う研究者の短期間の学術教育交流を支援する制度であり、「愛知大学と外国の大学等との短期学術交流に関する規程」(資料 8-50) に基づき、適切に運用している。2018 年度の利用状況は 3 件、2019 年度は 2 件の利用が承認された。

⑩研究室は、専任教員については 1 人 1 室割り当てられている。面積は 1 室当たり 20 m² 程度、基本備品として書架、机、センターテーブル、椅子、ソファベッド、電話機を備えている。また情報・資料検索、学内における情報伝達等のためのネットワークの環境も整えており、適切な研究環境を整備している。嘱託助教Ⅰ・Ⅱには共同研究室が割り当てられている。

なお、2018 年度事業報告書において、科学研究費助成事業、学外研究助成、受託研究等の研究費の獲得状況を掲載し、社会に公表している。

<教育研究支援体制の整備>

(ア) TA・RA・技術スタッフ

本学における教育研究支援体制のひとつとして、「愛知大学ティーチング・アシスタント規程」(資料 8-51) がある。大学院に在学する学生をティーチング・アシスタントとして授業に関する教育補助に従事させることにより、学部及び大学院教育の充実を図るとともに、本学大学院学生に対し将来に向けての教育訓練の機会を提供することを目的としている。

また、研究プロジェクト等の推進や若手研究者の育成を目的とし、「愛知大学リサーチアシスタント規程」(資料 8-52)、「愛知大学 ICCS リサーチアシスタント規程」(資料 8-53)、「愛知大学ポストドクター規程」(資料 8-54)、「愛知大学 ICCS 研究員規程」(資料 8-55) を整備している。2018 年度は国際中国学研究センター (ICCS) においてリサーチアシスタント 4 名及び研究員 3 名が研究補助業務に従事している。

三遠南信地域連携研究センターが文部科学省「共同利用・共同研究拠点」(越境地域政策研究拠点) として 2013 年度より 6 年間認定されたことを受けて「三遠南信地域連携研究センター研究助教規程」を制定し、研究助教 2 名を採用 (2019 年 3 月末まで) することで、研究支援体制の充実と若手研究者育成体制の整備を図った。また、2017 年 9 月にこの規程をもとにして「愛知大学研究助教規程」(資料 8-56) を制定し、科学研究費助成事業等の外部資金を獲得した研究プロジェクトにおいても研究助教を採用できるよう制度を拡充した。2019 年度には、文部科学省私立大学研究ブランディング事業における研究事業を推進するため、2019 年 8 月から 1 名、10 月から 1 名の計 2 名の研究助教を採用している。

(イ) 教育活動を支援する体制

本学では各校舎に学習・教育支援センター (資料 8-57) を設置し、学生の学習活動及び教育職員の教育活動の支援を行っている。その利用実績は「愛知大学年報」(資料 8-58)、「AUDI」(資料 8-59) (いずれも学内の各種統計調査書) にて学内に公開されている。また、学生に対する学習上の支援及び授業の補助業務を行う制度として、「スチューデント・アシスタント規程」(資料 4-19) を整備しており、学習・教育支援センターは、スチューデント

ト・アシスタント（以下、「SA」という）の管理、運用を行う役割も担っている。

SAについては2001年に「授業補助員」からスタートし、2008年に現行のSAとなった。SAを利用する授業は開講科目数の2%程度に過ぎないが、年間100名程度の学生が、授業に別の視点から向き合うことで、新たな発見を得るとともに、本来の目的である教員の授業補助の一助となっている。

一方、同規程第3条第6号で規定する授業用プリントの印刷や出席補助については、実質的に学習・教育支援センターの職員が担っている。高速印刷機の導入も相まって、多くの授業のレジュメが正確に大量に準備できる。リアクションペーパーや出席カードの配布、並び替えの補助も行うことで教員が教育研究活動に専念できる環境が促進され、適切に整備されている。なお、これらの教育支援制度のほか、出講、試験及び成績評価、各種補助（助成）制度等について、毎年発行される出講案内（資料8-60）に掲載し、非常勤教員を含めて広く周知されている。

（ウ）教育活動を支援する情報環境

各校舎に情報メディアセンターを設置し、情報実習室やメディアゾーンなど情報メディア教育関連施設の管理及び運用を行っている。各校舎では、ほぼ全域にネットワークを敷設し、無線LANについては建屋内のほぼ全域をカバーしている。また、パソコン実習室を設け、教育全般に対して情報環境を整備している。

特に教育支援という観点からは、自学自習を促進するための学習環境として、自宅等の学外からも図書館データベースやファイルサーバーへのアクセスができるようにするSSL-VPN接続を提供し、2009年度からはLMS（Learning Management System:オンラインによる学習管理システム）としてMoodleを導入、Web上での教材提供、レポート等の提出管理、履修者同士の討論等を行えるようにした。また、2013年度よりOffice365を導入し、メール、クラウドストレージ、オフィススイート等の提供を行っている。

また、各校舎で学生貸出用のノートパソコンを用意し貸出し（期限2週間）を行っているほか、学生相談員による講習会（ワードプロセッサ、表計算、プレゼンテーションソフトウェアの使い方）を開催し学生の情報リテラシーの向上を手助けしている。

点検評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み・規程の整備 ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日施行、平成26年2月18日改正）を受け、「愛知大学公的研究費管理・監査規程」（資料8-61）を定め、公的研究費の運営・管理に関する学内の責任体系、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備、不正防止対策、研究費の執行管理等を明確にしている。特に不正防止対策に関しては、「愛知大学における研究上の不正行為防止の

ための基本方針」(資料 8-62【ウェブ】)を定め、本学における研究遂行上の基本方針(法令、指針、ガイドラインの遵守、研究倫理に関する意識の徹底等)を公表するとともに、「愛知大学における公的研究費の不正防止計画」(資料 8-63【ウェブ】)を定め、実際に不正を発生させられると思われる要因を明確にしそれに基づいた不正防止の取組について公表している。本学では、これらの規程や方針の周知徹底のため、コンプライアンス推進責任者(全学部長等)と事務局から、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員(教員、研究員、事務職員、学生)を対象に、年 1 回、最新の知見を交えたコンプライアンス教育(資料 8-64)を実施している。コンプライアンス教育と同じタイミングで、科研費ルール等説明会(注：本学では、競争的資金のうち圧倒的多数を科学研究費助成事業が占めているため、ルール説明会について「科研費ルール等説明会」という呼称としている。)も開催し、実施後は全員から誓約書を徴し、規則の遵守等を確実にしている。

一方、本学では、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日施行)との関連で、「愛知大学研究倫理規準」(資料 8-65)を定め、研究活動上の基本的な倫理規準を明確にするとともに、「愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」(資料 8-66)、「愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程細則」(資料 8-67)を定め、不正行為が生じた場合の具体的な措置や手続き等を明確にしている。また、研究倫理・コンプライアンス委員会(資料 8-68)にて、本学における研究倫理教育について定め公表している(資料 8-69)。具体的には、本学における研究倫理教育受講義務者を、「本学を本務とする研究者、本学を本務としない研究者のうち本学研究所等に所属し本務校のない者、大学院生、本学研究所等が発行する紀要等に投稿する者、研究支援関連事務職員」とし、例えば、本学を本務とする研究者に対しては、2 年に 1 回の頻度により、教授会開催時に、各学部長(研究倫理教育責任者)による事務局作成のレジメ(教材)を活用した研究倫理教育講演会を受講することを義務付けている。教授会欠席者や教授会非構成員に対しては、事務局から既述の教材を配付し、読了確認をとることで、本学を本務とする研究者全員の研究倫理教育受講を確実にしている。

また、研究倫理に関する学内審査機関として、「愛知大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」(資料 8-70)の下、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会を設置している。同規程においては、人を直接の対象とする個人の情報及びデータ等を収集又は採取して行われる研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度の倫理的基準並びに研究計画等の審査に関する事項を定めており、2018 年度は 12 件の申請が出され、委員会にて審議、承認が行われた。

**点検評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境に関する取り組みについては、特に大きな項目については「基本構想」

の中で取り上げ、毎年の事業計画書・事業報告書の中で、点検・評価が繰り返し行われている。それがまた次の「基本構想」につながることで、持続的な点検・評価が実施されるよう仕組みが構築されている。

上記以外にも、教育研究等環境に関する自己点検・評価は、以下のとおり、各組織・委員会でも実施している。

主な項目	組織・委員会	主な事務局
豊橋校舎の施設設備に関する事	豊橋校舎施設委員会	豊橋総務課
名古屋・車道校舎の施設設備に関する事	名古屋校舎施設委員会	総務課 名古屋総務課
図書館に関する事	図書館委員会	各校舎図書館事務課
情報システムに関する事	情報メディアセンター委員会	情報システム課
研究支援・研究倫理に関する事	研究委員会	各校舎研究支援課
教育支援・SAに関する事	教学委員会 学習・教育支援センター委員会	各校舎教務課 各校舎学習・教育支援センター

＜施設設備に関する事＞

名古屋校舎においては、学生ラウンジに設置された投書箱、学生のクラブ・サークル組織の代表が実施するアンケート、学業奨励学生へのアンケートなどを通じて、教育研究等環境の改善に結びつく意見や情報の収集を行っている。

車道校舎においては、車道校舎労働衛生委員会の活動として事務室、教室の巡視及び安全点検を定期的に実施し、職場環境及び学習環境が適切に保持されていることを確認している。この活動に基づき、車道校舎利用者の快適性、安全性等の保持、改善・向上に努めている。

豊橋校舎においては、通年の取り組みとして、豊橋学生課に提出される学生のクラブ・サークル活動に関する要望・意見等に基づき、同課と当年度、次年度の対応を検討し、改善に努めている。また、2019年度は、豊橋校舎所属の全学生、教職員を対象に施設設備の利用状況等に関するアンケートを実施し、現在検討を進めている大規模な再開発計画（資料 8-4）にその結果を盛り込むことで、これまで以上に利用者の快適性、安全性等に配慮した施設設備の改善・向上に努めている。さらに、2019年8月には、愛知大学後援会からの財政支援により、豊橋校舎生協食堂施設の改装が行われ、居場所的な空間が構築された。

＜情報システムに関する事＞

ネットワークの利用状況の監視を続けており、インターネット回線や校舎間回線、無線 LAN 機器の更新に反映し、安定稼働ができている。また、メディアゾーンや実習室の日々の利用状況を収集・分析し、システムの更新計画に反映している。

Moodle については、毎年度最新の安定バージョンを採用し、機能追加を実施している。

<図書館に関すること>

図書館では、重要事項を審議するため、図書館長を委員長とする図書館委員会（資料 8-23）を設置している。図書館委員会は年 5～6 回程度開催され、図書館の事業計画（予算含む）や図書運営・施策等図書館全般について図書館長の諮問に応じている。年度当初に事業計画を策定し、年度末には事業報告をしている。また予算面で継続する事業に対し、目的別事業評価シートを作成し、事業の評価・報告・改善を行っている。

<研究支援・研究倫理に関すること>

本学においては毎年度、事業計画書、事業報告書を作成している。とりわけ事業報告書において、当該年度の科学研究費助成事業、学外研究助成、受託研究等の研究費の獲得状況を掲載、公表してきており、次年度以降の獲得に向けた取組立案や取組改善に貢献している。また、毎年教員を対象に定期的に実施している研修会等（科研費獲得のための研修会、コンプライアンス教育（科研費ルール等説明会を兼ねる）等）においては、必ず終了後にアンケートを実施し、その結果を、研究政策・企画会議や研究委員会にフィードバックし、次年度以降の取組の参考としている。

また、2019 年度末までには研究政策・企画会議において、今後毎年、学内の研究制度（特別研修、短期学術交流、出版助成、特別重点研究助成）による研究成果を研究支援 HP に公表することが承認される予定である。研究成果の公表は初めての試みであるが、これが承認されれば、学内研究費の配分の適切性を点検・検証する仕組みが出来上がるとともに、学内研究助成に申請しようとする者に対する有意義な情報提供、さらには研究成果の学内外者による評価によって、研究活動の活性化につながることが期待される。

<教育支援・SA に関すること>

学習・教育支援センター委員会を年に数回開催し、SA の該当科目や担当学生の審議・承認を行っている。併せて、学期終了後に教員からは雇用報告書、学生からは勤務報告書の提出を課しており、同委員会で併せて審議している。この報告書を委員会として確認することで、現行の制度について意見交換を行い、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っている。

（２）長所・特色

<設備に関すること>

名古屋校舎は、最寄り駅と屋根付きの上空通路で車道を越えて接続されている。また、キャンパスは本館（研究棟）と講義棟、厚生棟の 3 つの建物とグローバルコンベンションホールから構成されており、それぞれが上空通路で接続されている。これにより、建物間及び教室間の移動をスムーズに行うことができる。また、教育研究活動や課外活動に必要なあらゆる機能は全てこれらの建物に効率的にレイアウトされており、快適かつ安全な教育研究等環境が確保されている。

車道校舎については、そこに在籍する専門職大学院法務研究科学生が 24 時間利用することが可能な専用図書室を設置しており、学生の学習を積極的に支援する教育環境が確保されている。

<情報システムに関すること>

本学では、全校舎のほぼ全域をカバーする無線 LAN を備え、キャンパス内の各所で、持ち込んだノートパソコンやスマートフォンでネットワークにアクセスできる環境を整えている。なお、無線 LAN を使用するためには、MAC アドレス登録及び Web 認証の両方が必要な仕組みを備えており、セキュリティを確保している。

Moodle については、外部委託による定期・不定期のメンテナンスや利用サポート及び年 3 回の講習会開催など、教員へのきめ細かなサポートを行っている。Moodle を利用する教員は年々増えており、科目数ベースの利用実績も 2009 年度 139 コースから 2018 年度約 780 コース、2019 年度では約 850 コースと増加している。学生の利用についても、現在では多い時期で学外から 5 万アクセス/日以上の利用があり、特に自宅などでの予復習などで活用されており、学生の自主的な学習を促進する環境が提供できている。

反転授業などのアクティブ・ラーニングに対応するため、動画配信サーバーを運用し、授業や資料用動画など配信を行っている。動画配信サーバーでは、ユーザー認証による視聴制限、ユーザーごとの視聴プレゼンテーション、視聴期間、視聴内容詳細等を取得でき、効果測定に役立てることができる。

<図書館に関すること>

(ア) 学内連携

学生の学修に資するため、従来から新入生オリエンテーションの一環として図書館ガイダンスを実施していたが、それに加えて初年次向け授業科目である「基礎演習」「基礎ゼミ」「入門ゼミ」等の正規科目で、図書館利用法を説明している。また、シラバスに掲載されている図書や授業担当教員からの推薦図書を配架するリザーブ図書コーナー（禁帯出）を設置している。

学生のキャリア形成に資するため、図書館とキャリア支援センターとの協力により、就職活動に役立つ情報収集力向上講座を開催し、図書館のリソースを使った情報収集法についてレクチャーを行っている。またキャリア支援センターが主催する産官学連携キャリア育成プログラム「Learning+」（ラーニングプラス）における企画提案活動に、図書館資料（データベースを含む）を活用してもらえるように、図書館利用法のレクチャーをしている。また低年次学生を対象に、「スマホ世代に向けた会社の調べ方講習会」を開催している。

(イ) 地域・学外との連携

名古屋市図書館が運営する「まるはち横断検索（名古屋市内の公共・専門・大学図書館の蔵書を検索）」に協力しており、それらを通じて、資料の所蔵情報を発信、地域住民等の社会教育活動に寄与している。

図書館による地域の図書活動への協力として、愛知図書館協会（理事：名古屋図書館事

務課長、研修委員：豊橋図書館務課長）、豊橋市図書館協議会（委員：豊橋図書館長）、みよし市図書館協会（会長：名古屋図書館事務課長）へ図書館長・職員を派遣している。また私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会の役員（2008 年度～常任幹事校理事長校、2015 年度及び 2016 年度研究会運営委員長校、2017 年度及び 2018 年度理事長校）を務めている。

図書館を同窓生・一般社会人・近隣他大学学生等に開放している。2018 年度においては、登録利用者が名古屋図書館 450 人、豊橋図書館 277 人、当日利用者が名古屋・豊橋の両館で合計 282 人が利用している。

（ウ）デジタル化

利用者ニーズに合わせるとともに、図書館書庫の狭隘化対策の一環として、電子リソース（電子書籍、電子ジャーナル、データベース等）を拡充している。

学内研究機関との協力により、図書館及び各機関が所蔵する貴重資料のデジタル化と公開・発信を進めている。

＜研究支援・研究倫理に関すること＞

本学のコンプライアンス教育は、既述の通り、コンプライアンス推進責任者（全学部長）と事務局が、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員（教員、研究員、事務職員、学生）を対象に年 1 回実施しているが、特徴としては、同じタイミングで、科研費ルール等説明会も行っている点である。（既述の通り、本学では、競争的資金のうち圧倒的多数を科学研究費助成事業が占めているため、ルール説明会について「科研費ルール等説明会」という呼称としている。）これによって、まずは科研費ルール等説明会において、自身が取り扱う競争的資金等の本学におけるルールを認識し、続いて、コンプライアンス教育において、自らのどのような行為が規程やルールに抵触するか（不正に当たるか）、さらに競争的資金等の使用にどのような責任が伴うかを、順を追って体系立てて考える機会を提供できているのが、長所である。

一方、本学の研究倫理教育（「本学を本務とする研究者」対象の場合）の特徴は、各学部教授会の場と時間を活用していることである。既述の通り、本学における研究倫理教育は、まず研究倫理教育受講義務者を明確にしたうえで、義務者それぞれに対する内容を定めているが、例えば、「本学を本務とする研究者」に対しては、2 年に 1 回の頻度により、教授会開催時に、各学部長（研究倫理教育責任者）による事務局作成のレジメ（教材）を活用した研究倫理教育講演会を受講することを内容としている。教授会という場と時間を活用することによって、全員の対象者が無理なく漏れなく受講できる機会を提供するとともに、各学部長自らが研究倫理教育責任者として事前準備や講演を行うことで責任を明確にしていることが特徴といえよう。

＜教育支援・SA に関すること＞

SA の多くを、教員からの推薦学生から採用してきたが、学生の自主性を重視し、公募での採用を 2019 年度から開始した。

（３）問題点

＜施設設備に関すること＞

名古屋校舎について、快適性に配慮した環境整備をすすめており、食堂の混雑解消のため座席数を増やす等の改善を行っているが、依然として授業配置の多い曜日時限を中心に学生の居場所が混雑する状況にある。また、2017年に完成した本館（研究棟）には学生のグループ学習や学修支援のためのラーニングコモンズが置かれたが、学生の日常的な動線から外れた場所にあり、認知度や利用率に影響する面がある。研究所や研究支援の事務部門についても、研究棟の完成後も厚生棟３階に置かれており、教育職員の日常的な動線から外れている。

＜情報システムに関すること＞

（ア）豊橋校舎の環境整備

教学委員会等の学内関係機関との連携及び利用者アンケートの実施等、施設・設備の利用状況の把握、教育研究等環境の改善、向上の取り組みについて定期的な検証ができていない。今後は関係機関との連携やアンケート実施に向けての具体的な方策の策定が必要である。

（イ）メディアゾーンのパソコン不足

名古屋校舎では、メディアゾーンに120台、貸出ノートパソコン120台を運用しているが、ピーク時にはどちらもあいておらず、利用を諦める学生が多数いる。しかも、スペース的な問題や管理の問題で容易にパソコンの増設ができない状況である。BYODの普及など別の対策が必要である。

（ウ）ネットワーク帯域不足

ネットワークの利用状況を監視しているが、近年データ通信量が増加傾向にあり、特にSINETへの回線では90%を超える状態が発生している時間が多く見受けられ、通信の遅延等が発生するようになってきた。そのため、当該回線の増速が必要である。

（エ）無線LANの最新規格への対応

無線LANについて、最新の無線規格（IEEE802.11ax）への対応が必要である。

（オ）BYOD活用の取り組み

無線LAN環境は用意しているが、持ち込んだ機器の電源や作業スペースの確保ができていない。また、組織的なBYOD活用の促進ができていない。今後は授業などでのBYODの活用や作業スペースの確保など、組織的な活用の取り組みについて検討が必要である。

（カ）情報セキュリティインシデント

個人情報の漏洩などの重大インシデントは発生していないが、フィッシングメールや詐欺メールのURLをクリックし、メールアドレスとパスワードを搾取される事例が数件報告されている。また、感染はしていないが、ウイルスの入った添付ファイルを開いてしまうなども報告されている。今後はこのようなことが発生しないよう、情報セキュリティの教育及び啓蒙活動をより広く実施する必要がある。

（キ）情報倫理教育の実態

情報倫理教育の一環としてMoodleに「INFOSS 情報倫理」を設置し提供している。本

コースには年間約 1,100 名の学生がコース登録しているが、新入生の利用率は 4 割程度となっている。今後は全ての新入生が本コースを受講するようにするための施策が必要である。

<図書館に関すること>

(ア) 外部書庫解消及び書庫の狭隘化

2012 年度に完成した現在の名古屋図書館において、キャンパスのスペースの制約上、書庫を持たず収蔵資料の大半を外部書庫に所蔵することとなり、図書館資料の利用者にとっては利便性に欠くこととなっている。また豊橋図書館においては、増加する蔵書数に対して十分な所蔵スペースの確保ができず狭隘化が進んでいる。名古屋図書館及び豊橋図書館ともに早期の改善が課題となっている。

(イ) 学内連携

学内協力を進めている行事は、就職活動やキャリア支援センターが主催するものに偏っていることから、これまでの学内協力の評価をしつつ、これまで以上に学内機関に向けて連携協力を進めていくことが課題である

(ウ) 地域との連携（学外連携）

地域・学外との連携は、大学及び大学図書館のリソース（施設、資料、人材）を提供することが軸となっている。特に図書館員の確保・養成は、後述することを含め重要なポイントとなっている。

(エ) デジタル化

電子リソースの利用率が必ずしも高くないことから、利用率向上に向けた取り組みを実施する必要がある。他方で資料のデジタル・アーカイブ化を進めているが、今後は年次計画を立て業務を遂行することが求められている。

(オ) 図書館員の養成

現在、一般事務職員枠で採用された事務職員によるジョブローテーションで図書館業務も行われており、3～5 年程度の定期人事異動が行われることから、図書館員の専門性を維持することは非常に困難な状況となっている。

<研究支援・研究倫理に関すること>

既述の通り、コンプライアンス教育、研究倫理教育とも、学外有識者や学外業者等に依頼する形でなく、コンプライアンス責任者、研究倫理教育責任者（いずれも各学部長）、事務局がコミットして実施しているという長所はあるものの、一方で、教育内容が限られがちであるという問題点もある。実際、2019 年度の研究倫理教育では、講演者である研究倫理教育責任者（学部長）のうちの一人から、一般的な研究倫理の話ではなく、文系大学であるという本学の特性に沿った情報提供を行った方が、受講者にとってさらに有意義であろうとの意見が寄せられた。今後は、コンプライアンス責任者、研究倫理教育責任者、事務局いずれもが、新聞や雑誌媒体、文部科学省 HP 等を通じてコンプライアンスや研究倫理の最新の動向や事例を把握する、さらに、学外勉強会に参加する、等により、内容をブラッシュアップしていくとともに、場合によって、学外有識者や学外業者等による教育を導入することも課題である。

（４）全体のまとめ

本学では、建学の精神に基づく大学の目的を実現するために、教育研究等環境に関する方針を定め、それに則した教育研究環境等の整備に努めている。大学設置基準を満たす校地・校舎等を備え、学生、教員、その他の大学施設利用者が安心して利用できるよう施設・設備の整備を行い、安全及び衛生の確保に留意したキャンパス環境の形成に努めている。ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備に関しては、ICT 技術の動向を捉え、学生や教員のニーズにあった最適なシステムの導入、整備を行い、また 愛知大学情報セキュリティポリシーに基づいた情報の保全及び管理を行っている。図書館・学術情報サービスに関しては、教育、研究及び学修支援の多様なニーズに応えるために、学部構成に沿った資料の体系的な収集・保管に努め、電子化された学術情報についても容易にアクセスできる環境を整備している。また、図書館の利用環境を整え、それを支えるスタッフの充実にも努めている。研究環境に関しては、研究活動促進に関する方針を定め、各種取り組みを行っている。具体的には、①個人研究費の交付・執行、②外部資金獲得支援・執行、③研究助成制度、④特別重点研究助成制度、⑤出版助成制度、⑥教育職員特別研修制度、⑦研究専念制度、⑧学会等開催助成制度、⑨外国の大学等との短期学術交流制度、⑩研究室の割り当て等があげられ、研究活動の支援を行っている。また、研究倫理・コンプライアンス教育にも積極的に取り組んでいる。

以上のことから、本学の教育研究等環境に関する取組は、大学基準に照らして良好な状態にあると考える。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示
--

本学では、2011年度第13回学内理事会（2011年12月5日開催）において、自己点検・評価に係る「社会連携・社会貢献に関する方針」（以下、「方針」）を策定した。その後、定期的に見直しや確認がなされ、2019年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この方針は、策定段階で各学部の教授会及び関係委員会並びに事務局各課室に照会・配付し意見を求めているほか、本学公式ホームページ（資料9-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

（社会連携・社会貢献・国際化推進に関する方針）

本学の掲げる建学の精神のうち「地域社会への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」は、地域社会の一員として開かれた姿勢を持ち、本学及び地域社会が有する知的・人的資源の活用を図ることにより、グローバル化の時代における地域社会の発展及び国際化に寄与することを目的としている。これらの建学の精神に基づき、本学の社会連携・社会貢献及び国際化推進として、産・学・官・民との交流を進め、本学が持っている知やネットワークを地域社会及び国際社会と共に活用するような仕組みをグローバル化の動向を視野に入れつつ作る必要がある。そのためには、大学は社会により開かれたものとなり、そのネットワーク形成においては、それぞれの人や機関を結びつける役割を果たすことが期待されている。大学には、「教育」と「研究」に加えて第三の使命として「社会貢献」が求められており、このような活動は、社会に貢献する人材を育成していく大学の使命をも達成させるものである。

このような基本的考え方のもと、本学がグローバルな視野のもとに産・学・官・民との交流を基礎とした社会連携・社会貢献及び国際化をより積極的に推進することを目的として、以下の基本方針を掲げる。

1. 本学の教育と研究のあり方がより一層豊かなものになるように、社会連携・社会貢献活動を展開し、本学における教育と研究の社会的付加価値を高める。
2. 産（企業等）・学（他大学・研究機関、高等学校等）・官（地方自治体・国）・民（国内外の諸団体、NPO、NGO、個人、住民組織等）と連携・協力し、学内関連部署の協力によって社会連携・社会貢献を推進する。

3. 企業等との連携により、実践的な教育・研究を通して社会の発展に寄与できる人材を育成する。
4. 他大学・研究機関との連携を通じて、本学の教育・研究を推進する。
5. 高等学校との連携により、後期中等教育から高等教育への接続を図り、高大一貫した人材育成に努める。
6. 地方自治体等との連携により、生涯学習、文化、福祉、まちづくり、産業振興等の多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に努める。
7. 本学に対して強く連携を求めているのは住民であるという認識のもと、とりわけ「民」との交流に重点を置き、住民組織をコーディネートし、「新しい公共」の創造に貢献する若い人材の育成を目指す。
8. 地域社会との連携の中心的拠点として、本学及び地域社会が有する知的・人的資源を相互に活用し、本学及び地域社会の相互の発展に努める。
9. 地域主権の時代への展望の中で海外を含めた広域的な地域連携を促進する。
10. 国際社会への貢献及び学生の国際化教育の充実を図るため、海外及び国際的な諸機関その他の組織との連携及び人材育成の充実を図る。
11. 学生及び教職員と地域住民の様々な国際交流の機会を設け、地域社会の国際化に資する活動を行う。
12. 教育職員の研究活動や研究成果について、国際的な観点で情報を発信し、国際社会への知識及び技術の提供に努める。

点検評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

評価の視点 4：学生の「地域貢献力」育成、教員の社会貢献の取組

本学では、愛知大学設立趣意書（資料 1-1）に基づき、「建学の精神」として「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」を掲げている。同趣意書及び「建学の精神」を踏まえ、地域社会への貢献をうたい、本学設置以来 70 年以上にわたって「地域社会貢献」を一つの柱に教育研究を展開してきた。2016 年度には、同趣意書及び「建学の精神」に基づき第 4 次基本構想（～2020 年度）を策定し、地域社会との連携をより活発にするべく、「多様な社会連携の推進」、「全学的な社会連携運営組織への再編」、「同窓会・後援会との連携」等を目標に掲げた。こうした経緯を踏まえて、本学学生ならびに教職員の地域連携に関するガイドラインを示すものとして、2017 年度第 14 回大学評議会（2018 年 1 月 18 日開催）において、地域連携基本方針（以下、「基本方針」）（資料 9-2）を策定した。その後、その基本方針に基づいて、2018 年 11 月に、第 4 次

基本構想の最終年度である 2020 年度までの地域連携基本計画（以下、「基本計画」）（資料 9-3）を掲げた。基本計画の項目については、重要度・緊急度等に応じて差があるため、(1) 早急に検討・実施すべき事項、(2) 今後検討・実施すべき事項、(3) 検討を開始すべき事項、の 3 つに分類した。

基本計画及び法人全体の基本構想や事業計画書を踏まえ、社会連携・社会貢献に取り組んでいる。具体的な取り組みの内容は以下のとおりである。

1. 全学的な社会連携運営組織への再編

本学では、地域連携活動を推進するために地域連携推進会議を設置している。地域連携推進会議は、地域連携推進会議規程（資料 9-4）に基づき、学長（議長）、副学長、事務局長、学部長、短期大学部長、地域連携室長、地域連携室副室長、国際研究機構長、地域研究機構長により構成している。2019 年 4 月、地域連携を推進するため、地域連携推進会議を支える事務組織の充実をはかった。すなわち、総務課から分離・独立させる形で、地域連携推進事務室を設置し、専任職員 2 名、派遣職員 2 名の配置をした。

2. 地方自治体等の連携（資料 9-5【ウェブ】）

生涯学習、文化、福祉、まちづくり、産業振興などの多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与すること等を目的として、以下の地方自治体等と連携協定を締結している。2018 年度は新たに知立市、長野県売木村と、2019 年度には岡崎市とそれぞれ連携・協力に関する協定を締結した。また、豊橋市・豊橋商工会議所・豊橋市内高等教育機関（豊橋技術科学大学、豊橋創造大学、豊橋創造大学短期大学部）とは、相互の人的・知的資源の活用を図り、多様な分野で協力していくため、包括連携・協力に関する協定をそれぞれ締結、「豊橋産官学地域連携プラットフォーム」（資料 9-6【ウェブ】）を 2018 年度に形成した。2019 年度は、キックオフイベントとして「豊橋産官学連携フォーラム 2019」（資料 9-7【ウェブ】）を開催した。また、豊橋市とは「令和元年度豊橋市地域連絡協議会」、「令和元年度豊橋産官学連携推進会議」を、田原市とは「第 10 回田原市と愛知大学との地域連絡協議会」を開催したほか、連携・協力に関する協定を締結している地方自治体が一堂に会した「2018 年度愛知大学との合同地域連絡協議会」（資料 9-8【ウェブ】）を開催した。

（協定締結順）

豊橋市	新城市	東栄町	南信州広域連合
名古屋国際センター	田原市	蟹江町	JICA 中部
豊川市	岐阜県三市一村（高山市、飛騨市、下呂市、白川村）		
名古屋市中村区	山形県川西町	蒲郡市	愛知県東三河県庁
岐阜県土岐市	豊根村	東三河広域連合	名古屋市市民経済局
静岡県湖西市	静岡県浜松市	名古屋市住宅都市局	三遠南信地域連携ビジョン推進会議
弥富市	知立市	長野県売木村	豊橋産官学地域連携プラットフォーム

岡崎市			
-----	--	--	--

上記のとおり、数多くの自治体との協定締結の現状がある一方で、協定締結に至るまでの手続きの指針がないこと、協定自治体の中には事業が低調な状態であるところもあり、連携事業全体の検証が必要であったことなどの課題があった。これらの課題を解消し、連携事業の活性化をはかるため、自治体との連携・協定に関するガイドライン（資料 9-9）を策定した。

3. 地域連携活動の取り組み事例

本学では、前述のとおり、多くの地方自治体・団体と連携・協力に関する協定を締結し、様々な地域連携活動を展開している。その活動内容は「愛知大学地域連携活動報告書」（資料 9-10）（以下、「報告書」）にまとめられている。主な取り組みを以下に紹介する。

- (1) まちづくりに関する市民参加促進の仕組みづくり【飛騨高山大学連携センター】
報告書 P4
- (2) 岡崎市若手職員との政策提言合同発表会【岡崎市】 報告書 P7
- (3) 川西町フィールドワーク・共同研究事業【山形県川西町】 報告書 P8
- (4) 豚肉を使った商品開発とデザイン・PR 開発【愛知県東三河県庁】 報告書 P10
- (5) 「広報ちりゅう」記事作成事業【知立市】 報告書 P12
- (6) 中村区区民会議ワークショップ【名古屋市中村区】 報告書 P16
- (7) キャリアデザイン特殊講義（連携自治体） 報告書 P14

この他、2019 年度から豊橋校舎において地域連携活動に取り組む学生パートナー制度（資料 9-11【ウェブ】）が発足し、大学周辺の清掃活動（資料 9-12【ウェブ】）や地場食材を使用した学食メニューの提供（資料 9-13【ウェブ】）等に取り組んだ。

なお、上記を踏まえ、危機対応として、多くの学生が学外での地域連携活動に参加している現状に鑑み、①賠償責任保険の全学的加入の検討要請、②トラブル等発生時の対応手順の確認、等を行った。

4. 学内外に向けた情報発信の促進

2020 年度に取り組む事項として、本学全構成員に対する「地域連携の経験及び展望に関するアンケート調査」を実施し、その分析をもとにして、①地域連携に関するホームページの充実（資料 9-5【ウェブ】）、②一読して概要が理解できる汎用的なリーフレット、簡易版のリーフレット及び活動報告書の作成、③名古屋校舎内のデジタルサイネージ、ポスター等を活用した活動状況の周知、に取り組むことを確認した。その他、学生の地域連携活動として、SNS（インスタグラム、Twitter 等）で、情報発信を行っている。

5. 学生の「地域貢献力」育成に向けた取り組み

学士課程における特徴的な取り組みとして、2011 年度に設置した地域政策学部での取り組みが挙げられる。同学部は「地域を見つめ、地域を活かす」をコンセプトとし、その学問体系の中で、少子高齢化や産業のグローバル化などによって大きく変化する地域社会を

見据えて「課題発見」と「課題解決」の力である「地域貢献力」を備えた人材の育成に取り組んでいる。同学部のカリキュラム（正課活動）では、文献研究や社会調査など研究活動の基礎となる技術を身につけるとともに、フィールド・ワークや行政への政策提案など、地域との関わりを重視した教育に取り組んでいる。特徴的なものとして、いわゆる地域連携型授業（専門教育科目「東海地域の今日的課題」、「地域政策学特殊講義」）において首長、自治体、企業、NPO など地域政策の第一線で活躍する方を外部講師として招聘し、リレー授業を実施している。

このカリキュラム（講義や演習）で学んだことを地域社会で検証し、住民や自治体と連携して地域社会の問題を見つけ、さらなる学習へつなげることを目的として行う取り組みとして「学生地域貢献事業」を推進している。学部創設時の 2011 年度より継続しており、2019 年度は 9 年目を迎え、19 団体、延べ参加学生数約 350 人に及んでいる。継続して事業に取り組むことで、地域貢献に対する同学部の姿勢が地域社会に浸透し、地域からの認知度・信頼度が高まっている。

同事業の全団体には複数の支援教員が付き、また各団体は地域社会の様々な現場で、地元住民や自治体職員等と共に活動を行っている。同事業は、同学部の附置センターである地域政策学センターが管轄し、企画発表会、中間報告会、最終報告会を開催し、毎年度末には事業報告書も刊行している。このことにより、成果と課題を理解し、次年度の取り組みに向けて改善を行っている。

学外での活動が多くなることから、地域貢献事業の実施マニュアル（教員用、学生用）を作成し、危機管理も含めた対応をとっている。

なお、私立大学研究ブランディング事業（テーマ『越境地域マネジメント研究』を通じて縮減する社会に持続性を生み出す大学』として 2018 年度に採択）の一環として、同事業のこれまでの取り組みをまとめた冊子（資料 9-14）を作成し、学内外に活動内容を紹介・周知している。

また、前述の地域連携室との関係としては、主に自治体との協定締結や連携事業の受託などを同連携室にて担い、自治体からの連携依頼の内容に応じて同事業の適切な団体に活動を依頼している。同連携室と同学部、地域政策学センター、同事業の各団体との連携は適切に行われている。

6. 教員による社会貢献の推進

本学では、様々な場面で本学専任教員が社会貢献活動を積極的に行っている。受託・共同研究の実施に努めており、2019 年度現在、地域連携室からの依頼への対応（外部機関への委員就任や事業の受託等）や、地域政策学センター、三遠南信地域連携研究センター、中部地方産業研究所及び総合郷土研究所等を通して本学教員の調査・研究による社会貢献を進めている。また、本学教員の多くは学外機関・諸団体の委員等への就任を通して社会貢献を行っている。特に地域政策学部においては委員等への就任状況を教授会で情報共有している。

さらには、地域政策に関する教員相互の理解を深めるため、地域政策学部の下に設置されている「地域政策学センター」において紀要『地域政策学ジャーナル』を刊行し、各教員が考える地域政策論を継続掲載している。また、同センター研究員や共同研究の研究発

表を同学部教授会前に実施し、研究成果の共有に努めている。

7. 多様な社会連携推進

ささしまライブまちづくり協議会においては、その一員としてエリアマネジメント推進に参画している。名古屋駅とささしまライブ間のシャトルバスの運行、各種イベントの開催、同地区内の清掃活動や放置自転車対策などに貢献した。また、2020年2月には、任意団体であった協議会が一般社団法人化され、今後、同地域の発展に向けて、本学はさらに大きな役割を果たしていくことになる。

国際ビジネスセンターにおいては、中国・東アジアなど各国・地域に関する各種ビジネス情報の収集・提供、講演会・シンポジウム及び国際ビジネス事業に資する人材養成産学連携講座の開催等に取り組んでいる。ビジネスセミナーの実施(年3回)、高度ビジネス人材開発セミナーの新規事業の開催(年2回)、企業と留学生の交流会：テイスティングイベントの開催、マーケティングセミナー、学生によるビジネス支援活動、ビジネスプロフェッショナル養成スクールの開講(第5期)、各種関連書籍の購入・配架など、中部圏の企業・団体等の国際ビジネス展開及び人材育成に資する活動を展開している。

図書館においては、地域の図書館及び関連組織等との連携を取りつつ、地域及び社会の課題解決へ向けた図書館サービスの創出並びに図書館活動を展開してきた。地域の大学図書館との連携においては、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会理事校業務及び東海地区大学図書館協議会運営委員校(総会会場校)を務め、地域公共図書館との連携においては豊橋市図書館協議会委員(豊橋図書館長)、みよし市図書館協議会委員(名古屋図書館事務課長)、愛知図書館協会研修委員(豊橋図書館事務課長)を務めた。また、本学図書館は、同窓生・一般社会人・近隣他大学学生等に開放している。

8. 緑の協力隊・ポプラの森

日本沙漠緑化実践協会が主催する中国内モンゴル自治区クブチ沙漠での植林ボランティアを、大学創立50周年記念行事として1995年より「緑の協力隊・ポプラの森」(資料9-15【ウェブ】)として派遣し、地域の環境整備、経済発展の一助となるべく続けてきた。学生および一般の方の参加を募り、2019年度は8月17日から23日の日程で、21名の派遣隊を編成し活動を行った。実績として26回、延べ793名を派遣し、19,835本のポプラを植えてきた。

9. 公開講座

本学の教育研究の成果及び知見を社会に還元すべく、単独または地方自治体等と連携した大学主催の公開講座を定期的に開催している。中部経済同友会と共催する「愛知大学中国公開講座」は2004年から毎年開催しており、2019年度は通算20回を数えた。同年度は「愛知大学理事・評議員 伊豆見元氏」と「ハーバード大学名誉教授 エズラ・ヴォーゲル氏」を講師に全2回開催し、前者は449名、後者は862名が受講した(資料9-16)。一方、地方自治体と連携した公開講座について、2019年度は名古屋市教育委員会生涯学習課、名古屋市中村区、名古屋市中川区、名古屋市東区、豊橋市、大府市、西尾市、蒲郡市、幸田町、蟹江町と連携し、市民向け講座を開催し文化の発信を通じ地域社会への貢献に努めて

いる。特に幸田町生涯学習講座「愛知大学オープンカレッジ」は 25 年を超える実績である。各学部または研究所等が主催する公開講座も年間を通じて多数開催されている。各講座においては、いずれも定員を上回る参加申込があり、一般市民の学習意欲に応える機会となっている。

10. オープンカレッジ、孔子学院（資料 9-17【ウェブ】）（資料 9-18【ウェブ】）

本学では、社会に開かれた大学をめざし、広く一般市民を対象とした生涯学習講座として、「オープンカレッジ」「孔子学院」を運営している。年間開講講座数は 500 講座、延べ受講者数は 5,500 名を超えており、1988 年の開講以降、語学習得、資格取得、ビジネスの各講座から趣味・教養系の講座まで、生涯学習ニーズに幅広く応えている。中でも語学習得については、英語をはじめ孔子学院の中国語、ヨーロッパ、アジア言語と幅広く、かつ細かなレベル設定を行っている。ただし、近年受講者数が減少傾向にあるため、設定講座をブラッシュアップするとともに、2019 年度からは名古屋校舎にてビジネスパーソン向けの講座を中心に開講し、新たな生涯学習のニーズの掘り起こしをはかりつつ、社会・地域貢献のエリアを拡大するとともに、ささしまライブ地区のにぎわい創生にも貢献していくこととしている。

11. 国際交流

本学の連携協定先である JICA 中部との間で、さくらリソースルームを窓口として、おもてなしトリップ、日本文化体験教室、ジェネラルオリエンテーションなどの交流活動をさくらプロジェクトの一環として継続的に行っている。また、2015 年から愛知県と友好関係にある中国・江蘇省との間の教育交流を深めるために学内組織を立ち上げ、同省の国際交流機関および南京大学と共催により東海・北陸地方の大学生・高校生を対象とした中国語スピーチコンテストを毎年開催しているほか、同省の大学生訪問団との交流活動を行っている。さらには、名古屋にある総領事館などと共催の韓国語のスピーチ大会などの行事を毎年本学において実施し、地域の学生、市民などが広く参加している（資料 9-19【ウェブ】）（資料 9-20【ウェブ】）。今年度 2 月には、名古屋市の依頼を受けて、車椅子バスケットボールのカナダナショナルチームの事前キャンプ場所として名古屋校舎アリーナを提供し、本学学生などと交流も行った（資料 9-21【ウェブ】）。

豊橋校舎においても、豊橋市役所や豊橋市国際交流協会などと連携し、以下のとおり、外国からの訪問団の受け入れや、本学留学生が地元の祭りに参加したり、様々な交流を行っている。

- (1) 協定留学生の豊橋まつり「総おどり」への参加（資料 9-22【ウェブ】）
- (2) マレーシア高校生訪問団受入れ（資料 9-23）
- (3) 協定留学生の「豊橋祇園祭花火鑑賞会」への参加（資料 9-24）
- (4) 留学生のエフエム豊橋のラジオ出演（資料 9-25）
- (5) 留学生の「とよはしインターナショナルフェスティバル」への参加（資料 9-26）

12. 高大連携

高校生への多様な学習機会の提供、将来を見通した進路選択、大学教育への接続を図る

ことを目的として、2018 年度末時点で 6 校の高等学校と連携協定を締結している。主な事業として、本学学部教員による模擬講義及び提携校での出張講義を行っているが、東三河・浜松地区高大連携協議会に参画し、当該協議会主催「ラーニングフェスタ」には、2018 年度に学部・短大あわせて 5 講座を提供した。豊橋東高校とは、3 回目となる高大連携模擬授業を名古屋校舎にて、主に演習形式の授業を中心に実施した。また、さらに多様なプログラムを展開するため、「大学模擬授業への高校生受入れ」に関する覚書を締結した。時習館高校とは、同校が文部科学省から指定された「スーパーグローバルハイスクール」事業に対して、本学の教員、外国人留学生の派遣等を行い、連携協力を行った。

13. 大学間連携

教育研究、社会貢献等における連携協力を推進し、各大学の教育研究の発展に資することを目的として、連携協定を締結し、大学間連携を進めている。豊橋技術科学大学とは、連携協定書に基づき、2018 年 8 月 28 日（火）に連携に関する協議を実施し、授業科目連携として相互に授業を行った。また、豊田工業大学とは、連携協定書に基づき、毎年双方の学長、副学長が出席する連携報告会を実施（2019 年度は 7 月 24 日（水）に実施）し、さらなる連携の可能性等について意見交換を行った。更には 2017 年度に締結した連携 SD の実施に関する覚書に基づき、2018 年 10 月 30 日（火）に事務局管理職同士の交流を深めることを目的とした事務交流会を行った。さらに、授業科目連携として相互に授業を行った。

点検評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献に関する取り組みについては、特に大きな項目について「基本構想」の中で取り上げ、毎年の事業計画書・事業報告書の中で、点検・評価が繰り返し行われている。それがまた次の「基本構想」につながることで、持続的な点検・評価が実施されるよう仕組みが構築されている。

上記以外にも、社会連携・社会貢献に関する自己点検・評価は、方針（資料 9-1【ウェブ】）を踏まえ、以下のとおり、各組織・委員会でも実施している。

主な項目	組織・委員会	主な事務局
地域連携の推進・調整に関すること	地域連携推進会議	地域連携推進事務室
公開講座・講演会に関する	広報戦略委員会	広報課

こと		
オープンカレッジ・孔子学院に関すること	エクステンションセンター運営調整会議	エクステンションセンター
国際交流に関すること	国際化推進会議	国際交流課
高大連携に関すること	入学試験委員会	入試課
大学間連携に関すること	常任理事会	企画課

1. 公開講座・講演会に関すること

2019 年度、中国公開講座は開始以来 20 回目の節目を迎えた。毎年、東アジアを中心とした激動の世界情勢に精通した著名な講師をお招きし、広く地域社会の皆さまを対象に、分かりやすく、示唆に富んだ講演が好評である。2019 年度は本学学生、保護者の講座案内を積極的に展開し、聴講した学生や保護者の大学への満足度向上につながった。毎回、来場者にはアンケートを実施することで、公開講座運営上の問題点を明らかにし、広報戦略委員会にて協議・報告し、次年度に活かす PDCA サイクルを実践している。本学が建学の精神に示す「世界文化と平和への貢献、国際的教養と視野を持った人材の育成、地域社会への貢献」のさらなる具現化をめざし、今後もこの活動を毎年継続する。

2. オープンカレッジ・孔子学院に関すること

個別の講座では終了時に受講生の満足度をはかるためのアンケート調査を行っている。各種項目を 5 段階で評価して受講生のニーズを把握するために役立てている。これらの情報は担当講師と共有され、講座の改善、新規企画に活用されている。半期ごとに講座種類の受講者数を集計し、定期的に開催されるエクステンションセンター運営調整会議にて現状と今後の運営についての協議と方針策定を行っている

3. 国際交流に関すること

2015 年に策定した国際化の基本方針（重点 25 項目）において、地域社会との連携に関する課題も挙げられており、地域社会のグローバル化に関する本学での取り組み状況について、毎年 2 回、学長を議長とする国際化推進会議で報告、情報共有、課題の検討を行っている。

（2）長所・特色

1. 地域連携の推進・調整に関すること

地域連携基本方針に基づき進めている。名古屋校舎に地域連携推進事務室が整備されたことにより、徐々にであるが、名古屋校舎における自治体等からの連携事業の依頼が増えつつある。また、地域連携に対する学生の関心が高まり、名古屋校舎、豊橋校舎ともに地域連携プレーヤーへの登録数と活動数が急速に増加しつつある。

2. 学生地域貢献事業に関すること

地域政策学部を主体とした「学生地域貢献事業」は、同学部の特色を十分に反映した取り組みである。正課授業を通じて得た知識や技術を地域社会で検証し、地域の住民や地方自治体と連携して地域社会の問題を見つけ、さらなる学習へつなげることを目的としている。地域活性化のための企画提案にとどまらず、実際に活性化へ向けて企画提案を実行すべく、スケジュール調整・会計まで学生が主体的に行うことが特長である。実施した内容は年間活動報告として取り纏め、その中で成果と課題を明らかにして次年度へと繋げている。同事業の活動は学生が主体となるため、自ら問題を探す積極性や、課題や問題に直面した場合に解決に向けた方法論を自分たちで考えることなど、いわゆる社会人基礎力を地域社会という実践の場を通じて養われることが大きな強みである。それと同時に、地域社会の活性化に繋がり、地域社会への貢献を果たしている。さらには、地域社会の方々とともに事業を推進することで、同学部の取り組みが地域の方々に十分に理解されることになり、強いては本学の教育全般への理解と協力を得る重要な側面を担っている。

同学部において、同学部の教育研究上の目的の達成に向けて、正課活動はもちろんのこと、正課外活動として同事業を意欲的に取り組むことで、地域社会への貢献を果たしていることは、建学の精神で「地域社会への貢献」を掲げる本学において大きな長所といえる。

3. 公開講座・講演会に関すること

2004 年の車道校舎開校を契機に始まった中部経済同友会共催「愛知大学中国公開講座」は、本学と中部地方経済界を結び付ける太いパイプ役を担っている。また、本学の特徴である中国をはじめとした東アジア研究業績の蓄積は、著名な講師陣の招致につながっている（資料 9-27）。

4. オープンカレッジ・孔子学院に関すること

愛知大学のブランドイメージを活かしたオープンカレッジは、東海地区大学の中では最大級の規模を誇り、幅広い講座を提供する。長年の中国との交流と研究で築き上げた実績をもつ孔子学院は日本国内に 15 校ある孔子学院中でも最大規模を誇り、充実した中国語講座を提供する。いずれも生涯学習を通じて地域社会へ大きな貢献を果たしている。

5. 国際交流に関すること

前述のとおり、特に豊橋地区においては豊橋市や関係団体等を中心に、市内他大学とも協力し、地域に根付いた様々な国際交流、貢献活動が以前から行われている。

6. 高大連携に関すること

高大連携における長所として、高校生が早期に大学での教育内容に触れることによって、自身の進路選択、キャリア選択の一助になること、大学側には入学後の学習イメージを持つことによって、大学教育へのさらなる関心と興味をもって入学する意欲向上に繋がる。また、高等学校教員との意見交換・ヒアリングの機会を定期的に持つことによって、高大連携の在り方について、適宜、高大接続への具体的取り組みを検討すすめる機会となっている。

（３）問題点

1. 公開講座・講演会に関すること

公開講座の受講者は高齢者が中心となっており、年齢層の偏り解消が課題である。これを改善するために、2019年度は全学生の保護者自宅宛てに「ハーバード大学エズラ・ヴォーゲル名誉教授」の講演会開催案内をダイレクトメールにて告知した。土曜日開催であったものの、保護者の受講は20名程度にとどまった。今後も案内告知を継続し、ニーズの把握に努めたい。

2. オープンカレッジ・孔子学院に関すること

全体の開講講座数と受講生数は緩やかに減少傾向にある。高齢化・ICT社会の到来によって生涯学習への潜在的ニーズは高まっている一方で、その内容は多様化してきている。その変化に的確に対応し、新たな社会貢献とするために、講座の全体構成やカリキュラムについて改善を実施していく必要があり、その準備を進めている。

3. 国際交流に関すること

特に名古屋地区において、JICA 中部以外でも県、市、周辺自治体、関係団体等との様々な国際的な連携や取り組みを、学内関係部署とも連携しつつ、大学全体としてさらに広げていく必要がある。

4. 高大連携に関すること

高大連携の問題点として、実施する取り組み内容（模擬授業等）の決定後、実施日程の調整・決定には苦慮している。高校側の希望する日程が、大学の講義等に影響がないよう調整の上、実施しているが、現状、日程調整には相当の負担が生じている。これ以上の対応件数を増やすことが容易ではない。人材資源も限りがあるため、時間的・人的な配慮が必要となっている。

（４）全体のまとめ

本学では、愛知大学設立趣意書に基づき、「建学の精神」として「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」を掲げている。同趣意書及び「建学の精神」を踏まえ、地方社会への貢献をうたい、本学設置以来70年以上にわたって「地域社会貢献」を一つの柱に教育研究を展開してきた。本学学生ならびに教職員の地域連携に関するガイドラインを示すものとして、地域連携基本方針を策定し、さまざま取り組みを行っている。

地方自治体等との連携については、生涯学習、文化、福祉、まちづくり、産業振興などの多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与すること等を目的として、30近くの地方自治体等と連携協定を締結し、活動している。ささしまライブまちづくり協議会においては、その一員としてエリアマネジメント推進に参画し、名古屋駅とささしまライブ間のシャトルバスの運行、各種イベントの開催、同地区内の清掃活動や放

置自転車対策などに貢献した。国際ビジネスセンターにおいては、中国・東アジアなど各国・地域に関する各種ビジネス情報の収集・提供、講演会・シンポジウム及び国際ビジネス事業に資する人材養成産学連携講座の開催等に取り組んでいる。また、日本沙漠緑化実践協会が主催する中国内モンゴル自治区クブチ沙漠での植林ボランティアを、大学創立 50 周年記念行事として 1995 年より「緑の協力隊・ポプラの森」として派遣し、地域の環境整備、経済発展の一助となるべく続けてきた。さらには、本学の教育研究の成果及び知見を社会に還元すべく、単独または地方自治体等と連携した大学主催の公開講座を定期的に開催し、一般市民の学習意欲に応える機会となっている。

社会貢献を実現する取り組みとして、特に「地域を見つめ、地域を活かす」をコンセプトとしている地域政策学部の取り組みが特徴的である。カリキュラム（正課）を通じて得た知識や技術を地域社会で検証し、地域の住民や地方自治体と連携して地域社会の問題を見つけ、さらなる学習へつなげる取り組みは本学の建学の精神を具現化する先進的な取り組みであるといえる。

以上のことから、本学の社会連携・社会貢献に関する取組は、大学基準に照らして良好な状態にあると考える。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では、2011年度第13回学内理事会（2011年12月5日開催）において、「大学運営・財務に関する方針」を策定した。その後見直しを行い「大学運営に関する方針・財務計画」に改めることとし、2019年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この方針・財務計画は、策定段階で各学部の教授会及び関係委員会並びに事務局各課室に照会・配付し意見を求めているほか、本学公式ホームページ（資料10(1)-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

大学運営に関する方針・財務計画

愛知大学学則第1条に、「本大学は、教育基本法及び学校教育法並びに本学の設立趣意書に基づき、高い教養と専門的職能教育を施し、広く国際的視野をもって人類社会の発展に貢献しうる人材を養成することを目的とする。」と規定している。常に変化する環境に対応しつつ、本学の目的を実現出来る実行力のある管理運営体制、（すなわち法人組織が教学組織を十分に理解し、教学事項が十分に尊重される管理運営体制）を整備することを愛知大学の管理運営方針とする。なお、方針を具体的に推進するために、第4次基本構想に次の項目を策定し、学内外に周知・公表している。

1. 大学運営

本学の目的及び中・長期計画である基本構想の実現に向けて、具体的な事業計画を確実・迅速に実行できる管理運営に努めるとともに教学の改革を推進する教学マネジメント体制の強化を図ることを大学運営の方針とする。

2. 財務

(1) 収入増加策、収支計画

1. 経常費補助金、各種補助金を積極的に獲得する。
2. 寄付金制度の充実策を検討すると共に寄付者の節税環境の整備に努める。

3. 安定的な収入を確保すると共に、収入源の多様化を図り、経常収支差額比率 10%以上を実現する。

(2) 支出の合理的な配分

1. 人件費、教育研究経費、管理経費の配分バランスを維持し、財政 3 指標の目標(教育研究経費比率 30%以上、人件費比率 50%未満、経常収支差額比率 10%以上)を達成する。

2. 大学全体の教職員数の在り方、教職員の枠組みや構成等の見直しの検討を行う。

3. 教育研究経費(減価償却を除く)は優先的に配分していくと共に教育研究経費比率(決算ベース)を 30%以上に維持することに努める。

4. 借入金の契約返済分を確実に返済し、財務健全化を図る。

5. 学長裁量経費、特別重点研究等の制度充実により、教育研究水準の維持・向上に努める。

(3) 資金積立および運用

1. 新学部設置等の教学組織再編や設備整備等の将来計画を見据え、計画的に資金を積み立て、教育研究活動を安定して遂行するための財政基盤を充実させる。

2. 安全性を重視し、資金運用管理基準見直しの必要性を検討しつつ、確実な資金運用を計画的に行う。

(4) AUS への対応

1. 子会社 AUS と協力し、AUS の事業展開により大学の業務負担をさらに減らす可能性や、AUS の新たな利益獲得の機会を追求する。

2. 業務委託等の判断について、大学・AUS 双方に便益をもたらし、子会社 AUS からの寄付金収入が最大となるよう、留意する。

点検評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

学校法人の業務の円滑な遂行に資するため、寄附行為、同施行細則、常任理事会運営内規、学内理事会運営内規、副学長に関する規程、大学評議会規程等を定め、それに基づき、

教授会、教学委員会、大学評議会、常任理事会、学内理事会等の組織機能や、理事長（学長）等の職務に関する主な権限を、職務権限基準（資料 10(1) -2）に規定し、権限と責任を明確化している。

<法人組織>

1. 理事長

理事長は、学長をもってこれにあてる。（学校法人愛知大学寄附行為第 7 条第 2 項）（資料 10(1) -3）

2. 常務理事・常任理事会

（ア）常務理事

常務理事には、副学長及び事務局長をあてる。（学校法人愛知大学寄附行為施行細則第 5 条）（資料 10(1) -4）

（イ）常任理事会

常任理事会は、寄附行為第 14 条第 7 項に基づき法人内に置かれ、理事会において決定した基本方針に基づき、日常業務の執行にあたるとともに、学内理事会の議を経て、理事会及び評議員会に提案する事項及びあらかじめ理事会から付託された事項について審議・立案する。（常任理事会運営内規第 3 条）（資料 10(1) -5）

3. 学内理事会

学内理事会は、寄附行為施行細則第 9 条に基づき法人内に置かれ、次の各号に掲げる事項について、常任理事会からの提案をうけ、審議・調整の上、大学評議会の議を経て、理事会に提案する。また、教学に関する常任理事会からの提案について審議・調整するとともに、各教授会等から提起された事項について連絡・調整の上、大学評議会に提案する。（学内理事会運営内規第 3 条）（資料 10(1) -6）

- （1）基本的な事業計画
- （2）予算及び決算
- （3）重要な給与制度の変更
- （4）重要な管理運営組織の変更
- （5）重要な学校財産の取得、管理及び処分
- （6）その他、理事長の必要と認める事項

4. 理事会

理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。（寄附行為第 14 条）（資料 10(1) -3）また、理事会の議事は、寄附行為施行細則第 3 条に規定している。（資料 10(1) -4）

5. 評議員会

評議員会は、私立学校法第 42 条に基づき、理事会の諮問機関として位置付けており、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(寄附行為第 24 条) (資料 10(1) -3)

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 残余財産の処分に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

<大学組織>

1. 学長、副学長、大学評議会

(ア) 学長

学長は、学長選挙規程（資料 10(1) -7）及び学長選挙規程施行細則（資料 10(1) -8）に則り、学長決定選挙により選出される。学長の権限については、学則第 8 条第 2 項に「校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と明示している。

(イ) 副学長

副学長は、副学長に関する規程（資料 10(1) -9）に則り、本学の専任職員のなかから学長が任命する。副学長の権限については、学則第 8 条の 2 第 2 項に「副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。」と明示している。

(ウ) 大学評議会

大学評議会は、学則第 13 条に基づき置かれ、次に掲げる事項について、理事会に先立って、理事会への提案内容を確認するために行う。ただし、理事会より権限委譲を受けた事項については、大学評議会で決定することができる。（大学評議会規程第 2 条）（資料 10(1) -10）

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 教学に関する重要な事項
- (4) 人事及び給与制度に関する重要事項
- (5) 学則の変更及び重要な規程の制定・改廃に関する事項
- (6) 教学組織及び管理運営組織に関する重要事項
- (7) 重要な学校財産の取得、管理及び処分
- (8) その他、学長の必要と認める事項

大学評議会は、次の者をもって組織することとしている。（大学評議会規程第 3 条）（資料 10(1) -10）各学部や事務職員の代表者が選出委員として参加しており、教職員からの意見を反映する仕組みが整えられている。

- (1) 職務上の委員

学長兼理事長、副学長、事務局長、文学部長、経済学部長、国際コミュニケーション学部長、法学部長、経営学部長、現代中国学部長、地域政策学部長、短期大学部長、大学院長、法務研究科長、教学部長、企画部長

(2) 選出委員

文学部、経済学部、国際コミュニケーション学部、法学部、経営学部、現代中国学部、地域政策学部の教授会から選出された者各2名、及び短期大学部教授会から選出された者1名、並びに事務職員から選出された者3名

2. 学部、学部長、教学部長

(ア) 教授会

各学部教授会は、学則第11条に基づき置かれ、「愛知大学教授会規程」において、「それぞれの学部に属する教育研究に関する事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。」と、その役割並びに学長による意思決定と教授会の役割との関係を明確化している。さらに同教授会規程では、会議の招集・定足数、議事の議決要件、審議事項等を定めている（資料10(1)-11）。なお、学部長は各学部の選挙規程（資料10(1)-12～18）により選出される。学部長の権限については、学則第9条第2項に「学部長は、学部を総轄する。」と明示している。

(イ) 教学委員会

本学全体の教育方針及び教育環境の整備にかかわる事項や学部間のカリキュラムの改革等の各学部共通事項に関しては教学委員会が審議・立案し、各教授会に提案する形をとっている。委員会の会議は、教学部長が招集し、議長となる。教学部長は、教学部長推薦委員会の推薦により、常任理事会の議を経て、学長が委嘱する。（資料10(1)-19）

3. 大学院、大学院長、研究科長

(ア) 研究科委員会

研究科委員会は、それぞれの研究科に属する教育研究に関する事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べることになる。研究科委員会は研究科長が招集し、議長となる。大学院の組織及び運営に関する規程（資料10(1)-20）では、会議の招集・定足数、議事の議決要件、審議事項等を定めている。

(イ) 大学院委員会

大学院に共通する事項は大学院委員会で審議され、学長が決定を行うに際して意見を述べることになる。大学院委員会は、大学院長が招集し、議長となる。大学院長、研究科長及び大学院委員は、大学院長、研究科長及び大学院委員の選挙に関する規程（資料10(1)-21）によって選出される。

4. 専門職大学院

専門職大学院法務研究科には法務研究科教授会が置かれている。法務研究科教授会

は、法務研究科長が招集し、議長となる。専門職大学院学則（資料 1-4）では、会議の招集・定足数、議事の議決要件、審議事項等を定めている。

<危機管理対策>

1. 危機管理体制

本学において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、情報の収集と共有・利用を適切に行い、迅速かつ的確に対応するため、「危機管理に関する規程」（資料 8-8）を定め、「危機管理委員会」を設けている。緊急対策本部の設置が必要と判断された場合には、「危機管理に関する規程」第 11 条に基づき、直ちに同本部を設置することになる。

2. 危機管理委員会

危機管理委員会は、学長（委員長）、事務局長（副委員長）、副学長 1 名、総務部長、事務部長で構成し、以下の事項を審議する。

- (1) 危機管理ガイドラインの策定、改訂および周知に関すること
- (2) 危機管理教育、研修の企画・立案及び訓練の実施に関すること
- (3) 危機管理体制・対策の評価、見直しに関すること
- (4) その他危機管理に関し必要とする事項

3. 危機管理委員会の専門部会

危機管理委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。現時点で常設されている専門部会は、以下のものがあり、それぞれ部会に関する要綱が定められている。

- (1) 危機管理委員会 感染症対策部会（資料 8-9）
- (2) 危機管理委員会 情報セキュリティ部会（資料 8-10）

以上の法人組織、大学組織において、職務権限基準等の関係規程に則り、適切な管理運営を行っている。

点検評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点	： 予算執行プロセスの明確性及び透明性
	・ 内部統制等
	・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成は、理事会で承認された予算編成方針や申請時の注意点などを全学向けの予算申請説明会で周知した上で、各予算単位より申請が行われている。これを財務課が取りまとめ、経営担当副学長、事務局長、所管の事務部長で構成されたメンバーで、各单位へのヒアリングおよび折衝を実施した後、予算案を作成している。予算案は、その後、常任理事会、学内理事会、大学評議会と進み、評議員会の議を経て理事会で最終決定している。

予算編成時には、事業目的が明確かどうか、第4次基本構想との関連性がある事業かどうか、算出根拠が適正であるか、継続事業の場合は前年度の実績や効果の確認等を行い、適切に申請が行われているかを詳細に確認している。

予算の執行および管理については、予算の編成方針の中でも、「学生生徒等納付金が大部分を占める大学の収入構造は極めて固定的な性格を持つため、支出の成り行き管理は許されない。このため各単位は、経理規程及び金銭出納規程に基づき、予算に表明された事業計画を予算通りに達成できるよう努める。」として執行管理を行っている。

予算の執行は、「予算単位」、「事業目的」、「勘定科目」を単位として編成されており、経理システムにより管理されている。各課室は、支出伝票を起票するたびに「目的残高」「科目残高」を確認でき、別途「予算管理簿」を出力することにより、その時点までの予算執行状況を確認することができる。また、システム上、予算を超えた執行ができないようになっており、必要があれば、補正予算を申請するなど、特別な手続きが必要な仕組みとなっている。

各単位が予算執行した内容は、経理担当課（財務課、名古屋・豊橋総務課）において具体的内容や予算の執行状況などを日常的に確認している。また、当初予算編成時や補正予算編成時には、事業ごとの申請総額や費目別の申請額を過去の予算と比較したり、費用対効果の確認をしたりする等、その妥当性を検証している。

予算上の目的は「経常予算」、「継続事業予算」、「新規事業予算」の3つに区分しており、その数は2019年度予算ベースで経常予算176、継続事業予算62、新規事業予算270である。経常予算は光熱水費のように毎年度経常的に発生する費用を計上する予算区分で、新規事業予算は単年度または複数年度で新規に取り組む事業に係る費用を計上しており、継続事業予算はその中間に位置付けている。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みについて、限られた予算を効果的・効率的に配賦する観点から、P（予算申請）⇒D（予算執行）⇒C（実績評価・差異分析）⇒A（改善提案・実行）⇒Pというサイクルが継続的に行われるよう2015年度より目的別事業評価シート（資料10(1)-22）による検証を実施している。なお、対象は作業効率性を考慮し、一部の新規事業予算と継続事業予算を中心に実施している。

点検評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点	：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置
	・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
	・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
	・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
	・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、「愛知大学事務分掌規程」（資料7-2）に基づき、「学校法人愛知大学

並びにその設置する学校及び研究所等の業務を行うため事務部を設け、その下に課、事務室(以下、「課室」という。)を置く。ただし、事情によっては、事務部に属さない課室を設けることができる。」としている。

現在の事務組織は、前述の事務分掌規程及び「愛知大学の教育及び事務組織図」(資料 10(1) -23) のとおりである。事務局長を事務局トップとして、企画部、総務部、教務事務部、学生支援事務部、学術支援事務部が配置されている。従前は、校舎単位で事務部長をおく「校舎事務部長制」がとられていたが、業務ごとに事務部長を配置する「担当事務部長制」へ移行した。各事務部において、それぞれ事務部長が置かれ、各事務部に置かれた課室を束ねている。校舎事務部長制から担当事務部長制への移行についても、業務内容の多様化、専門化に資するものであると言える。

直近の事務組織の見直しとして、2017 年 4 月に事務組織の大きな再編が行われた。その概要は、(1) 完全な担当事務部長制への移行、(2) 名古屋校舎 2 期工事完成に伴う再編、(3) 国際化推進のための事務体制、(4) 経理課と資金課の統合、等が主なものであった。2019 年 4 月には、大学全体の地域連携活動を推進するための事務体制として地域連携推進事務室を設置するとともに、キャリア形成支援体制の見直し、大学院研究科の名古屋校舎移転に伴う体制の変更等を行い、現在の事務組織に至っている。このように必要に応じて事務組織を見直すことにより、業務内容の多様化、専門化に対応し得る体制を整えている。

また、事務職員の人事管理の円滑な運用を図るため、その重要な事項について審議する理事長の諮問機関として、人事担当者会議を置き、定員設定基準及び人員計画、昇格、異動等の基準、採用に関する事項等を審議している(資料 10(1) -24)。人事異動については「事務職員人事異動取扱規程」(資料 10(1) -25) に異動配置の方法及び基準等について定め、適切に運用している。人事考課を含む事務職員人事制度の見直しについては、本学の将来ビジョンの実現を見据えた人事・組織・財政面の改革に資するものとして位置づけ、2021 年 4 月に新制度が導入できるよう検討を進めている。

教職協働という観点では、2012 年度以降、事務職員の委員としての委員会への参画を進めた。従前、事務職員の各種委員会の携わり方は、多くの場合、幹事として委員会の運営にあたるのみで、委員としての権限を有していなかったが、例えば、教学委員会では、教務事務部長や教務課長が委員として加わり、また、研究委員会では、学術支援事務部長が委員になった。学生部委員会やキャリア支援センター委員会においても、学生支援事務部長が委員として参画している。さらに、学長の下に設置された各プロジェクトのメンバーとして、また、担当の副学長や関連の委員長と連携して企画提案を行う等、事務職員が教育職員と協働して活動する機会が増えている。このような中で、教育職員以外の視点での意見が反映され、多角的な検討が行われるようになった。

点検評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員が必要な知識及び技能を習得し、その能力及び資質を向上していくことを目的としてスタッフ・ディベロップメント（SD）を推進している。

事務職員においては、2019 年度から新たに人事担当者会議で第 4 次基本構想および 2019 年度事業計画書を基にした事務職員研修基本方針を示した。同基本方針は、合同課長会議（2019 年 5 月 28 日開催）にて確認し、事務局全体に周知している。

■事務職員研修基本方針

『将来の長期ビジョン(10 年後の大学将来像)の実現を見据え、事務職員に必要とされる能力の開発をめざす』

研修を通じて、個々の能力・スキル（マネジメント力、情報収集・分析力、問題発見力、企画・立案力、専門力、マインド等）の向上を図り、事務組織力の強化に努める。事務職員研修については、「愛知大学に求められる事務職員像」および「人材育成方針」に基づき「2019 年度 事務職員研修基本計画」を策定、各種の研修を通じて主体的に行動できる職員の育成や、業務・サービスの付加価値向上や効率化・合理化に繋がる成果を期待する。

■重点項目

- ・求められる能力向上を主眼とした研修（階層別研修）を実施する
- ・全事務職員がメンタルヘルスへの理解を深め、心身ともに健康的に働ける職場環境をめざす
- ・将来の事務改革へ向けた体系的な研修育成制度を検討する

また、その具体策として、人事担当者会議及び事務職員研修委員会にて、事務職員研修基本方針に基づく研修基本計画を策定し、以下の研修を実施している。（資料 10(1) -26）

1. SD 研修会

SD 研修会については、重点項目で掲げたメンタルヘルスをテーマに 2019 年度中に 2 回開催した。なお、開催にあたり教育職員にも参加を呼びかけ、全学的な取組とした。

○第 1 回 2019 年 6 月 28 日（金）

「メンタルヘルス研修～ラインケアから学ぶ職場全体でのケア～」

（資料 10(1) -27）

○第 2 回 2019 年 10 月 29 日（火）

「ハラスメント防止研修 ～ダイバーシティを理解し、健全な組織をめざす～」
(資料 10(1) -28)

2. 新任者研修

新規採用の専任事務職員 1 名に対して実施した。

3. 階層別研修

各階層に求められる役割や職場における現状課題を意識した研修を実施した。2019 年度は、キャリア開発において重要な時期にある若手職員をターゲットにした、今後の業務における自律的成長に向けた行動を促すためのマインド、コミュニケーションスキルを習得することを主たる目的とした。

○階層別研修（若手職員研修）（資料 10(1) -29）

開催日：2019 年 11 月 12 日（火）

参加者：若手職員 22 名

研修目的：キャリア開発における転換期となる、30 歳前後の過渡期である職員に対し、自身の担当する業務だけではなく、チーム全体の仕事や課題にも「当事者意識」を持って関わっていくマインドを醸成し、そのために必要な考え方やコミュニケーションスキルを習得することで、今後の業務への行動目標や、自身のキャリアプランへ役立てる。

4. 管理職研修

2019 年度は、重点項目に掲げたメンタルヘルスへの対策として、管理職向けに「ラインによるケア」の考え方を学ぶ研修を実施した。

○2019 年 5 月 28 日（火） 管理職研修「職場におけるメンタルヘルス（心の健康）について」（資料 10(1) -30）

上記のほか、各課・室を単位として、日常業務遂行にあたって、必要な知識、技能、教養を習得することを目指した「課・室別研修」や、個人を単位として、事務職員の力量、資質向上に資するものに補助をする「個人研修」などにも、研修費を確保して、様々な形でスタッフ・ディベロップメント（SD）を促す取り組みをおこなっている。

また、スタッフ・ディベロップメント（SD）は、学内研修にとどまらず、学外団体主催研修も積極的に活用されている。特に日本私立大学連盟主催の各種研修には、2019 年度においては、以下のものに事務職員を参加させた。

- (1) アドミニストレーター研修
- (2) 業務創造研修
- (3) キャリアディベロップメント研修
- (4) 大学職員短期集中研修

教育職員においては、特に役職者を中心に、「学長会議」「財務・人事担当理事者会議」「教学担当理事者会議」などの私立大学連盟主催の各種会議・研修に積極的に参加するこ

とにより、研鑽に努めている。

「学長会議」は、高等教育の環境変化や国の高等教育政策を踏まえ、私立大学における教学改革を推進することを目的に開催されている。「財務・人事担当理事者会議」は、私立大学の充実・発展のための財務・人事計画の立案に資するべく、私立大学の財政、人事等経営全般に関する課題を自主的に設定し、研究・討議することを目的に開催されている。

「教学担当理事者会議」は、教学と経営両面におけるバランスのとれた大学経営の実現に資するべく、教学上の課題、改革などについて研究・討議することを目的として開催されている。これらに参加することにより、大学運営に関する知識を深め、役立てている。

点検評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の点検・評価活動として、基本構想（資料 1-20）と連続性を確保した事業計画の策定があげられる。事業計画書を作成する際には、基本構想にあるそれぞれの施策について進捗状況の確認がなされ、その進捗状況を踏まえて事業計画書（資料 1-21）を作成し、その事業計画書を踏まえて計画を実行し、事業報告書（資料 1-22）として総括がされる。更に次年度の事業計画書を作成する際には、基本構想にあるそれぞれの施策について、その進捗状況の確認がなされ、それが事業計画に反映される。

また、毎年度の予算編成についても、基本構想と連動したものになっている。年度ごとに策定される「予算編成方針」の中では、基本構想の実現に向けた事業に対する財政的な措置を積極的に行うことが謳われ、実際の「予算申請書」（資料 1-24）の中にも、基本構想との関連を記す項目が設けられている。これらは優先的に予算措置が行われることになる。

加えて、2018 年末に第 4 次基本構想の中間まとめとして、点検・評価を行った。この時点で実施できていない項目については、事業計画の作成時、また、予算編成方針の中で、積極的に取り組むよう、促した。

さらには、事務部門の点検・評価活動としては、「課室別目標管理」があげられる。本学事務局は、基本構想・基本計画を確実に達成するため、毎年度、課室別目標管理の実施状況について、別紙の要領により自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は次年度の改善に反映させることとしている。

大学運営の適切性に関する点検・評価活動として、監事による監査、内部監査室による内部監査もあげられる。2005 年私立学校法改正を受け、三様監査を念頭に置いた監査体制を強化し、常勤監事を配置した。監事は、監事監査計画（資料 10(1) -31）を策定し、理事会及び評議員会に報告し、監査結果についても監事監査意見書（資料 10(1) -32）として、理事会及び評議員会へ報告している。更に 2012 年 2 月 9 日付で監査室を内部監査室に再編し、監査体制を更に強化した。内部監査室では、理事長の下で内部監査計画（資料 10(1) -33）に基づき、研究費監査（科学研究費補助金、個人研究費の一定数）、業務監査（2019

年度から事務部単位で実施)、テーマ別監査(2019年度は「マイナンバー対応監査」を実施)、情報セキュリティ監査(1年度1校舎を実施)を行い、それぞれ監査報告書(資料10(1)-34)をとりまとめ、理事長に報告するとともに、常勤監事にも提出している。また、監査法人を含めた三様監査連絡協議会を年3回実施し、各監査状況の情報共有による連携強化をはかっている。

(2) 長所・特色

本学では、寄附行為に基づき、学長、副学長、各学部長、短期大学部長及び事務局長は、全員が理事に就任し、さらに学長は、理事長を兼務する。大学が抱える重要課題は、教学、経営の双方に関わることが多く、双方の重要な役職を兼務することは、課題の共有、意思決定、相互の連携協力等を迅速かつ円滑に行うことに資するものであり、本学の長所・特色であると考え。また、理事会は、外部理事に民間企業や地方自治体で要職に就いた経験のある方々が就任しており、社会が求める人材の育成等、経営課題のみならず、教学に関する事項についても意見が出される。教学組織を牽引する立場の役職者でもある学内理事が、学外理事と定期的に協議できる体制となっていることも、本学の長所・特色であると考え。

予算については、目的別事業評価シートによる検証を実施することにより、予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みが一定程度整備されていることは本学の長所・特色といえる。各単位が予算通りに計画的な予算執行を行えたのか、あるいは過年度の執行率の低い予算目的を再認識できること、新規事業予算についてはその効果を確認することができ、事業の「やりっ放し」を防止できること、事業の成果を確認し次年度以降の方向性を申請側と予算案作成側で相互に確認することは有益と考えている。

事務局については、従前は、校舎単位で事務部長をおく「校舎事務部長制」がとられていたが、業務ごとに事務部長を配置する「担当事務部長制」へ移行した。各事務部においては、それぞれ事務部長が置かれ、各事務部に置かれた課室を束ねている。業務内容の多様化、専門化に資するものであり、長所・特色であると考え。

大学運営の点検・評価活動として、基本構想(資料1-20)と連続性を確保した事業計画の策定があげられる。また、毎年度の予算編成についても、基本構想と連動したものになっている。さらには、事務部門の点検・評価活動としては、「課室別目標管理」があげられる。重層的に大学の運営の点検・評価活動を行う仕組みが構築されており、長所・特色であると考え。

監事、監査法人、内部監査室による三様監査連絡協議会を定期的に行い、各監査状況の進捗等について情報共有、意見交換を行っている。監査に必要となる最新情報等は、学外セミナー等に積極的に参加して習得に努めている。また、愛知県内の近隣他大学との監事、監査室とも情報交換等を行っている。

SDに関しては、2019年度に、本学の事務職員研修体系を改めて整理し、幅広く展開している各研修の位置づけや役割を体系化した。職員各々が研修の目的や意義を理解した上で、有意義な研修を行えるよう体制の強化に努めている。(資料10(1)-35) また、階層別研修では、その場限りの研修にならないよう、研修参加者に対しフォローアップ課題(3ヵ月

のアクションプラン)を実施している。フォローアップ課題を通じて、目標達成に向けてPDCAを意識した主体的な行動につなげ、さらに上司とのコミュニケーションを通じて組織で期待される役割を共有し、中核人材への成長を促すことをねらいとしている。

(3) 問題点

寄附行為第7条第2項において「理事長は、学長をもってこれにあてる。」と規定しており、学長への就任と同時に理事長となる。これにより、法人組織及び大学組織の綿密且つ適切な管理運営を可能とし、学校法人の運営に関し大変重要な役割を果たしているが、他方で理事長と学長の職務権限の区別が不明瞭になる懸念も生じており、理事長と学長を同一としながらも、職務権限を明確にすることが課題である。

大学運営について、大学評議会等を通して、教職員からの意見を反映できる仕組みは構築されているが、学生からの意見については、個別に対応をしているものの、制度として反映する仕組みが整えられていない。

予算については、執行率が低くても一度減額すると再び増額することが困難になるのではないかとという懐疑心から実績に応じた予算にすることに抵抗もあり、執行率が低くても一定程度の予算が措置されている実態もある。この点は改善の余地がある。予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みは、必要な事業に必要なだけの予算を措置するという申請側と予算案作成側の信頼関係を前提として成り立つ側面もあり、目的別事業評価シートを信頼関係構築のためのツールとして位置付けることも一案である。

SD研修会については、事務職員のみならず広く教育職員に対しても周知を行っているものの、参加率が低いことが課題である。より多くの教職員が参加できるよう、研修内容や開催日程を検討する。

教育職員管理職へのマネジメント研修の場や教育職員のSD研修の場が少なく、それら研修の機会が必要である。

(4) 全体のまとめ

本学では、建学の精神に基づく大学の目的を実現するために、大学運営に関する方針・財務計画を定め、それに則した大学運営をおこなっている。

大学業務の円滑な遂行に資するため、寄附行為、同施行細則、常任理事会運営内規、学内理事会運営内規、副学長に関する規程、大学評議会規程等を定め、それに基づき、教授会、教学委員会、大学評議会、常任理事会、学内理事会等の組織機能や、理事長(学長)等の職務に関する主な権限を、職務権限基準に規定し、権限と責任を明確化している。

予算に関しては、編成時に、事業目的が明確かどうか、第4次基本構想との関連性がある事業かどうか、算出根拠が適正であるか、継続事業の場合は前年度の実績や効果の確認等を行い、適切に申請が行われているかを詳細に確認している。システム上、予算を超えた執行ができないようになっているなど、経理システムにより適切に管理されている。また、目的別事業評価シートによる検証を実施することにより、予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みが一定程度整備されていることは本学の長所・特色といえる。その一方

で、執行率が低くても一度減額すると再び増額することが困難になるのではないかという
懐疑心から実績に応じた予算にすることに抵抗もあり、執行率が低くても一定程度の予算
が措置されている実態もある。この点は改善の余地がある。

事務組織については、必要に応じて見直し・再編を行うことにより、業務内容の多様化、
専門化に対応し得る体制を整えている。事務職員の人事管理の円滑な運用を図るため、人
事担当者会議を置き、人員計画、昇格、異動、採用等をおこなっている。また、スタッフ・
ディベロップメント（SD）に関しては、学内外の各種プログラムを活用して、教職員の意
欲及び資質の向上をはかっている。

大学運営の点検・評価活動としては、基本構想と連続性を確保した事業計画の策定があ
げられる。基本構想と連続性を確保した事業計画の策定をおこない、年度末には事業報
告書として総括がされている。更に次年度の事業計画書を作成する際には、基本構想にあ
るそれぞれの施策について、その進捗状況の確認がなされ、それが事業計画に反映される。
それらがまた次の基本構想へとつながっていく。このように大学運営の適切性について定
期的に点検・評価がおこなわれている。

以上のことから、本学の大学運営に関する取組は、大学基準に照らして良好な状態にあ
ると考える。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点 2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学では、中・長期の財政計画にかかわり、「第4次基本構想」（資料 1-20）の中で計画した。特に、財政3指標の具体的な目標として、教育研究経費比率 30%以上、人件費比率 50%未満、経常収支差額比率 10%以上を達成することを掲げた。この目標は毎年の予算編成方針（資料 1-23）の中にも反映しており、2017 年度、2018 年度決算において、財政3指標の目標を達成している。

点検評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

毎年度、予算編成方針を策定しているが、予算編成方針は大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた中期計画「第4次基本構想」の下の中期目標と位置付けている。方針では中期目標として、教育研究経費比率や人件費比率、経常収支差額比率の指標を目標として設定し、一定の教育研究環境を維持しながら収支差額の確保を目指すことと、将来の設備投資需要に備えて内部留保を積み増す内容としている。単年度の方針としては、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るため、第4次基本構想実現に向けた事業に積極的に予算措置をした上で同構想に掲げる各指標の目標値達成を目指すとしている。限られた財源の中で各種事業が最大限の成果を得ることができるよう、経常的予算に対しては基本的には前年度の予算規模と同程度で積算し、新規事業予算は必要性や緊急度、費用対効果などの観点から評価した上で予算化する方針としている。また、限られた原資の中で教育活動を活性化させるため、学長のトップマネジメントの下、学長裁量経費（資料 10(2)-1）（資料 10(2)-2）という予算措置を行っている。

財務内容について、名古屋校舎建設（第1期 2012 年、第2期 2017 年竣工）という大規模設備投資が完了したところだが、第1期は一部借入金で資金調達を行ったものの第2期は自己資金のみで対応した。また、毎年度着実に内部留保を積み増していることもあり、総負債比率は 2014 年度 29.2%から 2018 年度 23.6%と着実に改善している。

収入面では、経常収入の大部分を学納金収入が占めており今後ますます外部環境が厳しくなる状況で、安定的な学生確保に加えて、補助金や寄付金等外部資金をこれまで以上に獲得していくことが重要となる。

外部資金の獲得状況にかかわっては、科学研究費については、獲得に向けた説明会を開催する等の取組により、採択件数 24 件・配分額 38,480 千円（2014 年度）から同 41 件・54,266 千円（2018 年度）と増加傾向にある。

寄附金については、「愛知大学創立 70 周年記念募金」が 2018 年度に終了したが、募集期間全体で約 6 億円の寄付金を獲得することができた（資料 10(2) -3）。しかしながら事業活動収入に対する寄付金の比率は 0.40%（2014 年度から 2018 年度の平均値）となっており、全国平均と比して高い水準にはない（資料 10(2) -4）。

受託研究については、2014 年度 14 件 13,603 千円であったが 2018 年度 3 件 3,468 千円と減少傾向にある（資料 10(2) -5）。

補助金について、前述の予算編成方針に、補助金収入は 今後一層、大学改革等を中心とした競争的配分傾向が強まっていくことが想定されるため、文部科学省、私学事業団 に加え、総務省、経済産業省、地方自治体等の助成制度も精査し積極的な獲得に努める、としているが、事業活動収入に対する補助金の比率は 6.64%（2014 年度から 2018 年度の平均値）となっており、全国平均と比してやや低い水準にある。

資金運用について、安定的な収益確保を基本として資金運用管理規程（資料 10(2) -6）及び資金運用管理基準（資料 10(2) -7）に基づき、当年度の資金運用計画を前年度末までに理事会で承認を得て策定している（資料 10(2) -8）。この計画に即して国債・事業債を購入し、運用管理の状況を資金運用担当理事から理事会に報告している（資金運用規程第 7 条）。

(2) 長所・特色

本学では、学部を越えた全学的な視点からの教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするための予算として 2017 年度より学長裁量経費制度を導入した。①学長の意思を事業へ反映（リーダーシップの強化）、②新しい事業・特色のある事業の増加、③学部横断的・全学的な事業の増加を目的として、学長がテーマを設定して学内公募形式で行っている。各事業の内容、成果は学長の講評とともに学内の電子掲示板に公表している（資料 10(2) -9）。この取組は限られた財源の中で教育活動を活性化させる取組であり長所と考えている。

(3) 問題点

本学の財務内容は改善傾向にはあるが、全国平均に比して低い水準の指標もあり、改善の余地はあるため、負債の削減や内部留保の一層の充実といった財政の健全化が求められる。

(4) 全体のまとめ

本学では、財政3指標の具体的な目標として、教育研究経費比率30%、人件費比率50%未満、経常収支差額比率10%を達成することを掲げているが、2018年度決算においては、教育研究経費比率33.0%、人件費比率45.8%、経常収支差額比率13.0%と目標を達成しており、教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤は一定程度確保されている。

以上のことから、本学の財務に関する取組は、大学基準に照らして良好な状態にあると考える。

以 上